HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後の公立夜間中学の成立過程と学校運営に関する歴史的研究 ： 1950年～1970年代の奈良県と大阪府を中心に
Author(s)	横関, 理恵
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第14221号
Issue Date	2020-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k14221
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91046
Type	doctoral thesis
File Information	Rie_Yokozeki.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

博士論文

戦後の公立夜間中学の成立過程と学校運営に関する歴史的研究

―１９５０年～１９７０年代の奈良県と大阪府を中心に―

北海道大学大学院教育学院

教育行政学研究室

横関　理恵

目次

序章 1

第１節　本研究の対象 1

第２節　本研究の課題 4

第３節　研究の構成と方法 9

第１項　研究の視点 9

第２項　本論文の構成と方法 9

第１章　戦後の夜間中学開設の背景とその量的推移 12

第１節　戦後の義務教育段階における不就学・長期欠席の実態 12

第２節　全国の夜間中学の開設とその量的変遷 13

第１項　全国の夜間中学の学校数・生徒数の把握 13

第２項　全国の学校数と生徒数の推移 14

第３項　生徒層の推移―全国 19

第４項　地域別生徒層の推移―東京都・大阪府 25

第３節　時期区分 30

第４節　小括 32

第２章　戦後における夜間中学の成立過程 34

第１節　義務教育における長欠問題の把握とその対策 36

第２節　奈良県下の就学督励政策の模索 37

第１項　奈良県の長欠問題の把握 37

第２項　奈良県下の長欠対策 38

第３節　夜間中学の開設と展開（奈良県） 39

第４節　都市部の夜間中学開設－奈良市の場合― 45

第５節　郡部における夜間中学の開設とその展開―北葛城郡河合村― 47

第６節　小括 49

第３章　大阪における夜間中学の開設 51

第１節　大阪の夜間中学開設と夜間中学増設運動 52

第１項　1947 年から 1950 年代の大阪府下における夜間中学の開設概要 52

第２項　1960 年代末における大阪の夜間中学増設運動 53

第２節　大阪市立天王寺夜間中学の開設 63

第３節　小括 68

第４章　大阪の夜間中学の入学希望者急増と教育条件整備の課題 70

第１節　　大阪府議会における夜間中学問題 70

第１項　入学者希望者数定数超過と学級編制 70
第２項　大阪市議会における夜間中学問題―入学者急増と入学保留問題 72
第２節　「夜間中学を育てる会」の発足とその活動 74
第３節　大阪市議会における夜間中学問題 76
第１項　大阪市内夜間中学設置計画 76
第２項　「基礎学級の開講」と「増設・設備費問題」 77
第３項　大阪府下の夜間中学生の居住地 81
第４項「夜間中学を育てる会」要望書―「基礎学級の充実」と「夜間中学増設」 84
第４節　大阪市教職員組合と「夜間中学を育てる会」による夜間中学増設運動 87
第１項　大阪市教職員組合天王寺夜間中学分会から見える教育条件整備の課題 . . 87
第２項「夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての公開質問書」 88
第３項　大阪府議会における夜間中学問題の争点―「公開質問書」への応答 91
第５節　小括 93
第５章　1970 年代の奈良県における夜間中学の開設 95
第１節　「奈良に夜間中学をつくる会」の創設 95
第２節　奈良県と奈良市における夜間中学開設をめぐる議論 98
第１項「学齢超過者の教育権保障」に関する議論 98
第２項　学齢超過者の教育権保障と学校教育・社会教育との関係性 100
第３節　奈良市立春日夜間中学の開設 102
第１項　夜間中学設置構想 102
第２項　夜間中学設置申請手続きをめぐる議論-国・県・市 104
第４節　小括 109
終章 111
第１節　本研究のまとめと考察 111
第２節　残された研究課題 114
主要参考文献・資料一覧 116
初出一覧 128
研究助成 128

序章

第１節　本研究の対象

本研究は、1950 年から 1970 年代までの公立の夜間中学の成立過程とその運営を、特に奈良県と大阪府に着目して歴史的に明らかにするものである。

本研究で対象とする夜間中学とは、学校教育法施行令第 25 条（第 5 号）を根拠として公立中学校の二部授業として位置づけられたものであり、公立中学校夜間学級（以下、夜間中学）と呼ばれる。1947 年に施行された新学制において、中学校が義務教育となったが、第二次世界大戦後の混乱の中で、家庭の経済的な事情から昼間に就労または家事手伝いを余儀なくされ、長期欠席・不就学の学齢者が多くいた。これらの子どもたちに教育の機会を提供するために、公立の中学校の教員が自主的に夜間に授業を行った。その後、中学校を管轄する市町村教育委員会が関わり、公立の中学校に夜間学級が開設された。夜間中学の入学者は、1947 年開設当初から 1960 年代までは、主に学齢の子どもであったが、次第に学齢超過者が多くなり、学齢超過の義務教育未修了者がその対象となった。また入学する生徒も時代によって異なり、日本人のみならず在日韓国朝鮮人、引揚、新渡日外国人等、様々な人々の義務教育を受ける権利を保障してきた。

ここでは、まず、夜間中学を対象とした主な研究を取り上げ、先行研究において夜間中学がどのように論じられてきたのか、夜間中学研究史を概観したい。夜間中学に関する書物は、塚原雄太、見城慶和、松崎運之助、草京子等の夜間中学の教員によるルポルタージュが多く[1]、学術研究は多いとは言えない。しかし、夜間中学の教員が記録した文献から夜間中学の歩みを窺い知ることが出来る。以下では、主な学術研究を取り上げ、夜間中学研究史を概観する。戦後から 1960 年代末までになされた夜間中学研究の蓄積はごくわずかである。戦後直後の京都市の夜間中学を実態調査し、その結果から福祉的事業の一環として夜間中学を学校社会事業と位置付けようとした寺本の研究（1954）[2]や、同様の視点から尼崎市の夜間中学生の生活実態を調査研究し、学齢の児童生徒が昼間に就学することを阻害する社会的諸条件等を取り除くために学校にも社会的な支援が必要であることを指摘した雀部（1957）の研究がある[3]。1960 年代には、全国の夜間中学の開設経緯と夜間中学生の生活実態を勤労青少年に関わる諸問題との関わ

[1] 塚原雄太（1958）『夜間中学生』知性社、同（1969）『夜間中学―疎外された「義務教育」』社会新報、同（1969）『私は口を利かない－六人の夜間中学生の話』（田畑書店）、見城慶和（2002）『夜間中学生の青春』大月書店等。

[2] 寺本喜一（1954）「夜間中学生の缺席率を手がかりとする不就学長缺問題の分析」『西京大学学術報告人文』（5）1～17 頁。同（1963）「夜間中学の実態と問題点」『都市問題』54（12）56～64 頁。

[3] 雀部猛利（1957）「尼崎市に於ける夜間中学生の生活実態」『神戸女学院大学論集』4(2)、47～86 頁、同（1958）「尼崎市に於ける夜間中学生の生活実態-続-」『神戸女学院大学論集』4(2)、19～36 頁。

りで論じた尾形・長田（1967）が学術書として刊行され、全国の夜間中学の状況が概括的に把握できるようになった[4]。これに続いて、戦前の貧民教育史と連続させて戦後の夜間中学の歴史とその実態を明らかにした田中（1963）の一連の研究が蓄積され、1960 年代までの夜間中学史を概括的に描き出そうと試みる研究がなされた[5]。

1970 年代には、戦後の新中学校成立史研究の一部として大阪府下の夜間中学史を明らかにした赤塚（1978）の研究が出され 、次いで、独自の資料調査を行い全国の夜間中学の開設と廃止の過程を解明しようと試みた戦後の夜間中学史をまとめた松崎（1976）の書籍がある[6]。松崎（1976）は学術研究とは言えないが、多くの夜間中学研究で参照され一定の評価を得ている。

1980 年代から 1990 年代末までは、夜間中学研究は停滞したが、2000 年代以降、夜間中学歴史研究、公立・自主夜間中学実態調査研究、在日韓国朝鮮人に関する研究、新渡日外国人に関する日本語教育研究、教育機会確保法関連研究等、多様な視点から研究が進められた。まず、夜間中学歴史研究では、全国を対象としたものに、栗田（2001）の研究[7]、草（2013）の研究[8]、1950 年から 80 年代の夜間中学を対象とし学齢超過者の教育を受ける権利に着目し歴史的研究を行った大多和（2017）の研究[9]、さらに、1947 年から 1955 年までを対象として新たに発掘した膨大な資料を基に夜間中学の開設と廃止の年月日、廃止の理由、入学者数、生徒の属性等を詳細に実証した草・浅野（2018）の研究[10]がある。草・浅野の研究（2018）により、資料の散逸により実証が困難であった各地域の夜間中学とその生徒の基本的特徴を各学校レベルで把握することが可能となり、夜間中学の実証的研究の水準を高めた。地域に着目した歴史研究では、

[4] 尾形利雄・長田三男（1967）『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房。

[5] 田中勝文（1963）「夜間中学」の問題-その性格と成立の要因をめぐって」『教育』13（2）、国土社、93-106 頁。同（1978）「夜間中学問題を通して学校を考える」『教育学研究』29～39 頁、同「『夜間中学』にみる教育と福祉の問題－27 年のその歩みを通じて」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』一粒社、271～317 頁、同（1975）「夜間中学」浦辺史編『児童問題講座　第六巻　児童養護問題』ミネルヴァ書房、254～286 頁。

[6] 前掲、松崎運之助（1976）『夜間中学の歴史』東京都夜間中学校研究会資料室。この書籍の増補改訂版が、同（1979）『夜間中学の歴史-その歴史と現在』白石書店である。

[7] 栗田克実（2001）「公立夜間中学の諸問題」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』83 巻、211～235 頁。

[8] 草京子（2013）「すべての人に義務教育を保障するために：戦後の夜間中学の変遷から」『歴史学研究』（905）青木書店、18～17 頁。

[9] 大多和雅絵（2017）『戦後の夜間中学校の歴史　学齢超過者の教育を受ける権利をめぐって』六花出版、同（2011）「戦後夜間中学校の研究 ： 東京都夜間中学校日本語学級の開設に着目して」『日本の教育史学』54、 97～108 頁。

[10] 草京子・浅野慎一（2018）「1947~1955 年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（前編）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11(2), 93～111 頁、同（2018）「1947~1955 年における夜間中学校と生徒の基本的特徴(後篇)」12(1), 47～65 頁。

1950 年から 60 年代の京都を対象とした江口（2013）の研究[11]、1950 年代の和歌山を対象とした江口（2015a）の研究[12]、続いて、被差別部落の人間形成と義務教育との関連を神戸市内の夜間中学に学んだ夫婦の語りを分析した江口（2015c）のオーラル・ヒストリー研究[13]がある。

次に、夜間中学実態調査には、公立夜間中学を対象とし、独自調査により夜間中学生の生活と意識の実態を解明しその歴史と社会的意義を明らかにした浅野（2012）の研究[14]、公立夜間中学未設置区で自主夜間中学の実態調査によって成人基礎教育を保障する官民共同事業の在り方等を検討した添田（2006）の一連の研究[15]がある。さらに、識字教育機能を持った自主夜間中学を取り上げその実態と課題を明らかにした棚田（2007）の研究[16]がある。

続いて、在日韓国朝鮮人を対象とし、夜間中学に通う意味をライフヒストリーのアプローチを用いて取り組んだ山根（2008）の一連の研究や[17]、続いて、1990 年以降を対象とし東大阪市の夜間中学で展開された在日朝鮮人女性による運動史をまとめた徐（2012）の研究[18]がある。この研究は、在日朝鮮人女性による主体形成の問題に対して 1990 年以降に東大阪市で展開された公立夜間中学運動を分析した研究である。続いて、1970 年以降の東大阪市にある夜間中学

11 江口怜（2013）「学校社会事業としての夜間中学 ：1950-60 年代の京都市の事例に着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』（53）、 7～17 頁。

12 江口怜（2015a）「1950 年代の和歌山県における部落子ども会と夜間学級 ： 新宮市立城南中学校の事例を中心に」『東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室紀要』（41）、101～113 頁。

13 江口怜（2015c）「被差別部落の人間形成と義務教育 ： 神戸市内の夜間中学に学んだ夫婦の語りに焦点を当てて」『日本オーラル・ヒストリー研究』11 巻、83～104 頁。

14 浅野慎一（2012）「ミネルヴァの梟たち ： 夜間中学生の生活と人間発達」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』 6(1), 125～145 頁。

15 添田祥史（2006）「夜間中学の官民協働運営の可能性--北九州市における「官民タッグ」方式の検討」『九州教育学会研究紀要』 34, 249～256 頁、同（2007）「夜間中学の官民協働運営の可能性(2)高知市における公設民営方式の検討」『九州教育学会研究紀要』 35、93～100 頁、同（2008）「『義務教育未修了者の学習権保障』概念の再考」『九州教育学会研究紀要』 36、197～204 頁、同（2012）「釧路市における格差・貧困問題と成人基礎教育:釧路自主夜間中学「くるかい」の現場から」『教育学の研究と実践』 7、15-24 頁、同（2011）「日本における識字実践・研究の潮流―東アジアと夜間中学増設運動（特集 東アジア社会教育における研究と交流の新しい地平)」『東アジア社会教育研究』（16）、62～72 頁。

16 棚田洋平（2007）「成人マイノリティ教育における教育実践に関する一考察－夜間中学の授業実践を事例として」『大阪大学教育学年報』（12）、 53～63 頁。

17 山根実紀（2008）「夜間中学に学ぶ在日朝鮮人女性 ： 作文とライフヒストリーにみるポスト植民地問題」『龍谷大学大学院経済研究』（8）、16 頁、同（2009）「在日朝鮮人女性にとっての夜間中学－ライフストーリーからのアプローチ 」『龍谷大学経済学論集』 49(1)、197～218 頁、同（2017）『オモニがうたう竹田の子守唄―在日朝鮮人女性の学びとポスト植民地問題』インパクト出版会。

18 徐阿貴（2012）『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成―大阪の夜間中学を核とした運動』お茶の水書房。

の教育運動と在日韓国朝鮮教育の在り方を検討した梁（2015）の研究[19]がある。さらには、夜間中学に通う新渡日外国人の日本語教育の問題に焦点化した宮崎（2006）[20]の研究 、及び野山（2017）の研究[21]がある。これらは、在日韓国朝鮮人と教育、外国籍の若者と教育等、マイノリティと教育に関する研究に貢献した。

最後に、2016 年に成立した教育機会確保法と関連させ夜間中学政策を検討した江口（2016）の研究[22]、同法成立に至るまでの夜間中学側の運動史を整理し、夜間中学をめぐる動向と論点整理を行った添田（2018）の研究[23]がある。これらの研究は、公教育制度における夜間中学の将来像を展望する際に示唆を与えてくれるものである。

以上、戦後の夜間中学研究史を概観してきた。1960 年代までは、夜間中学生の生活実態や夜間中学の運営に関する研究がその中心を占めた。1980 年代から 1990 年代末頃まで夜間中学へ学術的関心が向けられない時期があり一時停滞したが、2000 年代以降、再び夜間中学研究が活発化し、多様な領域から研究がなされたという特徴がみられた。次に、ここで取り上げた夜間中学研究の内、本研究と関連する先行研究を取り上げてさらに検討を進めていく。

第 2 節　本研究の課題

本研究では、1947 年から 2017 年までの夜間中学を設置する学校数・生徒数・生徒層の推移を検討する。まず、先行研究において、学校数や生徒数、生徒層（年齢別・国籍別等）の量的推移はどの程度明らかにされてきたのかを検討していく。先行研究には、尾形・長田（1967）、松崎（1976）、田中（1978）の研究があるが、ここでは、全国の学校数と生徒数の動向の把握を試みた尾形・長田（1967）、松崎（1976）を取り上げる。尾形・長田（1967）は、定時制高校と夜間中学の歴史とその実態を体系的に解明しようと試みた勤労青年教育研究である。この研究では、1946 年から 1965 年までの全国の夜間中学の学校数及び生徒数の推移を明らかにしたが、生徒数には一部不明な点が残されていた[24]。地域別生徒数は 1950 年から 1965 年までの東

[19] 梁 陽日（2015）「夜間中学教育運動における在日韓国・朝鮮人の遺産 ： 東大阪市立太平寺夜間中学の事例から」『生存学 ： 生きて存るを学ぶ』8、277～292 頁。

[20] 宮崎里司（2006）「夜間中学日本語学級の日本語教育と指導（小特集・夜間中学）」『教育』教育 56(4)、82～86 頁。

[21] 野山広（2017）「基礎教育保障の基盤となる人材確保等の課題と展望:夜間中学における日本語の教育を支える人材に必要な資質・能力という観点から」『基礎教育保障学研究』1 号、22～35 頁。

[22] 江口怜（2016）「夜間中学政策の転換点において問われていることは何か ： その歴史から未来を展望する(特集 争点 ： 多様な学び保障)」『<教育と社会>研究』(26)、35～48 頁。

[23] 添田祥史（2018）「夜間中学をめぐる動向と論点整理（特集 「学校」を越える)」『教育学研究』85(2) 196～205 頁。

[24] 尾形利雄・長田三男（1967）『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房、78～79 頁。生徒数不詳年は 1954 年、1956 年、1962 年である。

京都、横浜市、京都市に限って明らかにされた[25]。さらに、年齢別生徒数は 1953 年（全国）、1952 年から 1963 年まで（東京都）の推移が掲載されたが[26]、地域差の分析はなされていない。国籍別等生徒数は、全国も地域別も触れられていない。主に用いられた資料は、1953 年 12 月に実施された文部省初等中等教育局・中央青少年問題協議会（1954）『夜間に授業を行う学校をもつ中学校に関する調査報告書第 1 部―学校並びに生徒の実態―』（以下、『文部省夜間中学調査』）、及び、全国夜間中学校研究会刊行『全国夜間中学校研究会―大会資料―』（以下、『全夜中研大会資料』）である。『文部省夜間中学調査』により 1953 年に限って学校数・生徒数を把握できたが、経年推移を明らかにできる資料群の入手が困難であり課題が残されていた[27]。

松崎（1976）は、1973 年から 1976 年までの 3 年をかけ、「東京都夜間中学校研究会資料室」により収集・保存された資料を基に夜間中学の歴史をまとめた書籍である[28]。1960 年代までに夜間中学の廃止が相次ぐ中、1970 年代頃になると学齢児から学齢超過者へと生徒層の質的変化が生じ、教育行政関係者や教員が抱く、あるべき夜間中学像に齟齬が生まれた[29]。廃止された夜間中学も含め、殆ど記録が残されていない全国各地の夜間中学の資料を集め、あるべき夜間中学の姿を歴史から学べるよう夜間中学史が必要であると考え、夜間中学資料調査事業が行われた[30]。松崎は事業の成果物を用いて 1947 年から 1975 年までの学校数の推移（全国・地域別）を明らかにした。ただし、生徒数の推移（全国のみ）は、1948 年から 1962 年までは正確な数値を解明できず、推計値を用いた[31]。なお、松崎（1976）において、地域別の検討はなく、生徒層（年齢別・国籍別等）も検討していない。主に用いられた資料は、1947 年から 1976 年までの学校数については『全夜中研大会資料』、1947 年から 1975 年までの生徒数については『全夜研究大会資料』を用いている。松崎（1976）は独自の資料調査によって、尾形・長田（1967）

[25] 同上。

[26] 同上、80～81 頁。

[27] 尾形利雄・長田三男（1967）によれば、当時、『文部省夜間中学調査』（1953 年）が唯一全国の状況を把握できる資料であり、夜間中学関係者調査資料は、ガリ版刷のため布範囲が限定され、さらに夜間中学関係者の移動が激しく大部分の資料が散逸し入手が困難であったという（2 頁）。資料上の制約があり、学校数、生徒数の経年推移を明らかにする研究を進めるのは容易ではなかったように思われる。

[28] 松崎運之助（1976）「あとがき」東京都夜間中学校研究会資料室、頁数記載なし。なお、「東京都夜間中学校研究会資料室」の来歴については、夜間中学史料集・保存ワーキンググループ編（2016）『夜間中学関係史料目録』全国夜間中学校研究会発行、6～8 頁に所収されている筆者と江口怜氏との松崎運之助へのインタビューに基づく解説を参照されたい。

[29] 同上。

[30] 松崎運之助（1976）「あとがき」東京都夜間中学校研究会資料室、頁数記載なし。

[31] 同上、巻末資料「3. 在籍生徒数推移（1947 年から 1975 年まで）」がある。その表の注記に「※（1948 年から 1962 年までの生徒数）は東京都夜間中学研究会資料室推定、無印（※印以外、1963 年以降、全国夜間中学研究会調べ」とある。1947 年の生徒数の根拠について記載されていない。なお、生徒数の推計方法の記載はなく、不明である。

の学校数や生徒数の研究を更新した点は特筆すべきである。なお、1948 年から 1962 年までの生徒数が推計値であることは知られておらず、田中（1978）等のようにそれらの数を確定値として用いている場合もあり、この点については留意が必要であろう。松崎（1976）が実施した独自の資料調査によって、尾形・長田（1967）が明らかにした学校数と生徒数を更新した点は特筆すべきだが、生徒層（年齢別・国籍別等）の推移の検討はなく、検討の余地が残されている[32]。

次に、1947 年から 1960 年代頃までの夜間中学の開設目的は、学齢の子どもの長欠・不就学対策であったことは確かだが、その成立過程は不明な点が多い。この時期の夜間中学の動向を概括的に整理した研究に田中（1978)、栗田（2001)、草（2013）がある[33]。近年では 1947 年から 1955 年までを対象として新たに発掘した膨大な資料を基に夜間中学の開設と廃止の年月日、廃止の理由、入学者数、生徒の属性等を詳細に実証した草・浅野（2018）がある[34]。資料が散逸し実証が困難である中、各地域の夜間中学とその生徒の基本的特徴を各学校レベルで把握できるようになり、夜間中学の実証的研究の水準を高めた。

そして、地域別では、1947 年から 1954 年までの大阪府下の夜間中学の成立過程とその廃止を明らかにした赤塚（1978）[35]、1950 年代の和歌山県の被差別部落の子ども会が主催した夜間学習会の成立過程とその実践を明らかにした江口（2015a）がある[36]。さらに、1951 年に東京都教育委員会が暫定的な学級として、東京都足立区立第四中学校に夜間中学を開設する経緯を明らかにした尾形・長田（1967）がある[37]。また、1950 年から 1960 年代までの京都市の夜間中学の成立過程を明らかにし、「教育と福祉」の結節点として夜間中学を位置づけ、学校社会事業としての夜間中学の教育実践を明らかにした江口（2013）がある[38]。上述した先行研究は、この時期の資料が非常に限られている中、自治体レベルにまでおりて（東京都、大阪府、京都市、和歌山県)、夜間中学の開設過程とその実践を解明した貴重な先行研究である。だが、これ

[32] 松崎運之助（1976）『夜間中学の歴史』東京都夜間中学研究会資料室、資料「あとがき」、頁数掲載なし。

[33] 田中勝文（1978）「夜間中学問題を通して学校を考える」『教育学研究』第 45 号第 2 号、211～235 頁、栗田克実（2001）「公立夜間中学の諸問題」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』83 巻、草京子（2013）「すべての人に義務教育を保障するために：戦後の夜間中学の変遷から」『歴史学研究』（905）青木書店、18～17 頁、

[34] 草京子・浅野慎一（2018）「1947~1955 年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（前編）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11(2)、93～111 頁、同（2018）「1947~1955 年における夜間中学校と生徒の基本的特徴(後篇)」12(1), 47～65 頁。

[35] 赤塚康雄（1978）『新制中学校成立史研究』明治図書、188～199 頁。

[36] 江口怜（2015a）「1950 年代の和歌山県における部落子ども会と夜間学級 ： 新宮市立城南中学校の事例を中心に」『東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室紀要』（41)、101～113 頁。

[37] 尾形利雄・長田三男（1967）『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房、53～74 頁。

[38] 江口怜（2013）「学校社会事業としての夜間中学 ：1950-60 年代の京都市の事例に着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』（53)、7～17 頁。

らの地域以外、戦後直後の夜間中学の成立過程については、当時の様子を分析できる資料が散逸しているため、不明な点が多い。

ところで、尾形・長田（1967）は、『文部省夜間中学調査』（1953 年）にある学校長の開設動機調査を用いて開設目的を「貧困救済型」（全地域：東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、広島、福岡)、「義務教育完遂型」（広島)、「同和教育型」（京都、和歌山)、「非行防止型」（東京、神奈川、京都、兵庫、福岡)、「就学奨励型」（京都）の 5 つに類型化した[39]。全てに共通するのは「貧困救済型」である。これは、家庭の経済的貧困により、昼間に就労するため不就学・長欠を余儀なくされる学齢児童の救済を目的としたものである。「義務教育完遂型」は職業技術を習得させることを学校教育よりも優先する親の事情を勘案し、それらの両立を目的としたものである。「同和教育型」は、封建的因習にもとづく社会的偏見と貧困により長欠不就学が集中的に現れる被差別部落の子どもの救済を目的としたものである。その他を「非行防止型」、「就学奨励型」とした[40]。尾形・長田（1967）の研究により、全国の夜間中学の開設目的を概観できるようになったことは有益だが、類型化では見えない史実は検討されていない。

本研究では、戦後の長欠対策としての夜間中学の役割がよく表れている事例として奈良県(奈良市・北葛城郡河合村）を取り上げる（第 2 章)。尾形・長田（1967）は、上述したように夜間中学の開設理由を「貧困救済型」、「同和教育型」等の 5 類型に分類し、奈良県は「貧困救済型」に位置づけている。しかし、本研究で、奈良県の夜間中学の成立過程を調べると、実際には、多くの夜間中学が同和地区に開設されており、貧困救済のみを開設理由として概括することはできないと考えられる。尾形・長田（1967）の研究による夜間中学の開設理由の類型化では、個別の自治体の地域事情までは把握できないため、市町村レベルにまでおり、夜間中学校の設立経過を丁寧に検討し新たな知見を加えたい。

1947 年から 1960 年代末まで、主に学齢の生徒の長欠対策として開設された夜間中学はその役割を終え、次第に廃止されるが、1960 年代末から学齢超過者を対象とした夜間中学が大阪で開設され、1970 年代には奈良県にも夜間中学が開設される。この時期の先行研究は、1966 年に行政管理庁による夜間中学廃止反対運動を展開した夜間中学卒業生髙野雅夫の役割を紹介したルポルタージュが多く[41]、学術研究は少ない。学術研究では、1971 年の東京都の夜間中学に付設された日本語学級の開設過程、及び、1973 年の神奈川県川崎市の夜間中学の開設過程を検討した大多和（2017）に留まる[42]。大多和（2017）は、1950 年から 1970 年以降、一貫して夜間中学が存続する関東地域（東京都・神奈川）を対象としている。夜間中学の歴史の諸相を捉

[39] 前掲、尾形利雄・長田三男（1967）68～73 頁。

[40] 同上。

[41] 白井善吾（2010)『夜間中学からの「かくめい」－学びを創造する』解放出版社など。

[42] 大多和雅絵（2017)『戦後の夜間中学の歴史－学齢超過者の教育を受ける権利をめぐって』六花出版。

える上で有効であることをその理由に挙げている[43]。これに対して、本研究は関西地域（奈良県・大阪府）を対象とする。奈良県には、1950 年代から 1960 年代まで夜間中学が開設されていたが、1960 年代末頃までには全廃しており、1970 年代に再び開設される。戦後から 1970 年代までに一貫して存続していない夜間中学も歴史的諸相の一側面であり重要であると考え、研究対象とした。また、1960 年代以降、学齢超過の義務教育未修了者は、夜間中学での学びを求めて自治体間で移動するようになり、この現象が夜間中学の開設に影響を与える。この時期の公立の夜間中学の成立過程を検討する上で、広域的な視点が必要になると考え、その格好の事例として奈良県と大阪府を取り上げた。

本研究と最も関係のある先行研究である大多和雅絵『戦後夜間中学校の歴史―学齢超過者の教育を受ける権利をめぐって』（六花出版、2017 年）は、1950 年から 1980 年代を対象とした夜間中学校史研究である。公教育制度、とりわけ義務教育制度の中での夜間中学の存立の歴史的経緯と 1960 年から 1980 年代の「学齢超過者の教育を受ける権利」に焦点化し検討を進め、義務教育制度の諸問題を照らし出す存在として夜間中学を捉えている。大多和（2017）は、先行研究では着目されなかった学齢超過者の教育を受ける権利の保障の問題を取り上げ、特に、1960 年代後半から 1980 年代に着目し、制度的側面から公教育制度における夜間中学の位置づけやその変容を文部省・行政管理庁等の複数の資料を用いて取り組んだ歴史研究であり、実証的な側面からアプローチした点に特徴と意義がある。

本研究では、夜間中学は公教育制度の周縁に位置づきながらも、制度上の諸課題を浮き彫りにする学校であるという視点は、大多和（2017）と共通しているが、以下の 3 つの異なった視点から、研究課題に取り組む。

第 1 に、公教育の周縁に位置づく夜間中学が、誰の教育権を保障してきたのかを明らかにするために、生徒層（年齢別・国籍別等）の推移を分析する。夜間中学の役割を検討するには、学校数・生徒数のみではその内実を把握できないため、生徒層に着目する必要がある。本研究では、1947 年から 2017 年までを対象に、現在入手可能な資料を基に、可能な限り分析を行い、学校数・生徒数・生徒層の推移の特徴から、夜間中学史の時期区分を行う（第 1 章）。

第 2 に、1960 年代以前の夜間中学の開設過程を明らかにする。先行研究でみたように 1960 年代以前に開設された夜間中学は、資料の散逸が進み、実態把握が困難な状況にある。本研究では、独自調査で得られた資料等から奈良県下の夜間中学の開設経緯を明らかにし、その歴史像を豊かにすることを試みたい（第 2 章）。

第 3 に、従来の夜間中学に関する研究は、一つの地域に限定して検討してきた。しかし、全国にわずかしかない夜間中学の特質上、居住地を越え他府県へも生徒が移動しており、複数の自治体の連関にも目を配る必要があるため、広域的視点から夜間中学の開設過程を検討する。

[43] 同上、大多和（2017）54～55 頁。

本研究では、1960 年代末から 1970 年代の大阪府、1970 年代の奈良県を取り上げ、夜間中学の開設過程の検討を試みる（第 3 章、第 4 章・第 5 章）。

第 3 節　研究の構成と方法

第 1 項　　研究の視点

以下、研究の視点を確認した後、本論文の構成と方法について述べる。

本研究では、教育法制度研究のみならず、増設運動側の動向とそれに対応する教育行政側の動きも合わせて、夜間中学の開設過程を明らかにすることを試みる。公教育制度史の分析の視点について、従来の教育史の研究方法に批判的な立場をとる橋本（2013）は「かつての『公教育』成立史がそうであったように、教育供給主体である国家と諸エージェントの相互関係の変移をもっぱら国家による一元的な制度的掌握として描き出す単純化された像」[44]として捉えるのではなく「学校教育を成立させ変容させるプロセスで国家と社会諸集団・諸勢力がどのような関係性を取り結んでいたのかが、決定的に重要」[45]であると主張する。すなわち、「国家はそれ自体が一つのエージェントとして機能する一方で、慈善活動や共同事業に取り組む諸エージェント間の関係を整序・統制するなどの関与ないし、介入をになってきた」[46]ことに着目する重要性を指摘しているのである。この様々なエージェントの関与に注目して公教育像を描き出すという提起は、本研究にとってきわめて重要であると考える。そこで本研究では、国家の関心が十分に及ばない領域の隙間を縫う形で、どのようにして様々なエージェントが夜間中学の設立に携わったのかに着目する。

第 2 項　　本論文の構成と方法

以下、本研究の構成を述べた後、方法を述べる。

第 1 章「戦後の夜間中学開設の背景とその量的推移」では、1947 年から 2017 年までの学校数及び生徒数、生徒層（年齢別・国籍別等）、地域別生徒数の推移を分析し、夜間中学校史の時期区分を試みた。

第 2 章「戦後における夜間中学の成立過程」では、1947 年から 1960 年代までの奈良県（奈良市・北葛城郡河合村）を事例に取り上げ、1953 年の義務教育国庫負担金制度や 1956 年「就学困難な児童生徒のための教科書用図書の給与に対する国の補助に関する法律」（中学校では 1957 年から実施）が制定される以前、長欠不就学対策としての夜間中学がどのように開設され

[44] 橋本伸也（2013）「近現代における国家・社会・教育―『福祉国家と教育』という観点から」『福祉国家と教育―比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂、24 頁。

[45] 同上。

[46] 同上。

たのかそのプロセスを明らかにした。また、筆者の独自の調査によって明らかにした夜間中学についても取り上げる。

第 3 章「大阪における夜間中学の開設」では、大阪府に焦点を当て、夜間中学の成立過程を検討した。まず、1947 年ごろから 1950 年代の大阪府下における夜間中学の開設状況を概観した。次に、1966 年に行政管理庁が発した夜間中学廃止勧告に対して、夜間中学廃止反対運動を髙野雅夫が起こし、それを契機として大阪教職員組合や革新政党が、行政と時に対立し、様々な交渉を重ね、1969 年 6 月に大阪市立天王寺中学校夜間学級（以下、天王寺夜間中学）が開設されるに至る経緯を明らかにした。

第 4 章「大阪の夜間中学の入学希望者急増と教育条件整備の課題」では、大阪市内に夜間中学が開設された後、生徒数が激増し、夜間中学増設や教育増員等の整備が間に合わない中、大阪府・大阪市は、生徒数の急増を抑制するため、いかなる方策へと転換したのかを明らかにした。

第 5 章「1970 年代の奈良県における夜間中学の開設」では、大阪府の動向を踏まえて奈良県での夜間中学の開設に関わる変化を検討した。1947 年から 1960 年代まで奈良県には夜間中学が存在したが、次第に減少し廃止された。奈良から大阪の夜間中学に通う人々がいたが、大阪府教育委員会は、1976 年度より他府県からの入学者を排除した。これにより、奈良の義務教育未修了者は学ぶ場所を失った。その後、1978 年 4 月に奈良市春日中学校夜間学級が開設される経緯を明らかにした。

終章では、各章での検討結果を総括し、本研究で得られた知見を示し、今後の研究課題を述べた。

本研究で用いる資料は、従来の研究では用いられていない運動の担い手が残した記録を用いる。第 3 章、第 4 章で取り上げる大阪府・大阪市の夜間中学の開設経緯を検討する際、髙野雅夫（1975）『자립』（修羅書房）に多くを依拠している。これには、髙野が収集した新聞記事、天王寺夜間中学開設時の募集案内、学校設置要綱、そして、夜間中学早期廃止反対運動の記録「わらじ通信」が所収されている。髙野は訪れた地から 446 日、1 日も欠けることなく「わらじ通信」としてその日の行動と思索を記録し、母校である東京都荒川市立第九中学校二部（夜間中学）宛てに投函していた。号外や何枚にもわたって書かれたものもあり、461 通の葉書が郵送されている。1 枚の葉書の表裏にある文字数は 2,000 字を超える。中には 4,000 字の「わらじ通信」もあった[47]。この「わらじ通信」に記された髙野の手記には、天王寺夜間中学開設に関わる大阪教職員組合とのやり取り等が詳細に記録されており、当時の状況がよくわかる資料である。また、第 5 章で取り上げる奈良県に関しては岩井好子編（1977）『うどん学校』（盛書

[47] 「『わらじ通信』にこめられた思いを共有して」『生きる闘う学ぶ』編集委員会（2019）『生きる闘う学ぶ 関西夜間中学運動 50 年』486 頁。

房）に多くを依拠している。岩井好子編（1977）には、「奈良に夜間中学をつくる会」の事務局日誌（1976 年 6 月 13 日～1977 年 4 月 23 日）が所収されており、文部省、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会とのやり取りが記録されており、奈良市立夜間中学の開設を検討する上で貴重な資料である。公立夜間中学開設を求める運動をする側の動向を捉える資料として、夜間中学関係者が書き残した資料群（全国夜間中学研究会資料、各学校記念誌、運動体が作成した発行物等）を用いる。そして、教育行政側の動向を捉えるために、主に、公立の夜間中学を開設した教育委員会関係資料、大阪府議会、大阪市議会、奈良県議会、奈良市議会の会議録を用いる。最後に、資料では補足できない事情については、当事者や関係者へのインタビューから得られた証言を用いて研究を進める。

第１章　　戦後の夜間中学開設の背景とその量的推移

本章では、戦後の夜間中学の開設の背景と関連のある義務教育制度が発足した直後の不就学・長期欠席の実態を確認する（第 1 節）。その上で、夜間中学の全国的動向を把握しておきたい（第 2 節）。

第１節　　戦後の義務教育段階における不就学・長期欠席の実態

1872（明治 5）年の「学制」制定以降、就学率は 20 世紀初頭に 90%以上に達し、1947 年に発足した新制中学校の就学率は 99%を超えたと言われたが、新学制発足後、学齢児童生徒の不就学・長期欠席の問題が生じた。そこで、1949 年度に文部省と中央青少年問題協議会が共同で長欠調査を実施し初めて全国的状況が判明した。東京都と高知県が含まれていないにも関わらず、年間 30 日以上長期欠席している児童生徒は、小学校で約 40 万人、中学校で約 34 万人、合計約 74 万人だった。東京都と高知県を含めると、日本全国における長欠児童生徒は 100 万人を突破することが喧伝され社会問題となった[48]。

まず、文部省が実施した 1952 年から 1954 年までの公立小学校・中学校における不就学・長期欠席調査によれば、1954 年、長欠者がいる学校は、小学校 75%、中学校で 85%であり、ほとんどの学校で長欠者が存在している。公立小中学校の児童・生徒の欠席理由は、「本人によるもの」（内訳：本人の疾病異常、勉強ぎらい、友人にいじめられている、学用品がない、学校が遠い、その他）と「家庭によるもの」（内訳：家庭の無理解、家族の疾病異常、教育費が出せない、家計の全部また一部を担当、その他）がある。小学校では、「本人によるもの」（本人の疾病異常）が多く、中学校では「家庭によるもの」（家庭の無理解：教育に対する保護者の関心度合い）が大きな比重を占めた。保護者の職業と欠席理由に関しては、知識層の家族の欠席者には、「疾病異常」によるものが多い。また、「自然産業」（第一次産業）に従事する家庭では、「親の無理解（教育に対する親の理解が乏しい）」により欠席したものが多い。不完全就業者層および無業の欠席者には、「経済的理由」によるものが多い。また、長期欠席の理由は、小学校より中学校になると、経済的理由による欠席者が多いことも特徴として挙げられる。

次に、年少労働と長期欠席について整理すると、「事業所勤務者」及び「家業（事）手伝い」として働いている児童生徒の欠席理由は、欠席者自身にあるのではなく、家庭にある場合が多い。「その他」の労務についているために長期欠席をしている児童生徒は、留守番、子守、看病等の家事手伝いが最も多い。欠席日数は、小学校では 50～99 日では男子、200 日以上（ほぼ全休）では女子の欠席者が多い。年少労働をしている児童・生徒が、小企業の工場に勤務してい

[48] 文部省（1952）「解説：長欠児童特集・長期欠席児童生徒の環境とその実態」、『教育統計』第 18 号、14 頁。

るケースが、小学校 21%、中学校 35%もある。また、旅館、料理飲食店・興行娯楽場に勤務する女子の場合、女子年少労働基準規則により、就業が許可されておらず、違反して就業させる不当雇用慣行（人身売買）がある可能性が否定できない。なお、長欠者の児童・生徒の保護者に対する生活保護による生活扶助の他、教育扶助を受給していたものはほんの僅かであったことを加えておく。

以上、戦後の義務教育制度発足当時、小学校・中学校において、夥しい長期欠席者・不就学者が存在していた。その要因には、戦争の惨禍による経済的事情の悪化を背景とする家庭の貧困、そして、六・三制施行による義務教育年の延長に伴う保護者の経済的負担増があったと考えられる。このような状況にあり、昼間、労務に従事せざるを得ない子どもの教育機会を保障しようと夜間中学は開設された。なお、学齢期に夜間中学でも学べなかった学齢超過者の存在も見逃してはならない。後述するが、1960 年代末以降、学齢超過者の教育機会を保障しようと公立の夜間中学の増設を求めた市民の活動が契機となり、公立の夜間中学が増設されていくこととなる。

第２節　　全国の夜間中学の開設とその量的変遷

本節では、1947 年度から 2017 年度までの夜間中学の全国動向（学校数・生徒数・生徒層）及び、地域別の動向（東京都・大阪府）の把握を試み、特に、本研究で対象とする大阪と奈良の特徴とその位置づけを可能な限り明確にする。

第１項　　全国の夜間中学の学校数・生徒数の把握

本研究で主に用いる資料は､筆者もメンバーである全国夜間中学校研究会夜間中学史料収集･保存ワーキンググループが 2015 年 11 月に刊行した『DVD60 年の歩み全国夜間中学校研究会大会史料集成－1954 年度～2014 年度』に収録された諸資料、及び、2015 年以後の全国夜間中学校研究会が刊行する『全国夜間中学研究大会－大会資料－』及び､『全国夜間中学研究大会－記念誌－』である。以下、これら 3 つの資料を『全夜中研大会資料』と記す。全国夜間中学研究会（以下、全夜中研）の端緒は、夜間中学を併設している中学校の校長会にあり、1954 年度にはじめて開催されており現存している（2020 年 3 月現在)。1954 年度以降については、これらの資料によって全体像の把握は可能である。

しかし､1953 年以前の夜間中学の状況を明らかにしようとする場合､全国の夜間中学を網羅した確実な資料が残されていない。ただし、1953 年に文部省初等中等教育局・中央青少年問題協議会が刊行した『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書　第 1 部学校ならびに生徒の実態』(以下､『文部省夜間中学調査』）がある。この資料には、調査時点での全国の学校数・生徒数の一覧、都府県別の男女別卒業生数、同年齢別卒業生数が記録されており、これは公的な夜間中学調査記録として非常に貴重なものである。そこで、本研究では、1953 年度

以前の夜間中学の状況を補うために、『文部省夜間中学調査』を使用する。しかし、この資料でも依頼校 71 校に対し回答校は 67 校のみであり、この資料にも限界がある。

1992 年度以降の『全夜中研大会資料』には、全国の夜間中学が網羅されるが、それ以前は、ここからもれている夜間中学がある可能性もあり、全夜中研の資料も同様に限界がある。なお、松崎（1976）も、1953 年度以前の学校数と生徒数を一定数明らかにしているが、それらの数が全国の夜間中学数、生徒数の確定値であるかは検証を要するのでここでは用いない。

このような資料状況を鑑みると、これまで明らかにされていない夜間中学を発掘する研究を進めていくべきであるが、それを完全に行うことは、現時点においては極めて困難であり、今後の研究を待つよりほかない。そうであるならば、夜間中学の趨勢を長期的に検証するには、資料的限界を踏まえ、1953 年に実施された『文部省夜間中学調査』及び 1954 年から 2017 年までの『全夜中研究大会資料』の二つの資料によるほかはない。

次に、資料の留意点について触れておく。本節では、上述した資料を用いて生徒層（年齢別・国籍別等）の分析を試みるが、調査項目はすべての資料において同一ではない。『文部省夜間中学調査』には生徒数内訳に「年齢別」があるが、「国籍別」はない。『全夜中研大会資料』には、1992 年度以降から「年齢別」調査結果が掲載されるものの 、1991 年度以前は、1959 年度、1968 年度、1971 年度と限られた年の記録しかない。「国籍別」の掲載は、1981 年度以降から継続的に実施されてはいるものの、年度により調査項目が統一されていない。具体的には 1989 年までは「日本人」、「引揚」、「外国人生徒」の 3 項目で集計されたが、1990 年度以降は、「日本人」、「引揚」、「難民」、「移民」、「在日韓国朝鮮人」、「その他外国人」の 6 項目で集計されている。

なお、「国籍別」調査項目の「難民」、「引揚」、「移民」、は、厳密にいえば、国籍による分類ではない。『全夜中研大会資料』に掲載されている生徒数の分類では「難民」は難民条約によって入国した外国人生徒であり、それぞれの国籍は様々である。また、「引揚」「移民」の国籍も様々であるが、一定数の日本人が含まれている。そのため、『全夜中研大会資料』では生徒数の分類を「国籍別」としているが、「引揚」「移民」の項目は国籍不問としているため、国籍のみで分類していないことから、本研究では「国籍別等」と表記する。

最後に、生徒数について、大会時に刊行される『全国夜間中学校研究会大会資料』の生徒数が、後日、刊行される『全国夜間中学校研究大会大会記念誌』で修正されている場合がある。本研究は主に後者を使用したが、生徒数が修正された年度が明示されていない点については留意が必要である。

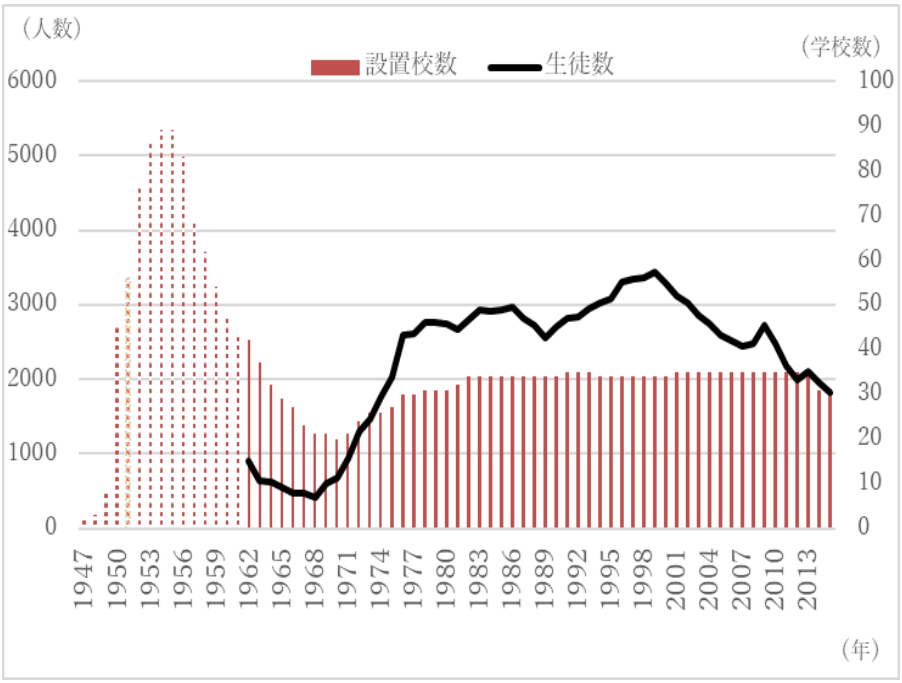
第２項　　全国の学校数と生徒数の推移

１．学校数と生徒数の推移（全国）

全国の学校数と生徒数の推移を図 1 によって確認する。戦後から、学校数は急増し 1953 年度に 71 校、1954 年度 89 校となるが、1969 年度に至るまで急減し 20 校となる。1970 年度から 1980 年度までは 21 校から 31 校へ増加した後、1981 年度から 2017 年度までは 31 校から 35 校の間を維持する。

生徒数は 1953 年度に急増し 3,192 人となった後、急減し 1968 年度に 416 人となる。1969 年度から 1999 年度まで増減を繰り返しながら 466 人から 3,436 人へと増加したが 2017 年度までに 1,826 人へと減少した。

図 1 学校数と生徒数の推移（全国）



出典：全国夜間中学校研究会（2015）『全夜中研大会資料』147 頁、同（2016）『全夜中研大会資料』157 頁、同（2017）『全夜中研究大会資料』206 頁、松崎（1976）『夜間中学の歴史』資料。

2．学校数と生徒数の推移（地域別）

地域別の学校数（表 1 ―1）と生徒数（表 1－2）を確認する。戦後、全国のいくつかの地域の中学校に夜間中学が開設され、1954 年度には 13 都府県に 89 校の中学校に夜間中学が開設された。その内訳は、兵庫県 20 校、京都府 14 校、神奈川県 12 校、和歌山県 8 校、東京都 8 校、福岡県 7 校、大阪府 7 校、奈良県 5 校、広島県 3 校、愛知県 2 校、岡山県 1 校、三重県 1 校、鳥取県 1 校である。東京都、兵庫県、京都府、神奈川県、和歌山県、福岡県の 6 都府県（89 校中 69 校）が全国の学校総数の 77.5％を占め、戦後直後の学校数を牽引した。しかし、夜間中学は関東以北には設置されず、全国一律に開設されたわけではなかった。

地域別の生徒数調査は、1960 年代から継続的に実施されるが、それ以前は、1953 年度、1959 年度に実施されたのみである。1953 年度の生徒数を都府県別にみると、兵庫県 741 人、東京都 681 人、京都府 468 人、和歌山県 313 人、神奈川県 319 人、広島県 215 人、福岡県 184 人、奈良県 98 人、大阪府 93 人、愛知県 80 人であった。全国の生徒総数 3,192 人のうち、兵庫県、東京都、京都府、和歌山県、神奈川県の 5 都府県（3,192 人中 2,522 人）で 79％を占めた。

1955 年度から 1969 年度までの間に、学校数は 89 校から 20 校までに急減した。岡山県（1956 年廃止）、鳥取県（1958 年廃止）、奈良県（1960 年廃止）、和歌山県（1960 年廃止）、三重県（1964 年廃止）、福岡県（1967 年廃止）、愛知県（1969 年廃止）の 7 県で夜間中学は消滅し、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県の 6 都府県のみに夜間中学が存続した。1954 年に約 8 割を占めた 6 都府県（東京都、兵庫県、京都府、神奈川県、和歌山県、福岡県）のうち、福岡県は消滅、東京都以外のすべての地域で急減している。兵庫県は 20 校から 1 校へ、京都府 14 校から 2 校へ、神奈川県は 12 校から 5 校へ、東京都 8 校から 7 校へ、大阪府 7 校から 2 校へと急減している。特に、1954 年度に、全国の学校数を牽引した地域で学校数が急減し、1969 年度に全国で学校数が減少している。

全国の学校数が減少するに従い生徒数も、1953 年度から 1967 年度まで 3,192 人（1953 年度）から 466 人（1967 年度）へと急減した。これを地域別にみれば、兵庫県では、741 人から 36 人へ、東京都では 681 人から 251 人へ、京都府では、468 人から 18 人へ、神奈川県では、319 人から 60 人へと減少した。1953 年度に大きな割合を占めた地域の生徒数も学校数も減少している。

続いて、1971 年度から 1993 年度まで、学校数は 21 校（1971 年度）から 35 校（1993 年度）へと増加し、1994 年度から 2017 年度まで 31 校から 35 校を維持している。1971 年度まで夜間中学が存続したのは 6 都府県であった。その後、千葉県（1982 年度）、奈良県（1978 年度）の 2 県に新設され、8 都府県（東京都、神奈川県、千葉県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県）となり、2017 年度までこの状況を維持している。

1970 年度以降、学校の急増が目立つのは大阪府であり、1971 年度に 3 校、1975 年度に 9 校、1976 年度 10 校、2001 年度に 11 校へと増加し 2014 年度までこの数を維持している。その他の地域でも若干の増加がみられる。兵庫県は 1971 年度から 1976 年度までに 1 校から 3 校へ増加、千葉県は 1982 年度に 1 校が新設された。奈良県は 1978 年度に 1 校が新設され 1981 年度 2 校へ、1991 年度 3 校へと増加した。この 3 県は 2014 年度まで学校数を維持している。ただし神奈川県は 1971 年度から 1982 年度までに 5 校から 6 校（2013 年度まで維持）へ増加したが、2014 年度に 1 校へと急減している。

表 1－1 学校数とその割合の推移（地域別）

西暦	1947		1948		1949		1950		1951		1952		1953		1954		1955		1956		1957		1958		1959		1960		1961		1962		1963		1964		1965		1966		1967		1968		1969			
東京									1	1.8%	3	3.9%	6	6.9%	8	9.0%	8	9.0%	9	10.8%	8	11.8%	8	12.9%	8	14.8%	8	17.0%	7	16.3%	7	16.7%	7	18.9%	7	21.9%	7	25.9%	7	26.9%	7	33.3%	7	33.3%	7	35.0%		
千葉																																																
神奈川	1	50.0%	1	33.3%	1	12.5%	10	22.2%	10	17.9%	10	13.2%	12	13.8%	12	13.5%	12	13.5%	12	14.5%	10	14.7%	10	16.1%	10	18.5%	9	19.1%	9	20.9%	8	19.0%	8	21.6%	8	25.0%	8	29.6%	7	26.9%	5	23.8%	5	23.8%	5	25.0%		
愛知											2	2.6%	2	2.3%	2	2.2%	2	2.2%	2	2.4%	2	2.9%	2	3.2%	2	3.7%	2	4.3%	2	4.7%	2	4.8%	2	5.4%	2	6.3%	2	7.4%	2	7.7%	1	4.8%	1	4.8%				
京都							12	26.7%	14	25.0%	14	18.4%	14	16.1%	14	15.7%	14	15.7%	14	16.9%	11	16.2%	11	17.7%	12	22.2%	12	25.5%	11	25.6%	12	28.6%	11	29.7%	9	28.1%	4	14.8%	4	15.4%	3	14.3%	3	14.3%	2	10.0%		
奈良							1	2.2%	3	5.4%	4	5.3%	4	4.6%	5	5.6%	7	7.9%	5	6.0%	3	4.4%	3	4.8%	2	3.7%	1	2.1%																				
和歌山											7	9.2%	9	10.3%	8	9.0%	6	6.7%	7	8.4%	5	7.4%	5	8.1%	1	1.9%																						
三重							1	2.2%	1	1.8%	1	1.3%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.2%	1	1.5%	1	1.6%	1	1.9%	1	2.1%	1	2.3%	1	2.4%	1	2.7%														
大阪	1	50.0%	1	33.3%	4	50.0%	7	15.6%	6	10.7%	5	6.6%	4	4.6%	7	7.9%	7	7.9%	6	7.2%	5	7.4%	3	4.8%	3	5.6%	2	4.3%	2	4.7%	2	4.8%	2	5.4%	1	3.1%	1	3.7%	1	3.8%	1	4.8%	1	4.8%	2	10.0%		
兵庫			1	33.3%	3	37.5%	11	24.4%	16	28.6%	23	30.3%	23	26.4%	20	22.5%	19	21.3%	15	18.1%	12	17.6%	10	16.1%	10	18.5%	7	14.9%	7	16.3%	6	14.3%	2	5.4%	1	3.1%	1	3.7%	1	3.8%	1	4.8%	1	4.8%	1	5.0%		
岡山															1	1.1%	1	1.1%																														
広島							1	2.2%	1	1.8%	1	1.3%	4	4.6%	3	3.4%	3	3.4%	3	3.6%	3	4.4%	3	4.8%	3	5.6%	3	6.4%	3	7.0%	3	7.1%	3	8.1%	3	9.4%	3	11.1%	3	11.5%	3	14.3%	3	14.3%	3	15.0%		
鳥取															1	1.1%	1	1.1%	1	1.2%	1	1.5%																										
福岡							2	4.4%	4	7.1%	6	7.9%	8	9.2%	7	7.9%	8	9.0%	8	9.6%	7	10.3%	6	9.7%	2	3.7%	2	4.3%	1	2.3%	1	2.4%	1	2.7%	1	3.1%	1	3.7%	1	3.8%								
総数	2	100.0%	3	100.0%	8	100.0%	45	100.0%	56	100.0%	76	100.0%	87	100.0%	89	100.0%	89	100.0%	83	100.0%	68	100.0%	62	100.0%	54	100.0%	47	100.0%	43	100.0%	42	100.0%	37	100.0%	32	100.0%	27	100.0%	26	100.0%	21	100.0%	21	100.0%	20	100.0%		

西暦	1970		1971		1972		1973		1974		1975		1976		1977		1978		1979		1980		1981		1982		1983		1984		1985		1986		1987		1988		1989		1990		1991		1992			
東京	7	35.0%	8	38.1%	8	33.3%	8	30.8%	8	30.8%	8	29.6%	8	26.7%	8	26.7%	8	25.8%	8	25.8%	8	25.8%	8	25.0%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	22.9%	8	22.9%		
千葉																									1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%
神奈川	5	25.0%	5	23.8%	5	20.8%	5	19.2%	5	19.2%	5	18.5%	5	16.7%	5	16.7%	5	16.1%	5	16.1%	5	16.1%	5	15.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.1%	6	17.1%		
愛知																																																
京都	1	5.0%	1	4.8%	1	4.2%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.7%	1	3.3%	1	3.3%	1	3.2%	1	3.2%	1	3.2%	1	3.1%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%		
奈良																	1	3.2%	1	3.2%	1	3.2%	2	6.3%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	3	8.6%	3	8.6%
和歌山																																																
三重																																																
大阪	3	15.0%	3	14.3%	6	25.0%	8	30.8%	8	30.8%	9	33.3%	10	33.3%	10	33.3%	10	32.3%	10	32.3%	10	32.3%	10	31.3%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	28.6%	10	28.6%		
兵庫	1	5.0%	1	4.8%	1	4.2%	1	3.8%	1	3.8%	1	3.7%	3	10.0%	3	10.0%	3	9.7%	3	9.7%	3	9.7%	3	9.4%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.6%	3	8.6%		
岡山																																																
広島	3	15.0%	3	14.3%	3	12.5%	3	11.5%	3	11.5%	3	11.1%	3	10.0%	3	10.0%	3	9.7%	3	9.7%	3	9.7%	3	9.4%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.6%	3	8.6%		
鳥取																																																
福岡																																																
総数	20	100.0%	21	100.0%	24	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	27	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	31	100.0%	31	100.0%	31	100.0%	32	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	35	100.0%	35	100.0%		

西暦	1993		1994		1995		1996		1997		1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015			
東京	8	22.9%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	23.5%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	22.9%	8	25.8%	8	25.8%		
千葉	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	3.2%	1	3.2%		
神奈川	6	17.1%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.6%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	6	17.1%	2	6.5%	2	6.5%		
愛知																																																
京都	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	3.2%	1	3.2%		
奈良	3	8.6%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	9.7%	3	9.7%		
和歌山																																																
三重																																																
大阪	10	28.6%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	10	29.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	31.4%	11	35.5%	11	35.5%		
兵庫	3	8.6%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.8%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	9.7%	3	9.7%		
岡山																																																
広島	3	8.6%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%	2	6.5%	2	6.5%
鳥取																																																
福岡																																																
総数	35	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	31	100.0%	31	100.0%		

西暦	2016		2017	
東京	8	25.8%	8	25.8%
千葉	1	3.2%	1	3.2%
神奈川	2	6.5%	2	6.5%
愛知				
京都	1	3.2%	1	3.2%
奈良	3	9.7%	3	9.7%
和歌山				
三重				
大阪	11	35.5%	11	35.5%
兵庫	3	9.7%	3	9.7%
岡山				
広島	2	6.5%	2	6.5%
鳥取				
福岡				
総数	31	100.0%	31	100.0%

出典：全国夜間中学校研究会（2015）『全夜中研大会資料』211 頁、同（2017）206 頁を基に作成した。

表 1－2 生徒数とその割合の推移（地域別）

	東京都		千葉県		神奈川県		愛知県		三重県		京都府		奈良県	
	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%
1953	681	21.3%	—	—	319	10.0%	80	2.5%	—	—	468	15.6%	98	3.1%
1959	518	30.4%	0	0.0%	203	11.9%	58	3.4%	32	1.9%	121	7.1%	—	—
1960	448	34.3%	0	0.0%	193	14.8%	50	3.8%	26	2.0%	146	11.2%	11	0.6%
1965	259	47.1%	0	0.0%	72	13.1%	19	3.5%	0	0.0%	29	5.3%	0	0.0%
1966	247	52.3%	0	0.0%	61	12.9%	11	2.3%	0	0.0%	22	4.7%	0	0.0%
1967	251	53.9%	0	0.0%	60	12.9%	5	1.1%	0	0.0%	18	3.9%	0	0.0%
1969	269	27.8%	0	0.0%	48	7.9%	0	0.0%	0	0.0%	18	3.0%	0	0.0%
1970	276	40.2%	0	0.0%	47	6.9%	0	0.0%	0	0.0%	21	3.1%	0	0.0%
1971	384	40.6%	0	0.0%	60	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	20	2.1%	0	0.0%
1975	368	18.1%	0	0.0%	29	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	32	1.6%	0	0.0%
1976	441	16.8%	0	0.0%	44	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	43	1.6%	0	0.0%
1978	408	14.7%	0	0.0%	40	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	53	1.9%	57	2.0%
1980	518	18.9%	0	0.0%	36	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	82	3.0%	78	3.0%
1981	477	17.9%	0	0.0%	26	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	92	3.5%	100	4.0%
1982	459	16.4%	10	0.4%	43	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	91	3.3%	166	6.0%
1985	453	15.5%	12	0.4%	73	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	92	3.1%	185	6.0%
1990	355	13.1%	22	0.8%	42	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	95	3.5%	142	5.0%
1991	353	12.5%	26	0.9%	49	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	97	3.4%	201	7.0%
1995	426	13.9%	24	0.8%	41	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	92	3.0%	326	11.0%
1996	451	14.1%	23	0.7%	38	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	85	2.7%	373	12.0%
1997	450	13.5%	29	0.6%	45	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	88	2.6%	364	11.0%
1998	488	14.5%	37	1.1%	46	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	83	2.5%	371	11.0%
1999	525	15.3%	42	1.2%	40	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	90	2.6%	360	11.0%
2000	513	15.6%	41	1.2%	44	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	85	2.6%	358	11.0%
2001	459	14.7%	42	1.3%	41	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	84	2.7%	354	11.0%
2005	384	14.8%	42	1.6%	48	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	82	3.2%	285	11.0%
2007	451	18.5%	36	1.5%	54	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	43	1.8%	259	11.0%
2008	531	21.4%	40	1.6%	52	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	40	1.6%	241	10.0%
2010	576	23.2%	46	1.8%	56	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	49	2.0%	225	9.0%
2013	466	22.2%	32	1.5%	37	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	43	2.0%	163	8.0%
2014	412	21.1%	26	1.3%	23	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	42	2.2%	163	9.0%
2015	425	23.3%	24	1.3%	22	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	42	2.3%	150	8.2%
2016	458	24.6%	26	1.4%	27	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	29	1.6%	135	7.3%
2017	449	24.6%	30	1.6%	26	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	30	1.6%	127	7.0%

	和歌山県		大阪府		兵庫県		岡山県		広島県		福岡県		全国	
	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%
1953	313	9.8%	93	2.9%	741	23.2%	—	—	215	6.7%	184	5.2%	3,192	100%
1959	36	65.5%	16	0.9%	23	1.4%	0	0%	126	7.4%	81	4.8%	1,703	100%
1960	40	80.0%	29	2.2%	138	10.6%	0	0%	163	12.5%	62	4.7%	1,306	100%
1965	—	—	6	1.1%	29	5.3%	0	0%	117	21.3%	19	3.5%	550	100%
1966	0	0.0%	6	1.3%	35	7.4%	0	0%	90	19.1%	0	0.0%	472	100%
1967	0	0.0%	4	0.9%	36	7.7%	0	0%	92	19.7%	0	0.0%	466	100%
1969	0	0.0%	143	23.5%	45	7.4%	0	0%	85	14.0%	0	0.0%	608	100%
1970	0	0.0%	228	33.2%	43	6.3%	0	0%	71	10.3%	0	0.0%	686	100%
1971	0	0.0%	380	40.2%	50	5.3%	0	0%	51	5.4%	0	0.0%	945	100%
1975	0	0.0%	1,418	69.9%	118	5.8%	0	0%	63	3.1%	0	0.0%	2,028	100%
1976	0	0.0%	1,828	69.7%	200	7.6%	0	0%	67	2.6%	0	0.0%	2,623	100%
1978	0	0.0%	1,912	69.1%	217	7.8%	0	0%	80	2.9%	0	0.0%	2,767	100%
1980	0	0.0%	1,793	65.5%	145	5.3%	0	0%	84	3.1%	0	0.0%	2,736	100%
1981	0	0.0%	1,763	66.2%	118	4.4%	0	0%	86	3.2%	0	0.0%	2,662	100%
1982	0	0.0%	1,798	64.3%	122	4.4%	0	0%	106	3.8%	0	0.0%	2,795	100%
1985	0	0.0%	1,891	64.5%	118	4.0%	0	0%	106	3.6%	0	0.0%	2,930	100%
1990	0	0.0%	1,794	66.2%	139	5.1%	0	0%	119	4.4%	0	0.0%	2,708	100%
1991	0	0.0%	1,936	68.8%	168	6.0%	0	0%	81	2.9%	0	0.0%	2,814	100%
1995	0	0.0%	1,922	62.5%	164	5.3%	0	0%	78	2.5%	0	0.0%	3,073	100%
1996	0	0.0%	1,970	61.5%	160	5.0%	0	0%	102	3.2%	0	0.0%	3,202	100%
1997	0	0.0%	2,081	62.2%	155	4.6%	0	0%	132	3.9%	0	0.0%	3,344	100%
1998	0	0.0%	2,045	60.8%	151	4.5%	0	0%	145	4.3%	0	0.0%	3,366	100%
1999	0	0.0%	2,094	60.9%	160	4.7%	0	0%	125	3.6%	0	0.0%	3,436	100%
2000	0	0.0%	1,983	60.3%	154	4.7%	0	0%	108	3.3%	0	0.0%	3,286	100%
2001	0	0.0%	1,890	60.5%	148	4.7%	0	0%	107	3.4%	0	0.0%	3,125	100%
2005	0	0.0%	1,548	59.8%	118	4.6%	0	0%	80	3.1%	0	0.0%	2,587	100%
2007	0	0.0%	1,431	58.6%	106	4.3%	0	0%	60	2.5%	0	0.0%	2,441	100%
2008	0	0.0%	1,370	55.3%	132	5.3%	0	0%	70	2.8%	0	0.0%	2,478	100%
2010	0	0.0%	1,321	53.1%	152	6.1%	0	0%	63	2.5%	0	0.0%	2,488	100%
2013	0	0.0%	1,181	56.3%	131	6.2%	0	0%	45	2.1%	0	0.0%	2,098	100%
2014	0	0.0%	1,125	57.7%	117	6.0%	0	0%	43	2.2%	0	0.0%	1,951	100%
2015	0	0.0%	1,013	55.5%	112	6.1%	0	0%	37	2.0%	0	0.0%	1,825	100%
2016	0	0.0%	1,042	56.0%	108	5.8%	0	0%	35	1.9%	0	0.0%	1,860	100%
2017	0	0.0%	1,047	57.3%	77	4.2%	0	0%	40	2.2%	0	0.0%	1,826	100%

出典：文部省初等中等教育局、中央青年問題協議会（1954）『夜間に授業を行う学級を持つ中学校に関する調査報告書』、各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

第３項　　生徒層の推移―全国

１．年齢別生徒数とその割合の推移

全国の年齢別生徒数の推移を表 1－3 によって確認する。『全夜中研大会資料』では、年齢別調査は、1991 年度以前は 1959 年度、1968 年度、1971 年度のみ実施されている。1992 年度以降は、1995 年度を除き、毎年継続的に実施される。1953 年度については、『文部省夜間中学調査』に年齢別生徒数調査の記録がある。表 1 で示したように、全国の生徒数は 1953 年度に 3,118 人となる。年齢別生徒層は「学齢児」（1,324 人、42.5%）、「15―19 才」（1,669 人、53.5 %）、「20－29 才」（以下、20 代）（125 人、4%）であり、「学齢児」と「15－19 才」の両年齢層で約 9 割を占めた。1959 年度は、「学齢児」（707 人、58.2%）「15－19 才」（408 人、33.6%）、20 代(96 人、7.9%)「30―39 才」（以下、30 代）（3 人、0.2%）であり、「学齢児」と「15－19 才」で約 9 割を占めた。

表 1―3 年齢別生徒数とその割合の推移（全国）

年	学齢児	割合	15−19才	割合	20-29才	割合	30-39才	割合	40-49才	割合	50-59才	割合	60才以上	割合	総数	割合
1953	1,324	42.5%	1,669	53.5%	125	4.0%	−	−	−	−	−	−	−	−	3,118	100.0%
1959	707	58.2%	408	33.6%	96	7.9%	3	0.2%	−	−	−	−	−	−	1,214	100.0%
1968	44	19.0%	95	41.1%	56	24.2%	30	13.0%	4	1.7%	2	0.9%	−	−	231	100.0%
1971	64	8.8%	166	22.9%	226	31.1%	153	21.1%	74	10.2%	43	5.9%	−	−	726	100.0%
1992	13	0.5%	187	6.6%	338	11.9%	293	10.3%	287	10.1%	519	18.2%	1,208	42.5%	2,845	100.0%
1993	13	0.5%	176	5.9%	357	12.0%	308	10.4%	304	10.3%	499	16.8%	1,308	44.1%	2,965	100.0%
1994	22	0.7%	167	5.5%	389	12.9%	354	11.7%	324	10.7%	476	15.7%	1,295	42.8%	3,027	100.0%
1996	8	0.2%	183	5.5%	492	14.9%	358	10.8%	368	11.1%	408	12.4%	1,385	41.9%	3,302	100.0%
1997	7	0.2%	190	5.7%	665	19.9%	380	11.4%	386	11.5%	368	11.0%	1,358	40.6%	3,344	100.0%
1998	3	0.1%	247	7.3%	635	18.9%	393	11.7%	403	12.0%	330	9.8%	1,355	40.3%	3,366	100.0%
1999	15	0.4%	206	6.0%	695	20.2%	454	13.2%	397	11.6%	334	9.7%	1,335	38.9%	3,436	100.0%
2000	9	0.3%	179	5.5%	589	17.9%	458	14.0%	388	11.8%	346	10.5%	1,313	40.0%	3,282	100.0%
2001	0	0.0%	153	4.9%	533	17.1%	441	14.1%	389	12.4%	315	10.1%	1,294	41.4%	3,125	100.0%
2002	0	0.0%	167	5.5%	523	17.3%	445	14.7%	361	11.9%	316	10.4%	1,219	40.2%	3,031	100.0%
2003	0	0.0%	177	6.2%	479	16.8%	425	14.9%	338	11.9%	323	11.3%	1,105	38.8%	2,847	100.0%
2004	0	0.0%	207	7.6%	448	16.4%	377	13.8%	305	11.2%	312	11.4%	1,089	39.8%	2,735	100.0%
2005	0	0.0%	249	9.6%	418	16.2%	294	11.5%	266	10.3%	317	12.3%	1,043	40.3%	2,587	100.0%
2006	0	0.0%	274	10.9%	356	14.2%	347	13.8%	252	10.0%	303	12.0%	983	39.1%	2,515	100.0%
2007	0	0.0%	327	13.4%	348	14.3%	288	11.8%	220	9.0%	287	11.8%	971	39.8%	2,441	100.0%
2008	0	0.0%	385	15.5%	351	14.2%	332	13.4%	237	9.6%	255	10.3%	918	37.0%	2,478	100.0%
2009	0	0.0%	455	16.7%	425	15.6%	412	15.2%	297	10.9%	266	9.8%	863	31.8%	2,718	100.0%
2010	0	0.0%	446	17.9%	338	13.6%	331	13.3%	303	12.2%	272	10.9%	797	32.0%	2,488	100.0%
2011	0	0.0%	339	15.5%	286	13.2%	272	12.5%	284	13.1%	261	12.0%	732	33.7%	2,174	100.0%
2012	0	0.0%	307	15.4%	281	14.1%	263	13.2%	269	13.5%	235	11.8%	632	31.7%	1,991	100.0%
2013	0	0.0%	326	15.5%	346	16.5%	274	13.1%	306	14.6%	256	12.2%	590	28.1%	2,098	100.0%
2014	0	0.0%	279	14.3%	308	15.8%	265	13.6%	282	14.5%	279	14.3%	538	27.6%	1,951	100.0%
2015	0	0.0%	313	17.2%	296	16.2%	205	11.2%	252	13.8%	244	13.4%	515	28.2%	1,825	100.0%
2016	0	0.0%	335	18.0%	338	18.2%	237	12.7%	274	14.7%	213	11.5%	463	24.9%	1,860	100.0%
2017	0	0.0%	358	19.6%	342	18.7%	247	13.5%	231	12.7%	182	10.0%	466	25.5%	1,826	100.0%

出典：文部省初等中等教育局、中央青年問題協議会（1954）『夜間に授業を行う学級を持つ中学校に関する調査報告書』、各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

1970 年代から 1999 年度まで、全国の生徒数が再び増加する。1970 年度に近い 1968 年度と 1971 年度の生徒層の推移を見るとわずか 3 年間に「学齢児」と「15－19 才」の合計割合が約 6 割から約 3 割へと減少する。20 代、30 代、「40―49 才」(以下、40 代)、「50－59 才」(以下、50 代）へ年齢層が広がり、中でも 20 代、30 代が約 3 割から約 5 割へ上昇した。1971 年度には 40 代と 50 代が約 1 割を占め、「学齢児」は 1 割未満に縮小した。

1992 年度から 1999 年度までの間、生徒総数は 2,845 人から 3,436 人へと増加した。1971 年度に約 3 割を占めた「学齢児」と「15－19 才」の合計の割合は 1992 年度には約 1 割未満に減少した。約 5 割を占めた 20 代と 30 代の合計割合は 2 割へ縮小した。1971 年度に約 1 割を占めた 40 代と 50 代の合計が約 3 割へと増加しさらに「60 才以上」が新設され約 4 割を占めた。

2000 年度から 2017 年度まで、全国の生徒数は 3,282 人から 1,826 人へと減少した。2001 年度以降、「学齢児」は皆無となる。20 代は 589 人から 342 人と減少傾向にあるがその割合は 17.9%から 18.7%へと増加傾向にある。30 代、40 代、50 代、60 才以上の生徒数とその割合はすべて減少傾向にある。特に「60 才以上」は 1,313 人から 466 人へと減少が著しく、割合も 40%から 25.5%へと減少している。

２．1960 年代から 1980 年代までの年齢別生徒数の推移の補足

（１）東京都、名古屋市、横浜市、神戸市、広島市の年齢別生徒層

表 1－4 で示したように、1960 年代から 1980 年代末までは、全国の年齢別生徒数調査は 1968 年度と 1971 年度以外は実施されておらず、各年の生徒数が欠落しており不明な点が多い。しかし、『全夜中研大会資料』には、非常に限られてはいるが各地域の個別調査の記録が掲載されている年度もある。それらの資料を繋ぎ合わせて、可能な限り、年齢別生徒層を把握することを試みたい。表 1－4 に名古屋市と東京都の年齢別生徒数を示した。1964 年度（名古屋)、と 1965 年度（東京都）をみると「学齢児」が最も多い。1967 年度（東京都）は、「学齢児」よりも「16―19 才」の方が多くなり、20 代が 3 割強を占める。

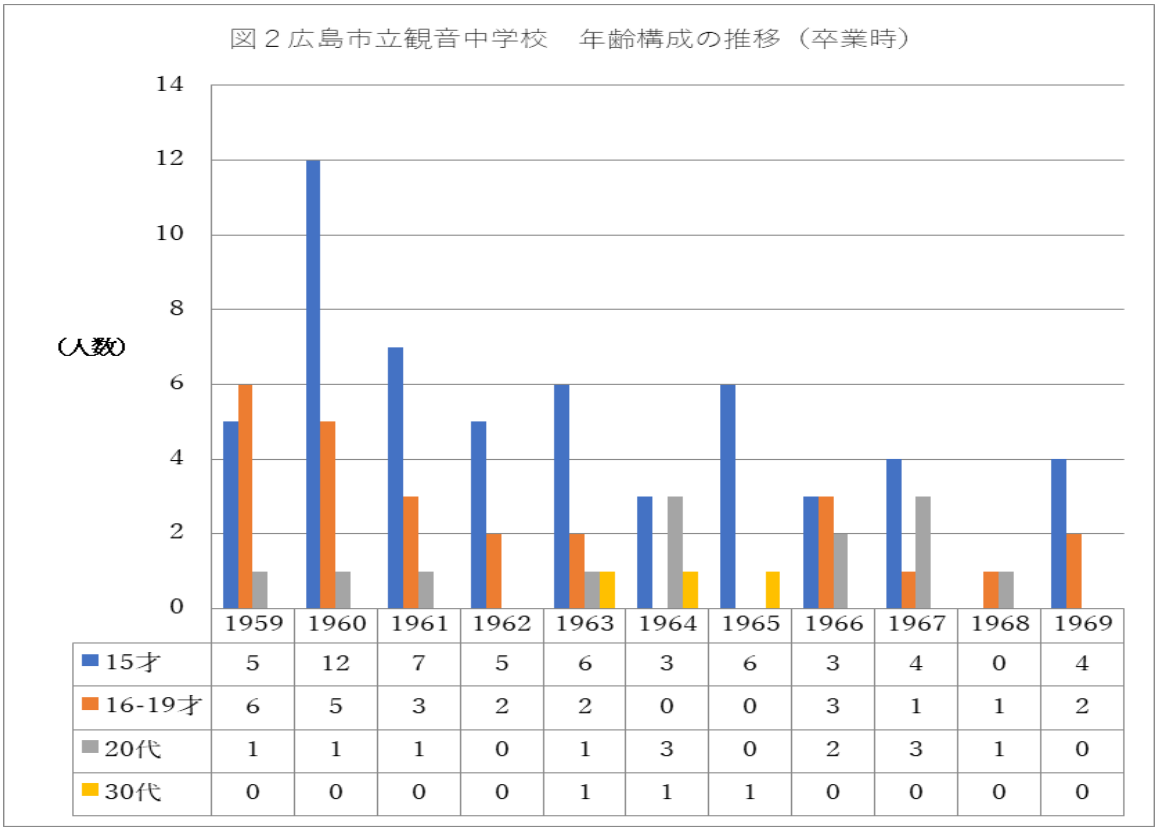
表 1－4 名古屋市と東京都の年齢別生徒数

	学齢児		16－19才		20－29才		30代		40代		合計
名古屋市（1964年）	9	64.3%	2	14.3%	1	7.1%	2	14.3%	－	－	14
東京都（1965年）	65	51.6%	34	27.0%	26	20.6%	1	0.8%	－	－	126
東京都（1967年）	56	21.8%	111	43.2%	90	35.0%	－	－	－	－	257

（出典）名古屋天神山中丹羽靖「学年差、学力差の著しい生徒の学習をいかに効果的に進めるか。」全国夜間中学校研究会（1964）『全夜中研大会資料』、東京都夜間中学研究会「1965 年度東京都夜間中学入学理由調査」、全国夜間中学校研究会（1966）『全夜中研大会資料』、東京都夜間中学研究会生

徒指導部「夜間中学生の生活指導上の問題点」、全国夜間中学校研究会（1967）『全夜中研大会資料』。

続いて、広島県広島市立観音中学校の年齢構成の推移を図２に示した。図２で示されたのは卒業時年齢の推移である。1959 年は、「学齢児」、「16―19 才」、「20 代」の内、「16―19 才」が最多であるが、1959 年度から 1969 年度までの間、1959 年度、1964 年度、1966 年度、1968 年度を除いて、学齢（15 才）で卒業する者が多い。



	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
15才	5	12	7	5	6	3	6	3	4	0	4
16-19才	6	5	3	2	2	0	0	3	1	1	2
20代	1	1	1	0	1	3	0	2	3	1	0
30代	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0

（出典）全国夜間中学校研究会（1969）『全夜中研大会資料』（45 頁）を参照し筆者が作成した。

次に、神奈川県をみていく。1969 年度に刊行された『第１６回全国夜間中学研究会-研究資料-』には、神奈川県の横浜市立西中学校の年齢別生徒数が掲載されている。この数値は神奈川県のすべての数値を示したものではないが、横浜市の状況の一端が窺える貴重なものである。この資料をみると、以下のことがわかる。1969 年度の神奈川県（横浜市立西中学校）でも「学齢児」（22.2%）よりも「16－19 才」（42.2%）の割合が多くなり、続いて、20 代（20.0%）、30 代（13.3%）、40 代（2.2%）となっている 。このように、神奈川県（同上）においても 1960 年代末頃までには、「学齢児」の占める割合が縮小し、学齢超過者の割合が増加していることが

わかる。特に、「16―19 才」の割合が多い。この特徴は、東京都でも、兵庫県神戸市丸山中学校西分校でも、広島市立観音中学校でも同様の傾向を示していた。

（２）1960 年代の夜間中学入学資格と年齢との関係

1968 年度に実施された夜間中学入学資格に関する調査がある。表 1－5 は、東京都 6 校、神奈川県 3 校、愛知県 1 校、兵庫県 1 校、広島県 1 校の生徒の入学者条件（教育歴・年齢制限）についてまとめたものである。1968 年度当時の学校をすべて網羅したものではないが、生徒の年齢構成の変容を確認する上で、入学条件（年齢制限）について確認することができる。まず、「1.小学校未修了者」で「学齢超過者」の入学を許可していないのは、名古屋市、広島県である。横浜市（西中学校、蒔田中学校）は空欄でその可否は不明であるが、東京都はすべての学校で許可している。次に、「2.中学校未修了者」はすべての学校で「学齢超過者」のみを入学許可している。「学齢超過者」を不可としている学校はまったくない。「3.旧制小学校未修了者」の入学を認めないのは、愛知県と広島県である。無回答なのは、神戸市（丸山中学校）、神奈川県（蒔田中学校）であり、これらは不明である。「4.旧制小学校卒業者」は、神戸市（同上）は無回答で不明であるが、その他の全ての学校で入学可能である。「5.昼間の中学校に在籍する学齢児で長欠中の生徒」の入学について、神戸市（同上）、名古屋市（天神山中学校）、横浜市（蒔田中学校）は無回答であるが、それ以外の学校、東京都、横浜市、広島市ではある一定の条件を満たせば、学齢児も夜間中学で受け入れ可能だったことが窺える。

このように、学齢と年齢制限の条件が地域により異なっている。旧制の小学校卒業者は受け入れ可能とし、旧制小学校未修了者の受け入れを制限する一方で、新制小学校未修了者は学齢超過者の入学を許可している。また、新制中学校未修了者の場合、学齢超過者であれば、入学を許可している。さらに、新制中学校在学中の学齢児は昼間の学校に通えない状況にあり、本人と保護者が希望する場合、夜間中学に学齢で入学が可能であった。特に、東京都では、学齢生徒の受け入れに積極的であった様子が窺える。

なお、表 1－5 に含まれていない大阪府の岸和田市立岸城中学校夜間中学（以下、岸城夜間中学）は、1952 年度に岸和田市立岸城中学校補導学級として発足し「1952 年以来、1966 年 3 月までは、不就学生徒の就学対策の一環として、在学、入学する生徒は 12-14 才の学齢者に限られていたが、1966 年 3 月卒業を境とし、学齢者の在学はいなくなり、現在に至るまで学齢超過者の入学志望に変わった」（「大阪府岸和田市立岸城中学校　3 大阪の変遷」全校夜間中学校研究会『全夜中研大会資料』、36 頁）。その後、「1969（昭和 44）年 4 月より、大阪府教育委員会、岸和田市教育委員会管理の下に、『岸城夜間中学』として新しく発足、在籍する生徒は、すべて、15 才以上の学齢超過者のみに限られた。」（全国夜間中学校研究会（1969）『全夜中研大会資料』、36 頁）と記されている。さらに、京都府でも京都市立郁文夜間中学の入学対象者を「過年児」と明記している（全国夜間中学校研究会（1970）『全夜中研大会資料』、13 頁）。このように 1960

年代以降、年齢制限を設ける地域が出現しており、入学条件が学齢超過者であることが厳格化されていった。

表 1－5 夜間中学への入学条件（1968 年度）

	入学希望者の学歴				
学校名	1. 小学校未修了	2. 中学校未修了	3. 旧制小学校未修了	4. 旧制小学校卒業者	5. 現在、昼間の中学校に在籍し長欠中の学齢生徒
東京都荒川区立第九中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（中学校昼間部通学不可能である者）
東京都世田谷区立新星中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（中学校昼間部通学不可能である者）
東京都大田区立糀谷中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（中学校昼間部と保護者の意見を聞く）
東京都墨田区立曳舟中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（本人及び保護者の希望がある場合）
東京都葛飾区立双葉中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（中学校昼間部の意向を確認し入学許可）
東京都足立区立第四中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（中学校昼間部や保護者の意見を聞く）
神奈川県横浜市立西中学校	－	ロ	イ	イ	入学可能（カウンセラー又は担任教員の依頼があれば許可）
神奈川県横浜市立蒔田中学校	－	ロ	－	イ	ー
神奈川県横浜市立浦島中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（担任、校長、父兄の意見を意見書に記入し印鑑があれば可能）
神奈川県横浜市立鶴見中学校	ロ	ロ	イ	イ	入学可能（夜間中学であれば、出席可能なものについて可能）
愛知県名古屋市立天神山中学校	ハ	ロ	ロ	イ	ー
兵庫県神戸市立丸山中学校西野分校	－	ロ	－	－	ー
広島県広島市立観音中学校	ハ	ロ	ロ	イ	入学可能

備考：入学希望者の学歴について

1．小学校未修了者（イ）学齢者のみ　入学可能、（ロ）学齢超過者も入学可能、（ハ）入学不可能、

2．中学校未修了者（イ）学齢者のみ入学可能、（ロ）学齢超過者も入学可能、（ハ）学齢超過者は入学不可能

3．旧制小学校未修了者（イ）入学可能、（ロ）入学不可能

4．旧制小学校卒業者（イ）入学可能、（ロ）入学不可能

5．現在、昼間の中学校に在籍し長欠中の学齢生徒

出典：東京都夜間中学研究会・調査研究部（1969・1970 年度）「全国夜間中学　学校・生徒調査概要付表」8 頁、全国夜間中学校研究会（1970）『全夜中研大会資料』、付録 8 頁。）

このように、1960 年代頃から、「学齢児」よりも「学齢超過者」の割合の方が多くなっているのは、戦後の義務教育未修了者が高齢化しているのとともに、入学条件に「学齢超過者であること」が加えられたことによると考えられる。ただし、東京都は、「学齢児」の受け入れを継続しているため、「学齢児」の割合が一定数維持されている。1970 年度の東京都の年齢別生徒層をみると「12-15 才」23 人（14.7%）、「16-19 才」51 人（32.7%）、20 代 43 人（27.5%）「30 代以上」39 人（25%）となっている[49]。

[49] 東京都広報室「資料　働きながら学ぶ青少年に関する世論調査　第二部　夜間中学」1970 年 3 月　2 頁。全国夜間中学研究会（1970）『全夜中研大会資料』資料、2 頁。

３．国籍別等生徒数とその割合の推移

ここでは、1981 年度から 2017 年度までの全国の国籍別等生徒層の推移を表 1－6 によって確認していく。「日本人」は、1981 年度から 1997 年度までに 829 人（31.1%）から 1,022 人（30.6%）へ増加するが、1998 年度に 698 人（20.7%）と減少傾向に入り、2015 年度に 305 人（16.7%）となるが、2016 年度から 2017 年度までに 309 人（16.7%）から 313 人（17.1%）へと微増している。「引揚」は、1981 年度の 385 人（14.5%）から増加し、1998 年度に 1,190 人(35.4%)で最多に達した後、減少へと転じ 2017 年度には 181 人（9.9%）へと激減している。

表 1－6 国籍別等生徒数とその割合の推移（全国）

	日本人	%	引揚	%	外国人生徒	%	在日	%	その他外国人	%	難民	%	移民	%	合計	%
1981	829	31.1%	385	14.5%	1,448	54.4%									2,662	100.0%
1982	953	24.5%	361	9.3%	2,581	66.3%									3,895	100.0%
1983	1,005	33.4%	587	19.5%	1,414	47.0%									3,006	100.0%
1984	857	29.5%	645	22.2%	1,402	48.3%									2,904	100.0%
1985	802	28.7%	215	7.7%	1,776	63.6%									2,793	100.0%
1986	765	25.8%	400	13.5%	1,798	60.7%									2,963	100.0%
1987	777	27.5%	387	13.7%	1,658	58.8%									2,822	100.0%
1988	678	24.9%	444	16.3%	1,598	58.8%									2,720	100.0%
1989	496	18.5%	459	17.1%	1,731	64.4%									2,686	100.0%
1990	663	24.5%	442	16.3%			1,423	52.5%	90	3.3%	26	1.0%	64	2.4%	2,708	100.0%
1991	709	25.2%	435	15.4%			1,437	51.0%	106	3.8%	83	2.9%	46	1.6%	2,816	100.0%
1992	696	24.5%	446	15.7%			1,417	49.8%	147	5.2%	81	2.8%	58	2.0%	2,845	100.0%
1993	718	24.2%	539	18.2%			1,396	47.1%	186	6.3%	57	1.9%	69	2.3%	2,965	100.0%
1994	765	25.3%	564	18.6%			1,323	43.7%	261	8.6%	61	2.0%	53	1.8%	3,027	100.0%
1995	調査無し															
1996	779	24.3%	753	23.5%			1,223	38.2%	367	11.5%	37	1.2%	43	1.3%	3,202	100.0%
1997	1,022	30.6%	1,126	33.7%			892	26.7%	223	6.7%	38	1.1%	43	1.3%	3,344	100.0%
1998	698	20.7%	1,190	35.4%			1,063	31.6%	328	9.7%	22	0.7%	65	1.9%	3,366	100.0%
1999	751	21.9%	1,131	32.9%			998	29.0%	458	13.3%	48	1.4%	50	1.5%	3,436	100.0%
2000	678	20.6%	1,026	31.2%			918	27.9%	526	16.0%	82	2.5%	55	1.7%	2,185	100.0%
2001	760	23.6%	960	29.9%			875	27.2%	556	17.3%	22	0.7%	42	1.3%	3,215	100.0%
2002	671	22.1%	976	32.2%			808	26.7%	506	16.7%	23	0.8%	47	1.6%	3,031	100.0%
2003	543	19.5%	931	33.5%			698	25.1%	540	17.8%	19	0.7%	48	1.7%	2,779	100.0%
2004	605	22.1%	885	32.4%			637	23.3%	542	19.8%	28	1.0%	38	1.4%	2,735	100.0%
2005	598	23.1%	801	31.0%			564	21.9%	573	22.2%	32	1.2%	19	0.7%	2,587	100.0%
2006	558	22.2%	754	30.0%			541	21.5%	617	24.5%	27	1.1%	18	0.7%	2,515	100.0%
2007	550	22.5%	686	28.1%			501	20.5%	671	27.5%	19	0.8%	14	0.6%	2,441	100.0%
2008	546	22.0%	650	26.2%			437	17.6%	787	31.8%	34	1.4%	24	1.0%	2,478	100.0%
2009	500	18.4%	720	26.5%			383	15.5%	1,034	38.0%	42	1.5%	39	1.4%	2,718	100.0%
2010	452	18.2%	544	21.9%			348	14.0%	1,089	43.8%	25	1.0%	30	1.2%	2,488	100.0%
2011	442	20.3%	458	21.1%			312	14.4%	927	42.6%	11	0.5%	24	1.1%	2,174	100.0%
2012	381	19.1%	437	21.9%			250	12.6%	877	44.0%	18	0.9%	28	1.4%	1,991	100.0%
2013	369	17.6%	393	18.7%			209	10.0%	1,098	52.3%	11	0.5%	18	0.9%	2,098	100.0%
2014	323	16.6%	358	18.4%			104	5.3%	1,145	58.9%	7	0.4%	8	0.4%	1,945	100.0%
2015	305	16.7%	292	16.0%			134	7.3%	1,079	59.1%	11	0.6%	4	0.2%	1,825	100.0%
2016	309	16.4%	230	12.4%			68	3.7%	1,239	66.6%	11	0.6%	1	0.1%	1,860	100.0%
2017	313	17.1%	181	9.9%			63	3.5%	1,265	69.3%	3	0.2%	1	0.1%	1,826	100.0%

出典：各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

「外国人生徒」は 1981 年度から 1989 年度まで 1,448 人（54.4%）から 1,731 人（64.4%）へ人数、割合ともに増加した。1990 年度以降、「外国人生徒」の項目が細分化され、「難民」、

「移民」、「在日韓国朝鮮人」と「その他外国人」の項目が新設される。「在日韓国朝鮮人」は 1990 年度から 2017 年度まで、1,423 人（52.5%）から 63 人（3.5%）へ人数と、割合ともに激減し 1 割未満となる。「その他外国人」は、1990 年度から 2017 年度まで、90 人（3.3%）から 1,265 人（69.3%）へと急増した。「難民」、「移民」は少なく（2%未満）、推移に大きな変動はない。このように、1981 年度から 2017 年度までの全国の国籍別等生徒数の推移をみると、1980 年代は「外国人生徒」が約 5 割から約 6 割を占め最多だが、1990 年度から 1996 年度までは「在日韓国朝鮮人」が約 4 割、約 5 割を占め最多となり、1997 年度から 2007 年度まで「引揚」が約 3 割を占め最多となる。2000 年度以降は、全国の生徒数が減少傾向に転ずる。「在日韓国朝鮮人」の割合が急減、「引揚」も減少を辿る一方で「その他外国人」の割合が増加し 2008 年度以降最多（約 3 割）を維持し 2017 年度には約 7 割を占め生徒層を変容させている。このように国籍別等生徒数の推移を長期的にみると大きく変動している。

第 4 項　　地域別生徒層の推移―東京都・大阪府

本研究では、すべての地域の年齢別生徒数の割合の推移については紙幅の関係上、触れられないが、2014 年度の時点で全国の生徒数の約 8 割を占める東京都・大阪府のみを取り上げ、表 1－7 によって確認する。東京都・大阪府の年齢別生徒数が判明している年度は、1953 年度、1959 年度、1968 年度、1971 年度、1992 年度から 2017 年度までである（1968 年度の大阪府調査はなし）。

1．年齢別生徒数割合の推移（東京都）

1953 年度、「学齢児」と「15－19 才」の合計は約 9 割、1959 年度は約 8 割を占めた。1968 年度になると上の 2 項目は、約 6 割に縮小し、20 代と 30 代の合計が約 3 割、40 代と 50 代の合計が 2.4%と僅かに現れ始め、学齢超過者の年齢幅が広がる。1971 年度には「学齢児」と「16－19 才」の合計が約 4 割に縮小し、20 代と 30 代の合計が約 4 割、40 代と 50 代の合計が、13.6%へと増加する。1992 年度からは、学齢超過者の年齢幅は、15 才から 60 才以上へと広がる。1972 年度から 1991 年度までは年度齢別調査がなく、数値を明らかにできない。しかし、この間、「学齢児」は激減傾向を示したものと推測され、1992 年度の時点で 2.3%とわずかな割合になった。同年度、「15－19 才」が 2 割、20 代が 2 割を占める一方で、30 代、40 代、50 代、「60 才以上」の合計は約 5 割（52.7%）を占めるようになり、30 代以上の学齢超過者が半数以上となった。そして 2001 年度以降、「学齢児」はついに皆無となる。ところが、「15－19 才」の割合は次第に増加し 2017 年度に 54.3%と半数以上を占め最多となった（2017 年度 20 代 22.9%、30 代 5.6%、40 代 5.8%、50 代 2.7%、60 代以上 8.7%）。

表１－７　年齢別生徒数の割合の推移（東京都と大阪府）

	東京都									大阪府								
年	学齢児	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60以上	合計	%	学齢児	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60以上	合計	%
1953	27.2%	64.0%	8.8%	－	－	－	－	681	100.0%	52.6%	45.3%	2.1%	－	－	－	－	95	100.0%
1959	52.3%	34.2%	12.9%	0.6%	－	－	－	518	100.0%	31.3%	62.5%	6.3%	－	－	－	－	16	100.0%
1968	17.9%	44.4%	24.1%	11.1%	1.2%	1.2%	－	162	100.0%	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1971	13.6%	30.7%	27.8%	14.2%	9.4%	4.2%	－	309	100.0%	0.0%	10.5%	25.9%	33.8%	17.1%	8.8%		228	100.0%
1992	2.3%	24.1%	20.9%	13.2%	12.3%	12.3%	14.9%	349	100.0%	0.0%	2.9%	10.1%	8.2%	9.7%	18.8%	50.2%	1,892	100.0%
1993	1.6%	21.3%	22.6%	15.4%	13.3%	12.0%	13.8%	376	100.0%	0.1%	2.9%	10.0%	8.6%	9.3%	16.7%	52.5%	1,949	100.0%
1994	3.9%	17.4%	25.9%	16.4%	12.0%	10.8%	13.7%	409	100.0%	0.1%	2.8%	10.9%	3.5%	2.6%	2.1%	50.3%	1,975	100.0%
1995	1.6%	19.5%	22.5%	14.8%	15.0%	11.3%	4.5%	426	100.0%	0.0%	2.5%	10.0%	10.1%	9.5%	15.2%	52.6%	1,932	100.0%
1996	1.6%	17.7%	24.8%	13.3%	13.1%	10.9%	18.6%	451	100.0%	0.1%	3.5%	12.8%	8.8%	10.4%	12.7%	51.8%	1,970	100.0%
1997	0.9%	14.0%	27.6%	14.7%	16.9%	9.3%	16.7%	450	100.0%	0.1%	4.1%	17.6%	9.4%	10.0%	10.6%	48.2%	2,081	100.0%
1998	0.0%	19.7%	23.2%	16.0%	17.0%	7.2%	17.0%	488	100.0%	0.1%	5.0%	18.0%	8.8%	10.0%	10.0%	48.0%	2,045	100.0%
1999	1.0%	17.5%	23.6%	14.5%	17.7%	9.1%	16.6%	525	100.0%	0.4%	3.8%	20.3%	11.6%	10.0%	9.5%	44.6%	2,094	100.0%
2000	1.4%	14.1%	20.5%	19.3%	14.5%	12.7%	17.6%	512	100.0%	0.0%	3.8%	17.1%	11.4%	10.5%	10.1%	47.0%	1,982	100.0%
2001	0.0%	18.9%	22.1%	18.2%	17.0%	13.8%	10.0%	412	100.0%	0.0%	2.5%	16.5%	11.9%	11.1%	10.2%	47.9%	1,890	100.0%
2002	0.0%	17.7%	20.0%	14.6%	14.9%	12.4%	20.4%	451	100.0%	0.0%	2.6%	17.1%	13.9%	10.0%	10.0%	46.5%	1,832	100.0%
2003	0.0%	22.5%	14.6%	11.8%	22.3%	11.0%	17.7%	417	100.0%	0.0%	2.6%	16.3%	15.6%	10.4%	10.8%	43.8%	1,739	100.0%
2004	0.0%	28.3%	20.6%	10.0%	12.3%	10.8%	18.0%	399	100.0%	0.0%	3.2%	15.0%	14.2%	9.7%	11.4%	46.5%	1,635	100.0%
2005	0.0%	33.1%	19.5%	10.7%	7.6%	13.0%	16.1%	384	100.0%	0.0%	4.5%	14.7%	11.1%	10.0%	12.1%	47.5%	1,548	100.0%
2006	0.0%	33.3%	16.1%	12.0%	6.6%	10.3%	13.3%	438	100.0%	0.0%	3.9%	12.5%	12.7%	10.7%	12.6%	47.4%	1,476	100.0%
2007	0.0%	44.0%	19.0%	9.1%	6.4%	7.3%	14.2%	452	100.0%	0.0%	4.4%	12.6%	11.3%	10.1%	13.6%	48.0%	1,431	100.0%
2008	0.0%	47.6%	18.6%	8.9%	8.1%	6.4%	10.4%	531	100.0%	0.0%	4.7%	12.9%	13.6%	10.6%	11.3%	47.1%	1,370	100.0%
2009	0.0%	50.0%	16.6%	10.9%	6.7%	6.4%	9.4%	596	100.0%	0.0%	5.0%	15.9%	16.3%	12.5%	10.6%	39.7%	1,511	100.0%
2010	0.0%	49.7%	14.1%	10.9%	8.2%	8.5%	8.7%	576	100.0%	0.0%	5.9%	13.3%	14.2%	14.5%	11.7%	40.3%	1,321	100.0%
2011	0.0%	46.9%	17.4%	7.4%	8.1%	7.4%	12.8%	431	100.0%	0.0%	5.6%	12.1%	13.6%	14.6%	14.1%	40.0%	1,206	100.0%
2012	0.0%	50.0%	17.1%	7.8%	7.8%	6.6%	10.7%	422	100.0%	0.0%	4.8%	13.7%	14.8%	15.5%	13.7%	37.6%	1,105	100.0%
2013	0.0%	47.0%	25.1%	7.3%	8.4%	6.0%	9.4%	466	100.0%	0.0%	5.1%	15.8%	15.2%	16.7%	14.0%	33.3%	1,181	100.0%
2014	0.0%	45.4%	19.7%	8.5%	8.7%	7.3%	10.4%	412	100.0%	0.0%	4.8%	15.5%	15.2%	16.4%	16.8%	31.4%	1,125	100.0%
2015	0.0%	50.6%	19.5%	7.5%	7.1%	4.7%	10.6%	425	100.0%	0.0%	3.8%	16.7%	12.3%	16.4%	16.2%	12.8%	1,013	100.0%
2016	0.0%	54.1%	19.4%	7.2%	7.4%	3.5%	8.3%	458	100.0%	0.0%	4.4%	19.4%	14.6%	17.5%	14.2%	29.9%	1,042	100.0%
2017	0.0%	54.3%	22.9%	5.6%	5.8%	2.7%	8.7%	449	100.0%	0.0%	5.9%	19.4%	17.4%	14.1%	12.1%	31.0%	1,047	100.0%

出典：文部省初等中等教育局、中央青年問題協議会（1954）『夜間に授業を行う学級を持つ中学校に関する調査報告書』、各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

２．年齢別生徒数の推移（大阪府）

大阪府は、1953 年度、1959 年度の年齢別生徒数は東京都と同様で「学齢児」と「15－19 才」が約 9 割を占めた。1968 年度は年齢別生徒数の資料が欠落しており数値を明らかにすることはできないが、この年度の全国の「学齢児」と「15－19 才」は約 6 割を占めており、大阪府も同様の傾向にあったと推測される。

1971 年度には「学齢児」と「15－19 才」の合計が約 1 割に減少したが、20 代と 30 代の合計が約 6 割を占めるまでに増加し最多となった。また、40 代と 50 代が出現しており、この両者の合計が約 3 割を占めた。

1972 年度から 1991 年度まで年齢別調査がなく数値を明らかにすることができない。「学齢児」は 1992 年度に皆無であったが 1993 年度から 1999 年度まではごくわずかに存在するものの 2000 年度に再度、皆無となり、それ以降、2017 年度まで同じである。1992 年度から 2017 年度の間は、15－19 才（2.9%→5.9%）、20 代（10.1%→19.4%）、30 代（8.2%→17.4%）、40 代（9.7%→14.1%）の年齢層は概ね増加傾向にある。

「60 才以上」は、1992 年度に約 5 割と最多を占め、50 代（18.8%）は約 2 割を占めており、両方で約 7 割を占めた。しかし、1993 年度から 2017 年度までの間にこの両者の年齢層は減少傾向にある（50 代：18.8%→12.1%、60 代：52.2%→31.0%）。特に、60 才以上の高齢者層の減少が著しいが、2017 年度の時点で、60 代以上は 3 割、50 代は約 1 割を占め両者で約 4 割を占めている。15－19 才は 1 割に満たない程度であるが、20 代、30 代の合計が約 4 割を占め、高齢者層が縮小し、20 代、30 代が増えるようになり生徒層が変化している。

３．国籍別等生徒数とその割合の推移（東京都）

（１）東京都の国籍別等生徒数の推移の特徴

表 1－8 に 1981 年度から 2017 年度までの東京都の国籍別等生徒数とその割合の推移を示した。

表 1－8　国籍別等生徒数とその割合の推移（東京都）

	日本人	%	引揚	%	外国人生徒	%	在日	%	その他外国人	%	難民	%	移民	%	合計	%
1981	196	41.1%	232	48.6%	49	10.3%									477	100.0%
1982	214	46.6%	172	37.5%	73	15.9%									459	100.0%
1983	209	43.5%	188	39.1%	84	17.5%									481	100.0%
1984	189	41.4%	178	37.0%	90	19.7%									457	100.0%
1985	184	40.6%	165	36.4%	104	23.0%									453	100.0%
1986	170	37.8%	178	39.6%	102	22.7%									450	100.0%
1987	182	38.1%	191	40.0%	105	22.0%									478	100.0%
1988	167	37.9%	157	35.6%	117	26.5%									441	100.0%
1989	156	40.8%	137	35.9%	89	23.3%									382	100.0%
1990	131	36.9%	126	35.5%			56	15.8%	18	5.1%	5	1.4%	19	5.4%	355	100.0%
1991	107	30.3%	141	39.9%			51	14.4%	16	4.5%	29	8.2%	9	2.5%	353	100.0%
1992	105	30.1%	129	37.0%			48	13.8%	27	7.7%	29	8.3%	11	3.2%	349	100.0%
1993	92	24.5%	172	45.7%			43	11.4%	36		21	5.6%	12	3.2%	376	100.0%
1994	120	29.3%	166	40.6%			37	9.0%	59	14.4%	13	3.2%	14	3.4%	409	100.0%
1995	調査なし															
1996	137	30.4%	180	39.9%			36	8.0%	85	18.8%	7	15.6%	6	1.3%	451	100.0%
1997	126	28.0%	213	47.3%			25	5.6%	67	14.9%	9	2.0%	10	2.2%	450	100.0%
1998	114	23.4%	234	48.0%			25	5.1%	102	20.9%	6	1.2%	7	1.4%	488	100.0%
1999	118	22.5%	260	49.5%			28	5.3%	106	20.2%	7	1.3%	6	1.1%	525	100.0%
2000	99	19.3%	237	46.2%			18	3.5%	135	26.3%	16	3.1%	8	1.6%	513	100.0%
2001	117	23.7%	239	48.5%			29	5.9%	90	18.3%	12	2.4%	6	1.2%	493	100.0%
2002	72	16.0%	224	49.7%			35	7.8%	106	23.5%	8	1.8%	6	1.3%	451	100.0%
2003	70	19.5%	138	38.4%			22	6.1%	121	36.8%	4	1.1%	4	1.1%	359	100.0%
2004	66	16.5%	147	36.8%			18	4.5%	147	36.8%	19	4.8%	2	0.5%	399	100.0%
2005	58	15.1%	125	32.6%			11	2.9%	164	42.7%	25	6.5%	1	0.3%	384	100.0%
2006	76	17.4%	130	29.7%			8	1.8%	204	46.6%	19	4.3%	1	0.2%	438	100.0%
2007	74	16.4%	120	26.5%			6	1.3%	235	52.0%	16	3.5%	1	0.2%	452	100.0%
2008	67	12.6%	101	19.0%			10	1.9%	329	62.0%	24	4.5%	0	0.0%	531	100.0%
2009	65	10.9%	123	20.6%			7	1.2%	371	62.2%	30	5.0%	0	0.0%	596	100.0%
2010	64	11.1%	111	19.3%			2	0.3%	382	66.3%	17	3.0%	0	0.0%	576	100.0%
2011	71	16.5%	63	14.6%			5	1.2%	287	66.6%	5	1.2%	0	0.0%	431	100.0%
2012	68	16.1%	53	12.6%			3	0.7%	287	68.0%	11	2.6%	0	0.0%	422	100.0%
2013	56	12.0%	62	13.3%			7	1.5%	338	72.5%	3	0.6%	0	0.0%	466	100.0%
2014	58	14.1%	54	13.1%			4	1.0%	292	70.9%	4	1.0%	0	0.0%	412	100.0%
2015	61	14.4%	43	10.1%			4	0.9%	308	72.5%	9	2.1%	0	0.0%	425	100.0%
2016	69	15.1%	21	4.6%			3	0.7%	357	77.9%	8	1.7%	0	0.0%	458	100.0%
2017	66	14.7%	19	4.2%			5	1.1%	357	79.5%	2	0.4%	0	0.0%	449	100.0%

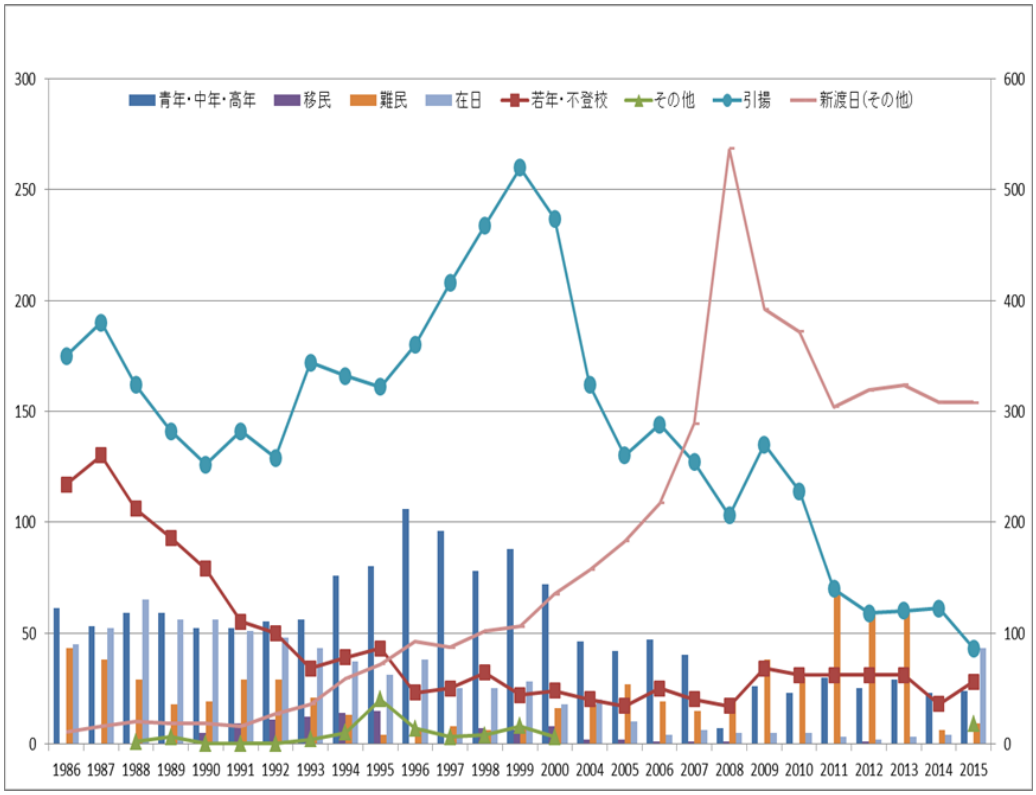
出典：各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

東京都では、「在日韓国朝鮮人」、「難民」、「移民」の割合は比較的少ないが、「日本人」、「引揚」、「その他外国人」、「外国人生徒」（1981 年度から 1989 年度まで）の数は一定数ある。「日本人」では、特に、1980 年代に入って、「若年不登校生徒」が増加し始める（後述する）。生徒数の推移で特徴的なのは、「引揚」と「その他外国人」である。「引揚」が漸増傾向を示すのは 1981 年度から 1999 年度までであり、232 人から 260 人までに増加し最多となった後、2000 年度から 2015 年度の間に 237 人から 43 人へ減少している。「その他外国人」は 1990 年度から 2005 年度までの間に 18 人から 164 人へと増加し、2005 年度に「引揚」よりも多くなり、最多を占めた。2006 年度から 2017 年度までに、「その他外国人」が 204 人から 357 人へと急増しその割合は 46.6%から 79.5%へ急増した。このように、東京都では、1980 年代には「外国人生徒」が増加傾向にありつつ最多を示すが、1990 年度から 2004 年度までは「引揚」が最多となる。2005 年度以降は「その他外国人」が増加傾向を示し最多となり、生徒層が変化している。

（２）若年不登校生徒数の推移（東京都：1986 年度から 2015 年度まで）

東京都では「若年不登校」（若年登校拒否）の生徒数が 1980 年代中頃に増加し始める。図 3 に東京都の若年・不登校者数の数値を含む生徒層の推移を示した。

図３生徒層の推移（東京都：1986 年度から 2015 年度まで）



出典：各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

若年とは 20 才以下の日本人で不登校経験をしている者である。この「若年不登校」は、1960 年代後半から出現しはじめ 1980 年代中盤頃までに 100 人以上になった。1986 年度に 117 人、1987 年度に 130 人、1988 年度に 106 人と 100 人以上を維持していたが、その後、減少傾向に入り、1994 年度に「新渡日」よりも少なくなった。「新渡日」の増加傾向は続き、2008 年度には、691 人までに増加している。1994 年度以降、「若年不登校」は皆無になったわけではなく、30 人台から 10 人台に減少しつつも 2015 年度にも存在している。

４．国籍別等生徒数とその割合の推移（大阪府）

表 1－9 は大阪府の国籍別等生徒数の推移を示している。

表 1－9 国籍別等生徒数とその割合の推移（大阪府）

	日本人	%	引揚	%	外国人生徒	%	在日	%	その他外国人	%	難民	%	移民	%	合計	%
1981	445	25.2%	104	5.9%	1,214	68.9%									1,763	100.0%
1982	440	24.5%	138	7.7%	1,220	67.9%									1,798	100.0%
1983	528	28.5%	163	8.8%	1,163	62.7%									1,854	100.0%
1984	403	21.4%	395	20.9%	1,089	57.7%									1,887	100.0%
1985	287	15.2%	196	10.4%	1,409	71.1%									1,982	100.0%
1986	293	14.9%	191	9.7%	1,488	75.1%									1,971	100.0%
1987	302	17.1%	154	8.7%	1,313	74.2%									1,769	100.0%
1988	351	20.2%	163	9.4%	1,227	70.5%									1,741	100.0%
1989	187	10.7%	202	11.5%	1,361	69.8%									1,750	100.0%
1990	379	21.1%	212	11.8%			1,131	63.0%	47	2.6%	7	0.4%	18	1.0%	1,794	100.0%
1991	417	22.7%	220	12.0%			1,119	60.8%	43	2.3%	29	1.6%	11	0.6%	1,840	100.0%
1992	410	21.7%	260	13.7%			1,126	59.5%	50	2.6%	29	1.5%	17	0.9%	1,892	100.0%
1993	421	21.6%	299	15.3%			1,136	58.3%	54	2.8%	19	1.0%	20	1.0%	1,949	100.0%
1994	422	21.4%	325	16.5%			1,072	54.3%	110	5.6%	23	1.2%	23	1.2%	1,975	100.0%
1995	調査なし															
1996	437	22.2%	358	18.2%			960	48.7%	175	8.9%	25	1.3%	15	0.8%	1,970	100.0%
1997	676	32.4%	648	31.1%			647	31.1%	74	3.6%	22	1.1%	14	0.7%	2,081	100.0%
1998	368	18.0%	646	31.6%			832	40.7%	154	7.5%	8	0.4%	37	1.8%	2,045	100.0%
1999	417	19.9%	602	28.7%			780	37.2%	225	10.7%	30	1.4%	40	1.9%	2,094	100.0%
2000	387	19.5%	503	25.4%			732	36.9%	266	13.4%	57	2.9%	37	1.9%	1,982	100.0%
2001	440	22.7%	448	23.2%			690	35.7%	327	16.9%	4	0.2%	26	1.3%	1,935	100.0%
2002	412	22.5%	505	27.6%			624	34.1%	260	14.2%	3	0.2%	28	1.5%	1,832	100.0%
2003	386	21.9%	561	31.9%			534	30.3%	247	14.0%	6	0.3%	27	1.5%	1,761	100.0%
2004	378	23.1%	523	32.0%			489	29.9%	220	13.5%	4	0.2%	21	1.3%	1,635	100.0%
2005	377	24.4%	487	33.6%			457	29.5%	217	14.0%	4	0.3%	6	0.4%	1,548	100.0%
2006	329	22.3%	462	31.3%			445	30.1%	228	15.4%	5	0.3%	7	0.1%	1,476	100.0%
2007	327	22.9%	416	29.1%			419	29.3%	261	18.2%	2	0.1%	6	0.4%	1,431	100.0%
2008	319	23.3%	387	28.2%			358	26.1%	293	21.4%	3	0.2%	10	0.7%	1,370	100.0%
2009	292	19.3%	407	26.9%			317	21.0%	480	31.8%	3	0.2%	12	0.8%	1,511	100.0%
2010	262	19.8%	280	21.2%			292	22.1%	477	36.1%	3	0.2%	7	0.5%	1,321	100.0%
2011	256	21.2%	235	19.5%			253	21.0%	456	37.8%	2	0.2%	4	0.3%	1,206	100.0%
2012	215	19.5%	240	21.7%			202	18.3%	434	39.2%	5	0.5%	9	0.8%	1,105	100.0%
2013	213	18.0%	212	18.0%			161	13.6%	584	49.4%	4	0.3%	7	0.6%	1,181	100.0%
2014	182	16.2%	192	17.1%			70	6.2%	673	59.8%	2	0.2%	6	0.5%	1,125	100.0%
2015	182	18.0%	163	16.1%			110	10.9%	554	54.7%	1	0.1%	3	0.3%	1,013	100.0%
2016	185	17.8%	130	12.5%			47	4.5%	676	64.9%	2	0.2%	2	0.2%	1,042	100.0%
2017	186	17.8%	100	9.6%			38	3.6%	721	68.9%	1	0.1%	1	0.1%	1,047	100.0%

出典：各年度の『全夜中研大会資料』をもとに筆者が作成した。

大阪府の 1981 年度から 2017 年度までの国籍別等生徒数の割合は、「外国人生徒」、「在日朝鮮韓国人」、「その他外国人」の 3 項目で特徴的な推移をしている。「日本人」は 1 割から 2 割の間を増減し一定の割合を推移しているが、最多の割合を示すものではない。特に、「在日韓国朝鮮人」、「外国人生徒」（1981 年度から 1989 年度まで）の割合がその他の国籍の生徒と比べて

際立って大きい。1981 年度から 1989 年度まで「外国人生徒」（在日韓国朝鮮人を含む）は、1,214 人（68.9%）から 1,361 人（69.8%）で常に 7 割ほどを占めている。1990 年度から 2007 年度までは「在日韓国朝鮮人」は、1,131 人（63.0%）から 419 人（29.3%）へ減少するが、その割合は依然として最多である。2008 年度に、「在日韓国朝鮮人」は 358 人（26.1%）へと減少するが、「引揚」は 387 人（28.2%）へと増加し「在日韓国朝鮮人」よりも多くなる。2009 年度に「その他外国人」が 480 人（31.8%）になり、「在日韓国朝鮮人」（317 人/21%）、「引揚」（407 人/26.9%）より多くなり最多となる。2009 年度から 2017 年度までの間に、「その他外国人」のみ増加傾向にあり、31.8%から 68.9%へと増加しており、約 7 割を占めるまでに増加している。つまり、大阪府では、1980 年代に「外国人生徒」が最多、1990 年度から 2002 年度まで「在日韓国朝鮮人」が最多、2003 年度から 2008 年度は、「在日韓国朝鮮人」と「引揚」が減少傾向にあるなか「その他外国人」が増加傾向を示し、2009 年度以降、「その他外国人」が最多となり、「日本人」と「引揚」を下回ることはなかった。

第３節　時期区分

本章の検討から 1947 年度から 2017 年度までの夜間中学の生徒層の推移を以下のように 4 区分できる。

１．第 1 期：1947 年度から 1960 年代まで

（前半 1947 年度から 1955 年度、後半 1956 年度から 1960 年代まで）

全国の学校数は、1947 年度から急増し 1953 年度に 71 校を数えた。1953 年度には東京都、兵庫県、京都府、神奈川県、和歌山県、福岡県の 6 都府県（71 校中 60 校）が全体の約 8 割を占めた。1969 年度までに学校数は 20 校に急減し、上記 6 都府県の内、東京都以外の府県で学校数が激減もしくは消滅した地域もあった。生徒数は、1947 年度から急増し 1953 年度に約 3,000 人となるが、1967 年度に至るまでに約 400 人へと急減した。1953 年度、1959 年度の資料を見る限りは、「学齢児」と「15－19 才」が 9 割を占め、この年齢構成は東京都も大阪府も同じ状況であった。1968 年度でも「学齢児」と「15－19 才」が 6 割以上を占めた。

1947 年度から 1960 年代末までは、「学齢児」と 10 代の若者が半数以上を占めた。第 1 期は正確な数字が記されている資料がなく不明な点が多い。そのため、上記で検討した先行研究を参照して補足すると、第 1 期前半の 1947 年度から 1955 年度頃までが、戦後の混乱期により、昼間に就労に従事する学齢の子ども達が学び、第 1 期の後半 1956 年度から 1960 年代末までは、高度成長期に入り、戦中、戦後の混乱の中で、昼間の中学校を長欠もしくは未就学だった学齢の子ども達が、学齢期超過後、夜間中学に就学したと推測され、この時期を第 1 期（前半 1947 年度から 1955 年度、後半 1956 年度から 1960 年代まで）とする。

２．第 2 期：1970 年代から 1996 年度まで

全国の学校数は、1970 年代から再び増加し 1980 年代前半にかけて 20 校から 34 校になり、8 都府県（東京都、神奈川県、千葉県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県）に設置された。これ以降、設置都府県の数には変化がない。特に、この時期、大阪府で 1967 年度の 1 校から 1976 年度までに 10 校となり、全国の 34.5%を占めた。東京都は 1970 年度に 7 校、1971 年度以降は 8 校のまま維持し、1970 年代の全国の学校数に占める都府の割合は、50%台前半で推移した。生徒数は 1970 年度頃から増加し 1996 年度には 3,202 人となる。大阪府で学校数が 10 校になった 1976 年度の生徒数の割合は全国の 70%（1,828 人）、東京都では、全国の 17%（441 人）を占め、都府で全国の約 87%を占めた。

全国夜間中学研究会の調査により、1981 年度から国籍別等生徒数調査、1992 年度から年齢別生徒数調査が始まり、生徒層がわかるようになった。国籍別等生徒数では、1981 年度をみると、大阪府では、「外国人生徒」が 68.9%（1,214 人）と最も高く、1989 年度まで年度によっては変動があるが、60%台から 70%台の高い比率を占めた。「外国人生徒」は、1990 年度からより詳細な項目となった。1990 年度以降、「在日韓国朝鮮人」が最多となり、6 割から 5 割台を 1994 年度まで占めた。東京都では、1981 年度の「外国人生徒」の割合は 10.3%に過ぎず、「引揚」が多くの割合を占め 1981 年度から 1989 年度までの間、3 割台後半から 4 割後半だった。年齢別生徒層をみると、大阪府の場合、1992 年度から 1996 年度まで「60 才以上」が、約 5 割を維持し最多だが、同時期、東京都の場合、「15－19 才」と 20 代で 40%強を占めた。

こうしたことから、1970 年度から 1996 年度までは、年齢別や国籍別等の生徒層が第 1 期とは大きく変化し、「学齢児」や「15－19 才」が縮小する一方、学齢超過者の年齢の幅が広がった。全国の生徒数の 7 割を占める大阪府で「60 才以上」の「外国人生徒」・「在日韓国朝鮮人」が最多を占め、1996 年度までこの状況が続いた。この影響を受け、全国では「在日韓国朝鮮人」が最多を占め、第 2 期の最終年の 1996 年度までこの状況が続いた。

３．第 3 期：1997 年度から 2007 年度まで

1997 年度から 2007 年度まで全国の学校数は 34 校から 35 校へ増設された。大阪府で 1 校が増設され 11 校（全国 31%）、東京都は 8 校（全国 23%）と都府で約 5 割を占めた。全国の生徒数は、3,344 人から 2,441 人へと減少した。大阪府でも 2,801 人から 1,431 人へ減少するが、全国に占める割合は 6 割台であり、東京都と合わせて約 8 割台を占める。

この時期の国籍別等生徒層の推移をみると、大阪府では、「在日韓国朝鮮人」が 31.1%から 29.3%へと減少する。2003 年度に「引揚」が 31.9%となり、「在日韓国朝鮮人」（30.3%）を上回り最多となる。「その他外国人」は増加傾向にあるが、1 割台後半から 2 割に留まる。東京都では、1997 年度から 2007 年度までに「引揚」が 47.3%から 26.5%へと減少する一方で「その他外国人」が増加し、2005 年度からは、「その他外国人」が 42.7%となって、「引揚」（32.6%）を上回り、最多となる（2007 年度 52%）。同時期の年齢別生徒層をみると、大阪府では 1997

年度から 2007 年度までに「60 才以上」が約 5 割を維持する。東京都では、「15－19 才」が 1997 年度から 2007 年度までに 14.0%から 44.0%へ大きく増加する。

この時期は、全国で高齢の「在日韓国朝鮮人」が 3 割台から 2 割台へと減少し、「引揚」が 3 割程度で最多となった。かつて、最多であった高齢の「在日韓国朝鮮人」が大きく減少し、生徒層の最多を占めるのが 10 代の「その他外国人」へと移る変動期が第 3 期であった。

４．第 4 期：2008 年度以降

2008 年度以降、全国に占める学校数の割合は、東京都と大阪府で約 6 割以上である。全国の生徒数は 2,478 人から、2015 年度に 1,825 人へと減少するが、東京都と大阪府で合わせて約 7 割台後半を占め続ける。国籍別等生徒数では、「その他外国人」が東京都で、2008 年度に 62.0%と半数以上を占めており、2017 年度に 79.5%を占めるまで上昇している。大阪府でも、2009 年度に「引揚」を抜いて、「その他外国人」が 31.8%と最多となり、2017 年度には 68.9%までに上昇した。全国でも 2008 年度に「その他外国人」は 31.8%と最多であり、2017 年度には 69.3%である。

大阪府では、この時期、「60 才以上」の減少傾向が続き、約 5 割から約 3 割へと縮小したが、東京都では、「15－19 才」が、4 割から 5 割を占めるようになる。全国の年齢別生徒数では、「60 才以上」の高齢者が 2014 年度には 27.6%まで減少するが、「15－19 才」が 2008 年度から 2014 年度までの間、15～17%程度で推移する。かつて、全国の国籍別等生徒数の最多を占めた「在日韓国朝鮮人」は 2015 年度にはわずか 7.3%の少数派となり、10 代、20 代を中心とする「その他外国人」が約 7 割と最多となるのが第 4 期である。

第４節　小括

本章で辿った生徒層の変容から、戦後から 2017 年度まで夜間中学は、その時代ごとに様々な人々を受け入れていることを確認できる。特に、先行研究では十分に検討されなかった 1970 年代以降を対象に加え、地域別生徒数の割合の分布を分析し、年齢別及び国籍別等生徒数の割合を具体的な数値を用いて整理する事を通して、戦後の夜間中学の生徒層の変容を明らかにした。ただし、1947 年度から 1960 年代末までは、正確な学校数や生徒数を記録している資料がなく、不明な点が多いため十分に検証できなかった。

また、本研究では、1947 年度から 2017 年度までの時期区分を試みた。時期区分の方法は、何を画期とするかによって、その結果は様々である。本研究の場合、生徒層（年齢別・国籍別等）の推移を分析し最も多い生徒層を中心に考え、時期区分を試みた。その結果、学齢児と 10 代が生徒層の中心を占めた 1947 年度から 1960 年代までを第 1 期とした。大阪府での学校数の増加とともに中・高齢の在日韓国朝鮮人が激増して全国の生徒層の圧倒的な位置を占めるのが 1970 年代から 1996 年度までであり これを第 2 期とした。その後、東京都を中心に引揚者が増

加し、在日韓国朝鮮人を上回る時期が 1997 年度から 2007 年度まででありこの時期を第 3 期とした。2008 年度から 2017 年度までは、若年のニューカマーが増加し続け最多であり、この時期を第 4 期とした。とりわけ、第 1 期については、学齢と 10 代を中心とした日本人が多かったことは判明しているが、この日本人がどのような事情で夜間中学に通っていたのかについては未だ十分に明らかになっていない。

夜間中学は、時代によって様々な人々を受け入れ、生徒層の割合も時代ごとに変化している。ただし、見逃してはならない重要な点を付言すれば、生徒層の中にも、少数であっても、日本人（不登校経験者を含む）が学び、人数が減少したとはいえ在日韓国朝鮮人、引揚者が学んでいる。本研究では、夜間中学にどのような人が学んでいたのかに着目し、最も多い生徒層を時期区分の画期に据え、夜間中学の大きな趨勢の変化を捉えた。

夜間中学は自治体の判断だけで開設されたのではなく、様々な地域事情により開設され、そして、廃止された。本章で明らかにした数字は、そうした地域事情による結果である。

上述したように、生徒層の分析によって時期区分した場合、特徴的な変化を見出せるのは、1960 年代前後である。1970 年代以降、大阪府を中心に夜間中学が新たに増設され、急増する過程で、それまでは学齢、10 代を中心とした日本人が最多であったが、中・高齢の在日韓国朝鮮人が最多となり、生徒層が大きく変化した。つまり、戦後の夜間中学がどのような人々に求められていたのかに着目した場合、1970 年代前後で生徒層の性格が変容していることがわかり、1970 年度が一つの時期区分の画期であると捉えられる。

以下では、1947 年度から 1960 年代までの奈良県の夜間中学の開設過程を明らかにする（第 2 章）。次に、1960 年代末から 1970 年代の大阪府を中心に夜間中学が開設され増設される過程を検討し（第 3 章、第 4 章）、さらに、1970 年代に奈良県に夜間中学が再び開設される過程を分析する（第 5 章）。

第２章　戦後における夜間中学の成立過程

―1947 年から 1960 年代までの奈良県に着目してー

1945 年の敗戦により、日本はアメリカを中心とする連合国の占領下に置かれ、連合国総司令部（GHQ）の主導により、民主主義化と非軍事化を目指した抜本的な社会改革が断行された。1946 年 11 月に日本国憲法が公布され、1947 年 3 月に教育基本法が公布・施行された。1947 年 3 月末に学校教育法が公布、その翌日に施行され、小学校に加え、中学校が義務教育となり、就学期間は戦前の 6 年間から 9 年間に改められた。この六・三制の義務教育制度は平等の理念に基づくものであり、国民は、性別や社会階層による制限を受けることなく、小学校・中学校で教育を受ける機会が保障されることとなった。

一方で、戦後の教育改革の特徴の一つである新制中学校をめぐって、国・地方自治体は様々な課題を抱えた。1947 年に学校教育法は公布・施行されたが、シャウプ勧告に基づき、1950 年に義務教育費国庫負担金は廃止された。この国庫負担金は新しく設けられた地方財政平衡交付金に吸収されたが、教育条件の地域間格差が拡大した。結果、全国知事会議の決定等を背景として 1953 年に復活した。一般的な財源調整制度では義務教育費の確保は難しく、義務教育費に目的を特定した国による財源確保が必要だったのである。

1953 年に義務教育費国庫負担法が成立するまでは、地方自治体は、新制中学校を設立するために、校舎を建設するなど、多大な費用を負担せざるを得ない時代だった。さらに、戦後の義務教育制度発足時の日本は、敗戦によって未曽有の混乱に陥っていた。極度の食料難、物資不足、インフレーションがあり、国民は経済的苦境にあえいでいた。このため、義務教育が 3 年延長されたが新制中学校に通えない生徒は、全国で相当数に上った。経済的理由で就学困難なものへの就学奨励策が求められるが、教科用図書の給付や給食費への国庫補助がなされるのは 1956 年まで待たなければならなかった[50]。

地方自治体は、国からの六・三制の義務教育制度を確立するための財政的手当を十分に得られない状況のもと、学校に通えない子どもたちの就学保障を実現するために、いかなる方法をとったのであろうか。

本章の対象とする夜間中学とは、貧困のために昼間に就労せざるを得ず、昼間の授業を長期欠席している生徒を対象として、教員が行った夜間の補習授業のことである。1947 年 10 月に大阪市生野第二中学校で始まった「夕間学級」がその端緒だといわれている[51]。この学級は、教員が自発的に開設した夜間中学であり教育委員会に認められたものではなかった[52]。全国で初

[50] 1956 年 4 月 1 日「就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律」、「学校給食法の一部を改正する法律」が制定された。中学校は 1957 年度から施行された。

[51] 赤塚康雄（1978）『新制中学校成立史』明治図書出版、188～191 頁。

[52] 同上。

めて教育委員会の認可を受けたのは、神戸市立駒ヶ林中学校であり、1949 年に神戸市教育委員会の認可を受けて昼間の中学校の長期欠席生徒の就学対策として全国に先駆けて夜間中学が設置された[53]。全国の夜間中学の開設時期は、1947 年から 1955 年までに集中しており、1955 年には 89 校、生徒数は 5,208 人に達している[54]。この時期に夜間中学に通う生徒は、主として、学齢期の子どもたちと 15〜19 才の若者たちであった[55]。

1955 年以降、日本は高度経済成長期に差しかかり、経済的理由によって就学が困難な児童生徒を救済する就学援助制度が次第に整い学齢児童生徒の長期欠席数は減少していった。1956 年の経済白書では、日本は敗戦による経済的危機を脱したと喧伝され、文部省は 1951 年から実施した「長欠児童・生徒の全国調査」を 1958 年で取りやめた。1968 年には全国の夜間中学の生徒数は 416 人、翌 1969 年には学校数が 20 校まで減少したのである[56]。

では、なぜ、中学校に夜間中学を開設することが可能となったのか、その条件や根拠は何であるか、既往の研究では、個別の自治体を取り挙げて夜間中学の成立過程を検討したものは多くはない。本章では奈良県を研究対象としている。1953 年当時、奈良県の小中学校の長欠率は全国で上位（小学校 3 位、中学校 4 位[57]）であったこと、そこに夜間中学が存在していたこと、さらに 1950 年に奈良県同和問題研究所が開設され同和地区に関する調査資料が多数残されていたこと、この 3 点から奈良県を本研究の研究対象として選択した。戦後の夜間中学の開設過程を解明することは既存の義務教育制度という枠に収まりきらない日本の公教育制度の在り方を捉えなおす視点を与えてくれるものであろう。

本章では、夜間中学の開設を可能とする条件が如何に形成されたかということについて、まず戦後直後、文部省が義務教育段階の長欠問題をどのように認識し、その問題に対しいかなる施策を打ち出したのかを検討していく。次に、奈良県に注目し長欠問題の把握とその対策について見ていく。そして、奈良県での夜間中学の開設について、特に奈良市と郡部北葛城郡河合村を取り上げて詳細に見ていきたい[58]。

[53] 浅野慎一（2014）「戦後日本における夜間中学の卵生と確立：1947 年―1955 年」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 7 号、159 頁。

[54] 全国夜間中学校研究大会（2015）『第 61 回全国夜間中学校研究大会・大会資料』付録。

[55] 本論文の第 1 章で検討したように、1953 年度の全国の生徒数の内、42.5％が学齢児であり、53.5％が 15〜19 歳までの学齢超過者、4％が 20 代の若者という年齢構成であった。

[56] 全国夜間中学研究大会（2015）『第 61 回全国夜間中学研究大会・大会資料』付録。

[57] 奈良県教育委員会（1958）『教育年報』第 9 号、38 頁。

[58] 本章は、文部省・青少年問題協議会刊行の資料群、奈良県民生労働部同和問題研究所刊行の資料群、全国夜間中学研究会刊行の資料、新聞記事、および当時の奈良県下の夜間中学についてよく知る方へのインタビューをもとに執筆している。

第１節　　義務教育における長欠問題の把握とその対策

1947 年から 1960 年代までの間に、戦後の教育改革の特徴の一つである新制中学校を巡り、国・地方自治体は様々な課題を抱えた。学校教育法は公布の翌日に施行されたが、国は地方自治体に対して新制中学校の校舎建築に十分な予算措置を講じなかった。そのため、小中学校の設置義務を負う地方自治体は校舎建設費を負担しきれず、校舎不足という深刻な問題に直面した。小学校との教室の共用、廊下や昇降口を利用した急造教室、旧兵舎や馬小屋、避病院（明治時代につくられた日本の伝染専門病院）まで使用した事例があり、稀には、露天でも授業（青空教室）を行った。当時の文部省用語には「不正常授業」という言葉があり、教室不足を補うために二部授業、三部授業がかなり多く実施された[59]。

また、戦後の教育改革の定着を目指すこの時期は、義務教育の完遂と青少年不良化是正問題との関わりで長欠問題が重要な課題と社会に認識されており、国・地方自治体にとっては長欠問題への対策は急務であった。1949 年度に文部省と中央青少年問題協議会が共同で長欠調査を行い、はじめて長欠の全国的状況が判明した。その結果、東京都と高知県が調査対象外にも拘わらず、小中学校を合わせて全国で 70 万人以上の長欠者が確認され、「日本における長期欠席児童生徒は、ゆうに百万を突破する」と喧伝された[60]。新制中学校の校舎建設費に多額の予算を投じているにもかかわらず、子どもが学校に来られないという状況は、六三制実施の正当性を揺るがすものとして国は危惧していた。

こうした中、文部省・厚生省・労働省の三省は、1955 年 9 月 30 日に「義務教育諸学校における不就学及び長欠児童生徒対策について」を通達した。同通達では、「義務教育の完全就学実現のため」教育・福祉・労働の関係諸機関が相互連携を取り合い長欠不就学問題の解決を目指す具体的方策がまとめられている。対策の基本事項としては、①保護者および一般に対して義務教育の重要性とそのために必要な児童福祉・生活保護・年少労働保護の必要性を周知徹底させること、②就学義務・児童福祉・生活保護等の法令に規定する事務を遺憾なく履行すること、③校内・校外生徒指導により不就学・長期欠席の防止を図り、早期発見すみやかな措置を講ずることの三点が挙げられている[61]。

しかし、「貧困」を理由とする長欠生徒の家庭では、子どもが家計を担っている事例も多く[62]、上記の対策では抜本的解決にはならず、就労せずとも就学できるよう財政支援が必須となっていた[63]。三省共同通達を受けるように、1956 年 4 月 1 日から「就学困難な子どものための教科

[59] 大田堯編著（1978）『戦後日本教育史』岩波書店、136～139 頁。

[60] 文部省（1952）「解説　長期欠席児童生徒の環境とその実態」『教育統計』第 18 号、14 頁。

[61] 柳川覚治（1956）「不就学・長欠児童生徒・生徒対策について―三省津共同通達の解説」『文部時報』第 942 号、13～14 頁。

[62] 文部省（1952）「解説：長欠児童特集・長期欠席児童生徒の環境とその実態」、『教育統計』第 18 号、14 頁。

[63] 同上。

用図書の給与に対する国の補助に関する法律」「学校給食に対する国の補助に関する法律」「学校給食法の一部を改正する法律」の 3 法が施行され、経済的理由で就学困難なものへの就学奨励策として小学校教科書費の国庫補助が定まり、給食費の補助は小学校から中学校まで拡張された[64]。これまでは、生活保護法による教育扶助が主な就学援助策だったが、上記の 3 法によりボーダーライン上にある要保護児童生徒への就学援助が拡充された[65]。

第２節　奈良県下の就学督励政策の模索

第１項　奈良県の長欠問題の把握

戦後の混乱期には、奈良県の経済状況は悪化しており、特に同和地区に集中して多くの児童生徒が就学せず、長期にわたって欠席していた。1950 年 12 月では奈良県は幹部職員による差別事件を契機として、戦前の融和運動の指導者の一人であった吉田清太郎を所長として奈良県民生部内に同和問題研究所が全国に先駆けて特設された。同研究所では、様々な調査研究事業を手掛けたが、特に、長欠・不就学の実態把握や、その原因究明に力を入れていた。同研究所が、各市町村同和地区指導委員の協力を得て「1 か月以上の欠席者」を調査したのが同和地区の長欠調査としては最初である。この調査結果は、同研究所の機関紙『明けゆく社会』(第 3 号)に掲載されている（表 2－1)。これによれば、小学校の場合、県全体の長欠者に対して同和地区の長欠者が占める割合は約 76%（県の長欠者 796 人、同和地区 603 人）であり、中学校の場合、その割合は約 50%（県の長欠者 2,293 人、同和地区 1,144 人）である。奈良県全体と同和地区全体の長欠割合を比較すると、小学校では 9.6 倍、中学校では 6.9 倍であり、同和地区の方が高率であることを示している[66]。

欠席の原因は、「本人の疾病」、「勉強嫌い」、「家庭の無理解」、「教育費を出せない」、「その他」であると考えられ、当時、長欠の原因は、本人や家庭の責任に帰するものと考えられていた。また、長欠をしている間に子ども達がしていたことは、家庭における家事、育児、または、製造業等への従事である。家計の一助となる職に就くことが中学校での学業よりも優先と認識されていたと言える。つまり、同和地区の長欠問題を解決するには、児童生徒と保護者の生活状況を把握した上で、中学校教育を修了させる義務やその必要性を保護者に理解してもらえるよう促すとともに、子どもが学校に来られるような工夫が学校と教育行政に求められていたのだと思われる。

64 林部一二（1961)「児童生徒の就学援助」文部時報 1011 号，46～53 頁。

65 同上。

66 奈良県下における長期欠席児童生徒の特徴は、中学校は、小学校より断続的ではなく連続的に欠席しているものが高率であること、小学校、中学校とも学年が上がるに従い、長期欠席児童数が増加していること、特に、家庭内の仕事や就労に従事できる中学生になると、長期欠席者数が著しく増加していることである。奈良県同和教育研究会（1957)『長欠児童生徒の生態調査』、8～9 頁。

表 2－1　奈良県における 1 ヶ月以上の長欠児童・生徒の状況（1951 年 3 月 31 日現在）

	小学校			中学校		
	児童数	長欠者	長欠割合	生徒数	長欠者	長欠割合
奈良県	93,909	796	0.8%	45,816	2,293	5.0%
県内同和地区	7,826	603	7.7%	3,314	1,144	34.5%
県に対する同和地区が占める割合	8.3%	76%	(9.6 倍)	7.2%	50%	(6.9 倍)

出典：表 2－1 は奈良同和問題研究所『明けゆく社会』第 3 号、1951 年 9 月 5 日付を参照し筆者が作成した。本表にある（　）内にある数字は、小中学校の長欠割合を奈良県と同和地区とで比較したものである。小学校の場合、奈良県に対して同和地区は 9.6 倍、中学校の場合、同様に 6.9 倍であり、同和地区での長欠割合の高さがうかがえる。

第 2 項　奈良県下の長欠対策

奈良県で就学困難な児童生徒の就学機会を保障するために大規模な予算執行がなされるのは、1957 年度「就学困難な児童生徒の就学を奨励するための補助金」であり、これは県独自の取り組みだった[67]。ここではそれ以前の状況について確認していく。戦後直後、1949 年 7 月に教育委員会学務課で小中学生長欠不就学調査が実施された。この調査によって、小学校のみならず、中学校の長欠者もかなり多く存在することが判明した。これを受けて、1949 年 9 月 3 日、奈良県教育委員会は同教育委員会地方事務局に就学奨励対策委員会を各学校でも組織するよう求めた。しかし、出席督励施策に対する予算措置は国からも県からもなされず、その具体的な対策は、教育委員会地方当局や、各学校に「工夫してほしい」という指示に留まっていた。そのため、各市町村では、財政措置もなされぬまま、長欠不就学対策を独自の発案で行わざるを得ない状況に置かれた[68]。例えば、高田市では、教員が長欠の子ども達の家を個別に訪問しつつ、PTA の民生部から学用品を支給している。また、北葛城郡河合村では、出席督励委員が欠席の回数ごとに三色に分けて「登校勧告状」を家庭に通知する等、長期欠席防止策を考案した。

1950 年 6 月 19 日になって、県は長期欠席児童生徒に対する就学奨励金交付要綱を決め、就学奨励費として予算に計上した。同年 2 月の総会で承認された額は 100 万円であったが、就学

[67] 奈良県教育委員会（1974）『奈良県教育百年史』383 頁。

[68] 北葛城郡河合村では、出席奨励対策委員会が「登校勧告状を三通りに色分けして、無断で連続 1 週間や休んだものには、白い紙、二週間になれば、青い紙、三週間になれば、赤い紙で家庭に通知し注意と協力を求めた（「友情の勧奨で成功　長期欠席生徒防止策」『朝日新聞』1949 年 10 月 2 日）。この対策の成果は「三ヶ月に 15 人の欠席者を登校させた」（「長期欠席生徒減る督励委員会の力で」『朝日新聞』1949 年 11 月 19 日）と報じられている。

奨励金の支給方法やその使途は「地域の実状に即した方法をとる」とあり、その方法の決定は地方に一任されていた。これに対しての世論は、次のように批判的であった。

1950 年 6 月 12 日付の地方新聞『奈良日々』によれば、「このほど、(就学奨励費として) 100 万円の予算が承認されたので、第一次就学援助対策費として 40 万円を分配する。分配法は奨励費 30 万円（家庭配当分)、指導費 10 万円（学校配当分）となっている。奨励費 30 万円位では、一人当たり 173 円 10 銭程度となり、余程有効適切に使途を考慮せねば水の泡同様、何の役にもたたない、やらない方がまだましだという程度である。また、指導費の 10 万円も各校に分配してどんな指導ができるのかと言いたくなる」と記録されている。

このような風潮の中、地方教育委員会や学校の出席督励委員会は、限られた就学奨励費を有効に使い長欠不就学の問題の解決となるよう学校にできることは何かを模索する必要に迫られた。このことと夜間中学開設の基盤形成は関係している。

第３節　夜間中学の開設と展開（奈良県）

1950 年代に、奈良県下に夜間中学が開設された。1953 年度に実施された文部省初等中等局・総理府中央青少年問題協議会の調査（以下、文部省調査）によると、当時奈良県には 3 校（若草中学校、鴨公村中学校、東市中学校）が記録されている[69]。これは都道府県教育委員会の協力を得て、夜間に授業を開設している中学校名と生徒数を調査したもので、1953 年度の時点で都道府県教育委員会が把握しているものに限られている。この調査では 10 都府県 71 校に調査依頼を出し、その内、68 校から回答を得ている。

しかし、1953 年度の文部省調査で、なぜ、上記の 3 校のみが夜間中学として掲載されたのかは、実はよくわかっていない。筆者が実施した奈良県下の夜間中学に関する調査では、文部省調査が実施された 1953 年にすでに開設されていた夜間中学は少なくとも 5 校判明している。（表 2－2：1950 年から 1958 年までの間では 15 校)。1953 年度の文部省調査に掲載されている夜間中学以外においても、夜間部の専任教員配置予算が付かない状態で、代替の教育が提供されており、学校内外で様々な形態で開設されていたのである。

参照した資料で、筆者が夜間中学とみなしたものには、「養護学級」、「分教場」、「夜学」、「夜間学校」、「夜間中学」という記載があり、それぞれの呼称が「夜間中学」ではなくとも、夜間に授業を行い中学生が通っていた記述があるものに限っている[70]。

[69] 文部省初等中等教育局・総理府中央青少年問題協議会（1954)『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書 第 1 部―学校ならびに生徒の実態』、16 頁。

[70] 例えば、奈良市立若草中学校夜間学級の開設に関する記述には、「夜間中学の存在をはばかってか表向き『養護学級』として発足させている」（奈良の同和地区史的調査委員会編（1983)『奈良の部落史』、739 頁）とある。

表 2－2 によれば、夜間中学は、中学校の校舎以外にも地域の保育園内や、公共集会所や会館内、お寺、浴場内など、学校外に開設されていた。この時代の夜間中学の形態を大きく分類すると、①夜間に専任教員の配置がなされるなど公費を用いて運営されている公立夜間中学、②公費の予算はつかないが、就学奨励費を運営費に振替するなどし、学校側の自主的な取り組みとして開設された夜間中学、③公費は全くつかないが地域住民が開設した自主夜間中学の 3 類型に分類できる。奈良県の場合、15 校中、11 校の夜間中学で教員がその運営に関わっているが、河合村中学校（川合小学校）以外、専任教員として公費を用いて配置されたものではなく、県からの就学奨励策の一部を当てているか、もしくは、長欠・不就学対策の学校側の取り組みの一環として、昼の教員が無報酬で夜間でも教えていた可能性がある。この点について、正確な資料がなく分析はできない。限られた資料の分析から言えることは、奈良県に 1947 年から 1950 年代に開設された「夜間中学」と呼ばれたものは、都府県が認可して開設される公立の夜間中学とは異なるものであったこと、そして、混沌とした状況の中で、そこに、多くの子どもたちが学んでいたことである。このような形態の夜間中学も含めると、本論文の第 1 章で検討してきた学校数、及び、1953 年に実施した「文部省調査」の学校数にも変更が加えられなければならず検討の余地が残されている。

さて、以下では、奈良県のいくつかの夜間中学の開設と運営についてみていく。奈良県の場合、夜間中学が初めて開設されたのは、北葛城郡箸尾中学校（1950 年 1 月）である。次いで、同年 7 月、奈良市東之阪にある若草中学校に「養護学級」という名称で夜間に授業が開始された。翌年、1951 年 2 月に奈良市立東市中学校にも夜間中学が開設されている。その後、1952 年 2 月に同和地区出身者の校長や教員で組織された奈良県同和教育研究会が設立された。この研究会の準備委員には、夜間中学を開設する小学校、中学校の校長が複数人含まれていた。例えば、奈良市では、鼓坂小学校校長豊田氏、東市中学校校長林氏が名を連ね、市外では、三郷町、御所町等の校長が名を連ねている[71]。この研究会が設立されて以降、郡部を中心に夜間中学を開設する小学校、中学校が次第に増え、表 2－2 にあるように、1952 年 4 月に大宇陀中学校・小学校にも夜間中学が開設され、新たに 12 校が開設された。

奈良県下で開設された夜間中学の特徴は、中学校の本校に夜間中学を開設するのではなく、同和地区にある保育園、集会所、会館、浴場に開設されていたこと、そして、小学校、中学校の生徒で構成される複式学級であることであろう。例えば、北葛城郡では、同和地区の集会所で夜間中学が開設された。上牧村立上牧中学校長であり保育所所長である松浦勇太郎は、次の

[71] 1952 年 3 月 1 日の「明けゆく社会」には、「講習会の際、会員の中から、本県に於いて同和教育会設立の議が起こり結果、準備委員を選定して原案を作成することになった。委員は豊田皷阪校長、林東市校長、田中三郷校長、村島畝傍北校長、杉村掖上校長が選定された。奈良県教育委員会（学務）黒崎、中西両主事（指導）、黒崎・稲葉両主事（社会教育課）、田淵主事、教組より九門情宣部長、学大の松本教授等の熱心な協力があった」と記されている。

ように記している。「長欠は、仕事ができる年齢になる中学校で特に多い。昼間の中学校に来られない生徒を保育所の横の集会所に集めて勉強を始めた。集会所は、3 つの部屋があり、一つはもの入れ、一つがトラホーム治療用、10 畳ぐらいの 1 部屋をこの『夜間中学』に当てた。当初、小学生 5 人、中学生 26 人が参加した。夜間中学で学力を補充し、昼、登校することをめざして開いた。（略）中二の年齢の子どもを小学校 3 年生のクラスにいれて、（略）年が合わなくても、夜間中学に出席させて勉強し、4 年の次は、6 年、中 2・・・というように“特進”させる。中学卒業までにだいたい年齢をあわせた。そうして、卒業証書を渡す」[72]このように、夜間中学は、小中学生の学力補習を目的としており、小学校段階の教育内容から復習ができ、学習進度や進級の仕組みは独自のものがあった。

また、高市郡鴨公村では、同和地区を校区にもつ新制中学校の校舎建設の問題と同和地区における生徒の長期欠席問題を抱えていた。鴨公村中学校では、79 人の内、長欠生徒数は 37 人だった[73]。子どもたちが昼間に通学できない理由と開設の目的について、鴨公中学校の校長である奥谷氏は、「家庭が貧困なため、昼間に通わすことが出来ない現状である。それと共に親の無理解があるため、学校をやすます家庭が多い事が注目される。その他の理由としては、低能児であるため、昼間の生徒についていけない現状であるため、夜間を選ぶものもある。夜間授業においては能力別に重点を置いている」[74]と記している。鴨公村中学校の長欠対策の一環として夜間中学を開設したのは、1952 年 10 月 1 日である。そこには生徒 37 人が通っていた。開設場所は、鴨公中学校ではなく、飛騨地区の「飛騨共同浴場」の二階の集会所であった。

この建物は、1935 年に建設され、浴場は 60 坪であり飛騨地区の村民の多くが利用していた[75]。当時の鴨公村中学校夜間学級（以下、鴨公村夜間中学）について、奈良県民生児童委員連合会・会長小西満洲男氏は、「子供たちは、仕事が終わった後、風呂に行く。風呂場と同じ場所にある夜間中学には行きやすかった。その浴場の二階は、村の集会所として使用されていた。集会所と言っても、歩けばへこむ古い畳が置いてあればいい方で、板がでていた床もあった。机もどのくらいあったか。島田敏久先生、中島隆先生、青山達先生が交代で集会所に来てくれ、教材を持ってきて、それを勉強した。近くに運動場があり、みんなで運動もした」[76]と語る。

戦前の同和行政や融和事業により、村の衛生医療の条件整備は不十分ながらもなされ、共同浴場、トラホーム診療所などが当時、建てられており、その公共の場に夜間中学が開設された。

[72] 松浦勇太郎（1976）『この道を歩みつづけて』明治図書出版、109～111 頁。

[73] 奈良県同和問題研究所（1954）『同和問題資料』第 3 号、96～103 頁。

[74] 前掲、文部省初等中等教育局・総理府中央青少年問題協議会（1954）『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書 第 1 部―学校ならびに生徒の実態』、35 頁。

[75] 前掲、奈良県同和問題研究所「第十五章 共同浴場の現状」、奈良県同和問題研究所（1954）『同和問題資料』第 3 号、96～103 頁。

[76] 奈良県民生児童委員連合会・会長小西満洲男氏への筆者インタビューによる（2013 年 12 月実施）。

村民にとって身近で集まりやすい場所だったことが窺える。こうして、長欠対策として鴨公村夜間中学が開設されたが、専任教員は全く配置されなかった。1955 年 1 月 23 日に鴨公村教育委員会教育長杉本松次郎は、奈良県同和問題研究所長吉村清太郎宛に「特別編制申請書」を送っている。申請の内容は、鴨公村夜間中学に特別学級の編制をするために、県費で教員の配置を求めるものだった。申請の理由は「高市郡内、または、県下においても極めて小村、経済的にも貧弱な村なり、加ふるに大字飛騨（同和地区）は各方面より眺めて貧弱なる家庭が多くこれが為か長期欠席者が極めて多い。これを救済するために各方面より努力しつつあり。即ち、育友会、社会教育委員会、青少年保護育成協議会、婦人会等の教育に関係のある人は協力して右の救済に努力なしつつある。(略) 学校と共に該当家庭の訪問調査、出席を督励して学校の受け入れ体制を整えその実施せる状態をみてはその成績が上がること少なく労力荷重を見るに凌ぎ難き状態なり。よって、当教育委員会は、特別学級の編制許可を申請し県費をもって教員壱人の特別配置方を申請する次第になり」[77]とある。

奈良県下には 1950 年から 1960 年代まで、確認できた分だけでも 15 校の夜間中学が開設されていた。戦後の混乱期であり、家庭の貧困や学校教育に対する親の無理解も重なり、長欠・不就学の生徒が多く、就学奨励策の一環として、夜間中学は開設されていた。しかし、文部省や自治体は、夜間中学の開設を認めることが、年少労働の容認することになり、さらには、学校制度体系の複線化につながるとして、公式に認めることはなかった。そのため、それぞれの中学校の独自の取り組みとして、非公式に開設されたものであった。県費・市費とも公的な予算は全くないか、あってもごく僅かであり、その運営は非常に厳しいものであった。

こうして、奈良にいくつかの夜間中学が開設されたが、全く任意に教員たちが取り組んでいたのではなく、公立の中学校の長欠対策の一環として行われていたものであった。しかし、それらの夜間中学は、この後、国庫負担制度が確立された後に開設される公立の夜間中学の形態とは異なっていた。ただし、1955 年以降、奈良県では、夜間中学の廃止が相次ぎ、個別に各学校に保存されていた資料も散逸が進み、そのため、その実態を窺える確実な資料が残されてない。特に、開設年月日については、記録されている資料はあるが、廃止年月日に関する記録は残されておらず、不明な点が多い。筆者の調査で、判明している廃止年をみる限りは、1960 年代には、奈良県の夜間中学はすべて廃止されていたようである。

[77] 全国解放教育研究会（1980）『部落解放教育資料集成（第 8 巻）部落解放教育への出発Ⅱ』明治図書、1980 年。

表 2－2 奈良県下の夜間中学の所在地、関係学校名、開設時期・廃止時期

	開設場所	関係学校名	開設年月日 廃止年月日	出典	備考	出典
1	北葛城郡 箸尾中学校内	箸尾中学校	1950 年 1 月 16 日 不明	(a)	生徒数 7 人、長欠対策	(a)
2	奈良市東之阪 東之阪町立 若草保育園内	若草中学校 鼓阪小学校	1950 年 7 月 10 日 不明	(c)	生徒数 33 人、長欠対策 若草中学校教員 3 人 地区婦人属託（裁縫）	(b)
3	高市郡鴨公村飛騨 共同浴場 2 階	鴨公中学校 鴨公小学校	1952 年 10 月 1 日 不明	(c)	生徒数 37 人 長欠対策（中学校）	(c)
4	奈良市古市町 公共集会所内	東市中学校	1951 年 12 月 2 日 不明	(c)	生徒数 17 人 長欠対策 中学校教員 3 人	(c)
5	郡山市車阪	矢田小学校	1958 年 10 月 不明	(e)	生徒数 11 人 長欠対策・補習学級 矢田小学校教員 3 人	(b)
6	高田市曙五丁目	片塩中学校 高田小学校	1956 年 7 月 不明	(e)	生徒数 39 人 長欠（小・中）対策・ 補習学級 片塩中学校教員 1 人 青年団幹部	(b)
7	生駒郡安堵村安堵	安堵中学校 安堵小学校	1954 年 4 月 1 日 1961 年 3 月 31 日	(d) (d)	生徒数 25 人 長欠（小・中）対策・ 補習学級 安堵小・中学校教員	(b)
8	南葛城御所町柏原	掖上中学校 掖上小学校	不明 不明		生徒数 29 人 掖上小・中学校教員 8 人	(b)
9	北葛城郡上牧村上牧	上牧中学校 上牧小学校	1957 年 4 月 1960 年 1 月	(d) (d)	生徒数 20 人 上牧小・中学校教員 3 人	(b)
10	北葛城郡河合村	川合小学校	1955 年 3 月	(f)	生徒数　不明	(b)

	西穴闇寺、浴場内	河合中学校	不明		河合中学校 専任教員	
11	磯部郡川東村金沢	為川小学校 式上中学校	不明 不明		生徒数 25 人 大学生	(b)
12	宇陀郡大宇陀町小附 岩谷会館 彌栄分校	大宇陀中学校 大宇陀小学校	1952 年 4 月 不明	(e)	生徒数 25 人 大宇陀小学校教員 2 人 （男性担当：教員工作、読み書き、計算、女性教員担当：縫物、読み書き、計算）	(b)
13	不明	三郷小学校 三郷中学校	1955 年 9 月 不明	(e)	三郷町教育委員会 生徒数不明 教員数不明	(e)
14	生駒郡平群村若井	平郡西小学校 平郡中学校	不明 不明		生徒数 90 人 教員 1 人（珠算） 大学生・高校生	(b)
15	奈良市杏	辰市小学校 都南中学校	不明 不明		生徒数 180 人 教員 1 人（珠算） 青年団員	(b)

出典：

(a)『朝日新聞奈良版』「幸薄き子も学ぶ箸尾中に夜学」1950 年 1 月 17 日付。

(b)奈良県同和問題研究所『明けゆく社会』「長欠対策としての夜間学級の現況」第 36 号 1957 年 3 月 1 日付。

(c)文部省初等中等教育局、中央青少年問題協議会［編］『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書』1954 年。

(d)松崎運之助『夜間中学の歴史』東京都夜間中学研究会資料室発行、1976 年 12 月。

(e)奈良県立同和問題関係史料センター『戦後奈良県の同和教育関係史料・年表』1998 年 11

(f)『解放新聞』号外、「26 日に同盟休校をとく/教育の民主化不就学対策を条件に」1955 年 3 月 3 日付。

(g)『解放新聞』第 77 号、「新しい村づくりを選挙で/この要求を全村に」1955 年 3 月 30 日付。

(h)『解放新聞』第 40 号、1952 年 3 月 15 日付。

第４節　都市部の夜間中学開設－奈良市の場合―

奈良市内にある若草中学校は、校区内にある東之阪町地区に多くの長期欠席者を抱えていた。同中学校の在籍生徒数の約 10%を占める同和地区の生徒の内、50%以上が長欠者であった。1949 年 6 月に東之阪町の青年団の有志は、地元の子どもたちの長欠問題を考える「愛護会」を発足させ[78]、1950 年 6 月 15 日、東之阪地区にある若草保育園（東之阪町 2 丁目）で長欠懇談会を開催した[79]。若草中学校本校から若草保育園がある東之阪町までの距離は、0.2 キロメートル、鼓阪小学校からの距離は、0.5 キロメートルといずれからも近い距離にある。

1950 年 4 月付「奈良市立若草保育園々則」によると同保育園は、要改善地区の児童保護を目的として、特設されたものであり[80]、東之阪町の幼児を対象としたものである。しかし、保育園の設置要綱には、幼児のみならず「幼児の保育を徹底しむるとともに母姉の教養を高め以って生活の向上と風紀の改善を図らんとする」と明記されている[81]。

この若草保育園は 1929 年 4 月に家事講習所を付設し保護者（母親、姉）の教養を高める教室を開設し、1933 年 9 月には日曜学校を付設して鼓阪小学校の校外指導の一環を担っていた。さらに 1950 年 7 月 10 日に同保育園に「東之阪地区養護学級」という名称で夜間に授業をおこなう学級が付設される。この学級は東之阪地区の生徒を中心として昼間の中学校に通学することが困難な生徒のために設けられた。学力の向上や学習態度の涵養を身に着けるよう指導して昼間の中学校に復帰させることを意図していた。恒常的な学級ではなく臨時的学級であった。1950 年 7 月 10 日に夜間学級を開設した奈良市立若草中学校の校長であった久保田晴次は、「奈良市の東ノ坂地区にかたまって長欠生が多いので出席督励に行くと、昼は働かなければならないという。これらを長欠から救う方法として夜間学級の開設を計画した」[82]という。この校長の回答の記録からは、夜間学級の開設がいつから計画されたのかについては正確にはわからない。ただし、運営費については、「奈良市より 1951 年度就学奨励費が 4 万 2 千円、育友会より 1 万円が支給されたほかは恒常的な予算はない」[83]との記載がある。このことから、1950 年 7 月に開設された夜間中学の運営費に県費による就学奨励費を奈良市が当てたのは 1951 年度からであったことが分かる。つまり、運営費は、奈良市より支給される就学奨励費のみであり専任教員の配置はなく、兼任教員も無報酬であった。なお、夜間中学での学習科目は、国語、習字、

[78] 前掲、松崎運之助（1979）『夜間中学』白石書店。

[79] 前掲、奈良の同和地区史的調査委員会編（1983）『奈良の部落史』739 頁、「若草中学校沿革誌」の内容を重引した。

[80] 若草保育園は、1928 年に奈良市によって設立され東之阪地区のほぼ中央に位置していた（奈良県同和問題研究所（1953）『未解放部落の実証研究』、85 頁）。

[81] 同上。

[82] 文部省初等中等教育局・総理府中央青少年問題協議会（1954）『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書 第 1 部―学校ならびに生徒の実態』、26 頁。

[83] 奈良県同和教育研究会（1957）『長欠児童生徒の生態調査』、107 頁。

保健、体育、数学、理科、職業、社会等であり、昼間学級とは異なり、夜間中学生が必要としている科目に限られた[84]。

同様に、東市中学校の学区である古市地区にも長欠者が多数発生しており 1951 年 12 月 2 日に公共集会所内に夜間に授業を行う補習教室を開設している。東市中学校の校長である松下正利は夜間中学の開設の目的を「奈良県一位の長期欠席校の汚名をぬぐうため小職着任（1951 年 4 月）以来、職員とはかり、家庭訪問等により出席とくれい其の効果あがらず義務教育に対する地域社会の認識ない町有識者と会合母親へたしなみ等により家庭訪問延長とし興味学習をもたしめ中学に関心をもたしめるため開設した」[85]と説明している。運営費は、奈良市より給付された就学奨励費 1 万円のみであり、専任教員ではなく、昼間との兼任教員がその学級の運営に当たっていたが、無報酬であった[86]。

このように奈良市内にある若草中学校と東市中学校は、奈良市から給付される就学奨励費を運営費にあて、奈良市教育委員会の指示ではなく、学校長や教員の独自の発案によって夜間に授業を行っていた。1953 年に奈良市教育委員会は東之阪地区にある若草保育園付設の「養護学級」を「若草夜間中学」と、「古市地区にある公共集会所内の夜間の補習教室」を「東市中学校夜間学級」（以下、東市夜間中学）とし、それぞれの学級を「長欠対策を目的とする学級」と明確に位置づけ承認した。

しかしながら、奈良市内の夜間中学は、限られた就学奨励費のみで運営され、教員配置や教育課程に問題を抱えていた。奈良市における、夜間中学の開設の経緯をみると、長欠者が多数発生する地区を学区にもつ中学校の校長や教員が、奈良市から 1951 年に給付された就学奨励費を用いて、その地区内の公共施設で夜間に授業をはじめている。1953 年に奈良市教育委員会は長欠対策の一環として夜間の授業を「夜間中学」として正式に承認したのである。若草中学校、東市中学校の夜間中学の開設の経緯は長欠不就学対策として就学奨励費を運営費に充て、学校独自の取り組みとして開設されたものであり、その後、奈良市教育委員会が「長欠対策を目的とする学級」として追認し、公立の夜間中学が開設されていた。

前述したように、奈良市が受けた県費の就学奨励費は少額であり、使途の有効性を懸念する批判的な世論があった。昼間、働かなければならず、中学校を欠席せざるを得ない子どもの生活状況に即して考えれば、長欠者が多数発生する地区で夜間に授業を行うという学校側の工夫が、夜間中学の開設という発想につながったと考えられる。また、家庭訪問に留まらず夜間に授業を行い子どもが学べる場を実際に作り出すことが、限られた就学奨励費の有効的な使途の

[84] 同上。

[85] 奈良県同和問題研究所（1953）『未解放部落の実証研究』、85 頁。

[86] 奈良県教育委員会（1974）『奈良県教育百年史』、36～39 頁。

限界だったのだろうと判断できる。このような学校側の取り組みの経緯を経て、奈良市は、長欠対策の一環として、公立の夜間中学を認可し開設したのであった。

第５節　郡部における夜間中学の開設とその展開―北葛城郡河合村―

一方、郡部の場合、都市部の夜間中学の開設の経緯とは異なり、地域住民の民主化運動が夜間中学の開設の経緯に影響を与えていた事例がある。

1954 年 12 月 9 日に部落出身の教員（河合村佐味田小学校）に対して差別的発言を行った「木下村長差別事件」に端を発して、奈良県木下事件共闘委員会が組織され、差別糾弾闘争が起こった。この闘争には、部落解放委員会の指導の下、社会党、共産党、奈良教員組合が加わり、教育行政が教員人事権に干渉することに反対するスローガンを掲げるなど、戦後の差別行政反対闘争に大きな影響を与えた。

ここで注目すべきは、河合村の教育行政の問題である。戦後、教育の民主化を進め、市町村に教育委員会が設置されたが、同村は、教育長の任命についても、資格取得のため講習を受けた人を予算がないとの理由で採用せず、役場厚生主任と教育長の兼務をさせており、村長の意向に強く影響を受ける状況にあった[87]。教育委員会の委員選出後も「最初の招集権が村長にあったため（委員を）招集せず、最初の教育委員会の会合を持ったのが奈良県下の市町村で最終」[88]であった。教育財政難により専任の教育長が不在であり、教育の民主化を進める上で、様々な問題が生じた[89]。同和地区の子どもの長欠不就学問題への対策は全くなされていなかった。そこで、奈良県木下村長事件共闘委員会は、村の教育の民主化を求めて、村の一般行政から教育行政を分け、教育の中立性を確立し、その上で、新制中学校の長期欠席不就学問題対策を講ずることを求めて、1955 年 2 月 14 日から同盟休校が実施された。同盟休校に入った子どもたちは、奈良教職員組合の先生や、大学生による集団教育を受け「平和子ども会」を組織した。子どもたちは、村の教育行政に何を求めるのかについて学習し、3 つの要望をまとめた。これらの要望は、1955 年 2 月 26 日に木下村長差別事件共同闘争委員会を通じて、河合村教育委員会に提出された。協議の結果、次の内容で「協定書」が交わされ、27 日に同盟休校は解かれた。「一、村教育行政を確立するため木森教育長を罷免し、専任の教育長をおく。二、全村の不就学児童、生徒対策のため村立の夜間学校を河合村大字西穴闇に設置し、専任教員をおく。三、全村の不就学および貧困家庭児童、生徒に教科書、学用品を無料で与える」[90]　この「協定書」は、村の教育行政の中立性を確保するとともに、長欠不就学対策として、夜間中学を西穴闇地

87 奈良県民生労働部同和問題研究所『明けゆく社会』1955 年 3 月 1 日。

88 同上。

89 当時、財政難の村町の場合、教育委員会を設置せず、教育長を専任で配置するのではなく、教育長職務代行者の任命で他の職務と兼任することが許されていた（奈良県教育委員会（1956）『教育年報 No8』、5 頁）。

90 『解放新聞』1955 年 3 月 10 日。

区に開設すること、そこに専任教員配置を求めるものであった。その結果 1955 年の 3 月中旬に長欠対策を目的とした河合村夜間中学が開設され、専任教員が配置された[91]。

1955 年当時、川合村西穴闇地区の長欠の状況は「現に、西穴闇から小学校へ 162 人、中学校へ 90 人通っていることになっているが、中学校だけでも不就学が約半分の 40 人がいる。家が貧しくて学校へ行けない子どもたちは、家のたしにと朝早くからおそくまで、野球のグローブやバスケットボール製造の見習工」[92]として働いていた。1957 年、河合村中学校の校長である森義雄氏は夜間中学について「西ナグラ地区三年生を対象として、地区の小屋や学校で、専任教諭や教諭輪番制で曲がりなりにも続けてきたのである」[93]と述べ、「長欠対策に対してある方向の関心は高められ」[94]、西ナグラ地区に関しては、「現在長欠生は 13 人まで減少している」[95]と記録されている。1955 年に夜間中学が開設された後 1957 年までに長欠者や不就学者が減少している。

奈良県下の郡部にある北葛城郡河合村は、村の教育委員会が設置されていながらも一般行政職と教育長が兼任であるなど、教育行政の民主化が未発達であり、長欠不就学対策への積極的な取組がなされぬままであった。一方で、村の長欠・不就学問題の解決策に教科書・学用品の無償給付に、夜間中学の開設や専任教員の配置を要望したのは、木下差別事件共同闘争委員会であった。夜間中学の開設を含む要望は、「平和子ども会」から挙げられた。

この経緯に、影響を与えていたのは部落解放運動である。1946 年に部落解放全国委員会が結成されて以来、同委員会は生活擁護闘争や、民主化闘争に取り組んでいた。結成年の 12 月には、部落解放緊急集会において様々な教育要求を提起した。「貧乏な民衆にも教育の機会が平等に与えられるよう闘争しなければならない。特に、貧困な部落の子どもがすぐれた才能を有しながら教育の機会に恵まれないために社会の下積みに埋もれていくことに反対し、政府に対し積極的に要求すべきである」[96]と教育課題を重視してきた。

さらに、1950 年代には同委員会は「平和子ども会」の組織化を打ち出し、戦前のピオニール[97] 運動を踏まえ、「子ども達の幸福は与えられるものではなく、団結力で闘いとることができ、

[91] 『解放新聞』号外 1955 年 3 月 3 日。

[92] 『解放新聞』第 78 号 1955 年 4 月付。

[93] 北葛城郡河合村立河合中学校長森義雄「長欠対策」『奈良県教育』第 46 集 7 月号、1957 年、33 頁。

[94] 同上。

[95] 前掲　北葛城郡河合村立河合中学校長森義雄「長欠対策」『奈良県教育』第 46 集 7 月号、1957 年、33 頁。

[96] 前掲、全国解放教育研究会『部落解放教育資料集成（第 8 巻）部落解放教育への出発Ⅱ』明治図書、1980 年、555～557 頁。

[97] ピオニールとは、旧ソ連の少年少女の共産主義組織のことであり、全ソ連邦ピオニール組織の略称である。1922 年に創設され、10～14 歳を対象に共産主義教育を受けさせ、共産主義社会の建設者になるための準備教育を受けていた。詳しくは、以下を参照されたい。増山均（1976）「昭和初期ピオニール運動の組織と教育」『人文学報』第 11 号、東京都立大学人文学部、91～138 頁。

また、子どもの幸福は大人の解放と結びついている」と子ども会の運動の意義を主張した。夜間中学の開設を求めた「平和子ども会」もこの文脈に位置づけられる。

長欠児童生徒になっていた部落の大部分の子ども達は、母親代わりに家事や子守りを受け持ち、昼間大人と一緒に働いていた。この状況を何とか改善したいという保護者と地域住民、そして子ども達自身が同じ願いや要望を持ち合い、子ども会は組織化された。河合村の「平和子ども会」と同様に、多くの子ども会は発足と同時に部落解放全国委員会の指導の下に、部落内での夜間中学（学力保障の場）、学用品の無償配布等を要望する。河合村の「平和子ども会」の要望にある夜間中学の開設にも、全国各地で子ども会の活動を支える部落解放委員の知見や経験が少なからず影響を与えたのである。

北葛城郡河合村の場合、教育委員会の専任の教育長を置かず他の役職と兼務させているなど教育の民主化の面で不備な点があり、子どもたちは長欠・不就学のまま放置されていた。さらに、木下村長差別事件を発端とする住民と行政との紛争が起き、部落解放委員会の指導の下、木下事件共闘委員会が組織された。村の子どもたちに同盟休校をさせ、差別反対運動を展開させた。「平和子ども会」を設立し、子ども会から夜間中学開設の要望を盛り込んだ協定書を河合村教育委員会に提出させ、同盟休校を解く代わりに、夜間中学開設を確約させた。このように、村の差別事件による村長と住民との紛争の中で、夜間中学が開設された事例が河合村であった。

第６節　小括

戦後、地方自治体は、義務教育制度を確立するための国からの財政的手当が十分に得られない状況の下、子どもの就学機会を保障するためにいかなる方法をとったのか。夜間中学は教員らの自発的な取り組みから始まったことが強調されてきたが、公費で運営された自治体も存在した。夜間中学開設を可能とした条件はいかにして形成されたのか。本章では、この課題について奈良県を対象として検討してきた。1950 年代の奈良県の夜間中学開設の特徴は、被差別部落に開設された点である。

奈良市では、1950 年に奈良県同和問題研究所が設立されており、同研究所は早い段階から同和地区の児童生徒の長欠不就学問題に着目し調査研究を重ね、県内の同和地区に集中的に長欠不就学の問題があることを明らかにしていた。奈良市の教育行政にとっても、同和地区の地域住民にとっても、戦後、六・三制が導入され、中学校が義務教育になったにも関わらず、子どもたちが学校に行けないことが大きな問題であった。

1950 年 6 月 19 日に、県は長欠不就学問題対策の一つとして就学奨励金交付要綱を定め、各自治体にその使途を一任したが、金額が些少であるため、教育効果を確実に得られるのかという批判的な世論があった。これを受けて、奈良市では就学奨励費を家庭へ給付するのではなく、長欠児童が多く発生する地区を学区に抱える中学校に給付し、夜間中学の運営費に当てた。1950 年、若草中学校は、長欠者が多く発生していた東之阪地区の保育所に夜間中学を開いた。

1951 年には、東市中学校が学内で長欠者を多く抱える古市地区の公共集会所内に夜間中学を開いた。奈良市は就学奨励費を夜間中学の運営費に充てたものの両夜間中学には、専任の教員が配置されず条件整備は不十分であった。そして、1952 年には部落の教育問題の解決を図ることを目的として奈良県同和教育研究会が発足する。この研究会の設立委員の中には、夜間中学を開設した中学校の校長が複数含まれていた。その校長らが 1950 年初頭から中盤にかけて都市のみならず郡部でも夜間中学を開設した。

奈良市においては、若草中学校の場合、地元の有志で組織された青年団が子どもたちの長欠生徒問題を考える会を発足させており、その住民の声と奈良市の長欠対策が結び付く形で、奈良市教育委員会の承認を受けて夜間中学が開設された。奈良県同和問題研究所により長欠調査が実施され、夜間中学を開設した中学校の校長で組織された同和教育研究会が設立されるなど、同和地区の子どもたちの長欠問題の改善を目指した新しい取り組みが背景にあった。

河合村では、同和地区で長欠の問題があり、長欠対策の一環として夜間中学の開設が求められて然るべき地域であるにも関わらず、村政が不正常な状況にあり、長欠を余儀なくされていた。村政民主化運動の中で夜間中学が開設されたのであった。

いずれの事例にしても、奈良県の場合、被差別部落を中心とする長欠問題への対応として、夜間中学が開設されたのである。生徒は、日本人であり学齢と 10 代の若年層であることが、この時期の奈良県の夜間中学の特徴であった。1960 年代になる頃には、時代が急速に変化し、奈良県の同和地区で長欠対策として開設されていた夜間中学は廃止されていく。長欠対策として応急的に開設された夜間中学は一端、全廃されるのだが、1978 年に再び奈良市に夜間中学が新設される。第 2 章で検討してきた奈良県の夜間中学は主に学齢を対象とした長欠対策の夜間中学であったが、1960 年代に至るまでに、長欠問題が解消されていく。しかし、かつて夜間中学が開設されていた同和地区であっても長欠対策として夜間中学が十全に機能していたわけではなく、また、それ以外の地域でも、義務教育を受ける機会をえられないまま学齢を超過した人々の存在は依然としてあった。そういった人々は、1960 年代以降、学齢超過者となり義務教育内容を学ぶことを望みながらも学ぶ場所がないまま生きざるをえなかった。1970 年代に入り、学齢超過の義務教育未修了者の教育権の回復を求めて、奈良に夜間中学の開設を求める運動が展開され、1978 年 4 月に奈良市立春日中学校に夜間学級が開設される。その経緯は第 5 章で検討する。

第３章　大阪における夜間中学の開設

本章の目的は、1960 年代末の大阪府下の夜間中学の成立過程を夜間中学の増設運動に着して明らかにすることである。

本章が焦点を当てるのは、主に 1960 年代末である。1966 年に夜間中学廃止勧告が出されて以降、全国では夜間中学の廃校が相次ぎ、学齢の長欠対策としての夜間中学の役割は終焉を迎える。しかし、学齢を超過した人々が学びを求めており、その要求を表面化させる夜間中学増設運動が展開され、1960 年代末以降、それまで減少傾向にあった夜間中学の学校数が次第に増加し始める。第 1 章で検討した学校数の推移でみたように 1960 年代以降、急速に学校数が増加するのは大阪府である。次章では 1978 年 4 月に奈良県の夜間中学の開設過程を取り上げるが、その経緯を実証するには、連関のある大阪府の夜間中学の開設経緯を見る必要がある。

これまで、大坂府の夜間中学の開設経緯を描いたものには、髙野雅夫が展開した夜間中学増設運動に焦点を当てたものが多い[98]。これらのルポルタージュでは、教育行政側の動きは概括的に触れられているのみであり、学校設置主体である教育行政側の動きはあまり注目されてこなかった[99]。そこで、本章では、夜間中学増設運動に携わった人々の活動のみならず、教育行政側においては、府議会、市議会でどのような議論を重ねたのかに着目し、夜間中学の開設過程を明らかにする。また、大阪府では、他府県からも夜間中学に通学する人々が出現しており、大阪府内に留まらない広域的な問題を抱えるようになるが、先行研究では、設置自治体を越えて、他府県から通う夜間中学生の動向に着目しながら夜間中学の開設経緯を明らかにしていないため、広域的視点から、夜間中学の開設過程を明らかにしたい。

本章では、戦後から 1950 年代の大阪府下における夜間中学の開設状況を概観した後、1966 年に行政管理庁が発した夜間中学廃止勧告以降から 1969 年までに着目し夜間中学増設運動の経緯を追い、大阪市立天王寺中学校夜間学級（以下、天王寺夜間中学）の開設過程を検討する。1947 年から 1955 年までは、主に、赤塚康雄（1978）『新制中学校成立史』（明治図書出版）、草・浅野（2018）「1947～1955 年における夜間中学と生徒の基本的特徴（前編）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 11 号を参照する。1968 年から 1976 年までは、主に、

98 白井善吾（2010）『夜間中学からの「かくめい」－学びを創造する』解放出版社など。

99 大阪の夜間中学を対象とした研究には日本社会で教育機会からの疎外を受けた在日朝鮮人女性の夜間中学での学びと独立運動を描き、社会的抑圧の中で生み出された主体的言説と新たな公共性を検討した徐阿貴（2012）『在日朝鮮女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成―大阪の夜間中学を核とした運動』や、東大阪市で展開された夜間中学運動を取り上げ在日コリアン教育運動の現代史の一端をまとめた梁　陽日（2015）「夜間中学教育運動における在日韓国・朝鮮人の遺産：東大阪市立太平寺夜間中学の事例から」『生存学』8 号などがある。

大阪府議会会議録、大阪市議会会議録、夜間中学関係資料、当時の地方新聞、髙野雅夫（1975）『자립』（修羅書房）、その他、関連文献・資料を用いる。

第１節　大阪の夜間中学開設と夜間中学増設運動

第１項　1947 年から 1950 年代の大阪府下における夜間中学の開設概要

1947 年から 1950 年代にかけて大阪府下には 11 校の夜間中学が開設されていた。以下ではその概要を見ていく。夜間中学は、大阪市 3 校（生野第二中学校、玉津中学校、東陽中学校）、布施市 1 校（第四中学校）、堺市 1 校（大浜中学校）、豊中市 1 校（第一中学校）、四条村 1 校（四条小学校・同中学校）、岸和田市 4 校（岸城中学校、光陽中学校、春木中学校、久米田中学校）で開設されていた[100]。

1947 年 10 月に開設された大阪市立生野第二中学校（1949 年に勝山中学校と校名を変更）は、全国で初めて開設された夜間中学とされている。当時、同校の昼の中学の長期欠席者は、9 月の在籍者 499 人の内 152 人、11 月には在籍生 510 人中、160 人も存在していた。長期欠席の理由は、家計を支えるため昼間に働かざるを得ないことだった。長期欠席をしている子どもたちは、クツ磨き、封筒ハリ、たばこ売り等の定職を持つものや、日雇いの仕事につくものがいた[101]。同校は、1945 年 10 月 1 日に「不就学者が多数（85 人）になるに鑑み夕方学級を組織して、これらの生徒の救済を行う為、本日より 1 週 2 回の授業を開始」[102]した。この学級は、当時の停電が多い電力事情を反映して、夜間ではなく夕方に授業を行ったので「夕間学級（夕方学級）」と呼ばれた。この学級の開設には、同校教務主任である吉井武千代氏の尽力があった。元青年学級の教員経験がある吉井は、学齢でありながら、働かざるを得ない子どもたちの長欠、不就学の問題が常に脳裏にあり、その救済策として夜間に授業を開設するに至ったという。しかし、1950 年 7 月に文部省の指導によって閉鎖された[103]。

続いて、1949 年には布施市立第四中学校に「特別課外指導」という呼称で夜間中学が開設され[104]、翌年、1950 年 7 月には堺市立大浜中学校に「不就学者救済」を目的とした夜間中学（二部授業）が開校された[105]。同年 11 月には、大阪府北河内郡四条村小学校・同中学校が、被差別部落の公民館に「北条東之町夜学」を開設した[106]。第 2 章の奈良の事例と同様に、この時期、

100 赤塚康雄（1978）『新制中学校成立史』明治図書出版、188～191 頁。

101 前掲、赤塚康雄（1978）181 頁。

102 前掲、赤塚康雄（1978）188 頁。

103 前掲、赤塚康雄（1978）192 頁。

104 草・浅野（2018）「1947～1955 年における夜間中学と生徒の基本的特徴（前編）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11（2）、104 頁。

105 前掲、赤塚康雄（1978）189 頁。

106 前掲、赤塚康雄（1978）191 頁。

大阪でも応急的に様々な場所で夜間中学が開設された。1951 年 1 月に豊中市立中学校は市内の中学校 5 校の不就学・長欠者対策のために、5 校が共同で通える「豊中市中学校補習教室」を開校した。これらの夜間中学の内、「北条東之町夜学」では、生徒は主に中学生であるが、小学校 4 年生から学齢超過の青年まで約 60 人が学んだ[107]。部落の中央に位置する公民館に振り鈴を合図に各家庭より集まり夜間に授業が開かれた。指導に当たるのは村立四条小学校・中学校の教師であり、学力をつけた子どもたちの中には、昼の中学校へと通う生徒もいた[108]。

また、岸和田市では、市内 4 校の中学校にそれぞれ「夜間補導学級」が付設された（1952 年開設/岸城中、1954 年開設/光陽中、春木中、久米田中）[109]。1954 年に岸和田港を建設する多くの労働者がこの地域に流入し、その家庭の子どもたちや、そこで働く子どもたちの多くが、昼間の中学校を長期欠席しており一時は多くの生徒が「夜間補導学級」に通った[110]。しかし、数年後、学齢の長欠者が消滅し、この「夜間補導学級」は次第に閉鎖され[111]、岸和田市立岸城中学校のみが存続した。このように 1950 年代には、地域の実情に応じて、大阪府下に複数の夜間中学が開設され 11 校も存在した。しかし、1960 年代末頃までには次第に閉鎖され、岸和田市立岸城中学校以外は全廃された。1953 年に義務教育国庫負担制度が確立されたが、岸和田市立岸城中学校「夜間補導学級」は、大坂府に認可されず、公費による教員配置はなかった。

以上、1947 年から 1950 年代の夜間中学の主な開設目的は、学齢の子どもの長欠対策であったが、長欠の子どもたちが次第に減少し、夜間中学は廃止された。その一方で、戦後に中学校教育を受けられなかった人々が多く存在し、そのような人々の教育権保障の問題は依然として残されたままだった。しかし、1966 年に行政管理庁より、夜間中学廃止勧告が出され、夜間中学が全く無用であるかのように言われる中、東京都荒川区立第九夜間中学卒業生の髙野雅夫が夜間中学廃止反対運動を展開する。これが契機となり、大坂府で義務教育未修了者の教育権保障への対応が取られ、夜間中学が新設される。

以下では、1960 年代後半から始まる大阪府下の夜間中学開設運動と天王寺夜間中学の開設の経緯を検討する。

第２項　1960 年代末における大阪の夜間中学増設運動

１．大阪における夜間中学増設運動の開始

107 同上。

108 前掲、赤塚康雄（1978）、191 頁。

109 前掲、草京子・浅野慎一（2018）「1947～1955 年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（前編）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、104 頁。

110 同上。

111 前掲、草京子・浅野慎一（2018）、104 頁。

1966 年に行政管理庁により夜間中学の早期廃止が勧告される。これに反対したのが東京都荒川区立第九夜間中学卒業生の髙野雅夫であった。髙野は、1939 年に旧満州に生まれ、父親が戦死した後、引揚途中に母親と離別し、戦災孤児になる。博多の闇市や東京上野公園、山谷等で生活し、バタ屋のおじさんからもらった廃品の「いろはがるた」で文字と言葉を学び 17 歳で自分の名前を初めて書けるようになる[112]。1961 年に東京都荒川区立第九夜間中学に 21 歳で入学し、1964 年に 24 歳で卒業している。卒業後、すぐに家庭をもち、土方や運転手の助手等をして家計を担っていたが、髙野の心を激しく揺さぶる出来事が起こる。1966 年行政管理庁が夜間中学を廃止する勧告を出したのである。髙野の言葉を借りれば、夜間中学が廃止されることは、ただ、夜間中学がなくなるということではなく、野良犬も同然の自分を育ててくれた親がなくなることと同じだった[113]。

髙野は、映画「夜間中学生」[114]を製作し、夜間中学の教員や夜間中学生が出演した。1967 年 9 月から全国で上映会を開催し夜間中学の実情を伝え、その廃止に反対し増設を掲げ、運動を展開した。大阪では 1968 年 10 月 11 日から 1969 年 6 月 8 日まで滞在し増設運動を続けている。1960 年代、大阪府下には学齢超過の義務教育未修了者は相当数いると考えられており、1955 年度の国勢調査によれば、全国 143 万人、大阪府 5 万 2 千人であった。学齢を超過した義務教育未修了者は、就職に不利であった。例えば、理髪師・美容師・調理師・看護師になるには国家検定試験を受験し資格を得る必要があるが、中学校卒業の学歴がなければ受験すらできなかった。これらの人々の救済策として、文部省は「中学校通信制課程」（1947 年）及び、「就学義務猶予免除者の中学校卒業認定試験」（1967 年）を設けた[115]。第二次世界大戦後、義務教育年限が 6 年から 9 年に延長されたが、これに伴い昭和の前期までに義務教育だけを修了した人は、新制度では義務教育未修了者となり新制高校に入学する資格はなかった。「中学校通信制課程」は、その救済措置として設けられた[116]。大阪では、1948 年に大阪市立天王寺中学校に「通信教育部」が設置された。開設当初は、高等学校進学または新制中学校卒業資格を必要

112 髙野雅夫（1993）『夜間中学生タカノマサオ　武器となる文字とコトバを』解放出版社、5〜35 頁。

113 前掲、 髙野雅夫（1993）54〜57 頁。

114 映画「夜間中学生」は、1967 年 2 月から夜間中学の同級生と教員と共に制作された。映画製作費は、髙野の 50 万円の貯金の内、30 万円（実際の経費 36 万 8 千円）とし、カメラ（16 ミリ用）は、かつて髙野が働いていた映画製作会社から借用した。撮影対象は、昼間働く夜間中学生であり、塚原雄太教員や見城慶和教員も出演した。『読売新聞』「荒川九中の生徒たちが映画作り、働き、学ぶこの姿　熱っぽく“全国上映”」（1967 年 11 月 19 日）

115 1948 年 6 月時点の中学校通信制課程の設置数は、高等学校通信教育部併設型は全国 70 校、中学校併設型 11 校ある。大阪には高校と中学校それぞれ 1 校に通信制課程が設置された。

116 「中学校通信制課程」の法的根拠は学校教育法付則第 8 条（旧法 105 条）であり、「中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことが出来る」とある。これに基づいて中学校通信教育規定（昭和 22 年文部省令第 25 号）が定められている（大阪府教育委員会（1973）『大阪府教育史百年第 1 巻　概説編』、577 頁）。

とする国家検定試験（理髪師・美容師・調理師・看護婦）の受験を目指す入学者が多かった。新学制が定着するとともに、この傾向は薄れ、中学校程度の実力養成、あるいは教養の向上を目指す中高齢者が多くなった[117]。

また、「就学義務猶予免除者の中学校卒業認定試験」の受験対象者は「15 歳以上の就学義務猶予免除者」に限定されていた。当初、文部省は受験者 5 千人を超えると予想したが実際には僅かであった（全国：1967 年 48 人、1968 年 58 人、大阪：1967 年 2 人、1968 年 5 人）[118]。このように、国は、学齢超過の義務教育未修了者の中学校卒業資格付与ができる教育制度に「中学校通信制」や「就学義務猶予免除者の中学校卒業認定」を設けたが、利用者が非常に少なく有用でなかった。これらの制度以外には、夜間中学しかなかった。しかし、当時、大阪府下に存続していたのは、岸和田市立岸城中学校（夜間補導学級・1952 年開設、1960 年代末頃は「補習学級」と呼ばれている。）のみであった。この学級は府の認可を得ておらず、専任教員配置の措置がなされていなかった。また、積極的な生徒募集はしておらず、1969 年 2 月で廃止する予定であった[119]。しかし、その年の 4 月からの入学者が 2 人増え、この年の廃止はかろうじて免れた状態であった[120]。このように大阪府・大阪市では、夜間中学が消滅しそうな状況であった。まさに、この時期に、髙野が大阪での運動を開始したのだった[121]。以下では、大阪市における髙野の運動を追う。1968 年 10 月 11 日、大阪市に入った初日に髙野は大阪教職員組合を訪れ

117 1969 年の中学校通信制課程の在籍者は 162 人であり、毎年数十人が入学したが卒業者は 2 割前後と非常に少ない。大阪府教育委員会（1973）『大阪府教育史百年第 1 巻概説編』大阪府教育委員会、577 頁。

118 1967 年 4 月 1 日に定められた「就学義務猶予免除者の中学校卒業認定規則」に基づくものである。「就学義務猶予免除者」とは、同規則第 1 条に「保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女」と規定されている 。2 年後の 1968 年 10 月 1 日には、学校教育法施行規則に附則が加わり、a.就学猶予・免除者ではなかった、b.かつ小学校や「中学校を卒業できなかった者」で、c.「猶予または免除を受けることができる事由に相当する事由があったと文部大臣が認めた」場合も、上記の第 3 条規定の受験資格者とみなされることになった 。中学校卒業資格を有せず、何等かの理由で保護者による就学義務の猶予や免除が行われないまま満 16 歳以上になっている者にも、受験資格が拡大されたのであった。前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度』（1969 年 3 月 12 日）、416～417 頁。

119 『毎日新聞』「16 年「夜間中学」の灯消える　在校生いなくなってとうとう来月かぎり　岸和田市岸城中」（1969 年 2 月 2 日）。

120 大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度』、1969 年 3 月 12 日、410～415 頁。

121 髙野が映画上映をする行程等の記録は、髙野雅夫（1975）『자림』（修羅書房）に収録されている「わらじ通信」から窺い知れる。1967 年 9 月 5 日から青森、北海道（1967 年 9 月 5 日～10 月 28 日：54 日間）、岡山（1967 年 11 月 6 日～1968 年 1 月 24 日：72 日間）、京都（1968 年 2 月 6 日～同年 5 月 21 日：106 日）、大阪（1968 年 10 月 11 日～1969 年 6 月 8 日：214 日）と合わせて 446 日、訪れた地から 1 日も欠けることなく「わらじ通信」にその日の行動と思索を記録し、母校宛てに投函していた。号外を含め、461 通が郵送された。「『わらじ通信』にこめられた思いを共有して」『生きる闘う学ぶ』編集委員会（2019）『生きる闘う学ぶ関西夜間中学運動 50 年』486 頁。

ている[122]。髙野が、大阪教職員組合を訪問した際に、大阪市教職員組合・同和教育研究会主催の集会（大阪市教育委員会、学校教職員、社会教育関係者、部落解放同盟等が参加）があり、そこで、映画上映会を開催することを提案した。組合はチラシ 3,000 枚を準備してくれるなど協力的であり[123]、夜間中学運動に一定の理解があった。大阪教職員組合を訪れた後、大阪市教職員組合、革新政党や部落解放同盟等を訪問し、夜間中学の存続の必要性を訴えて回った。そして、公民館、大学、定時制高校等で映画「夜間中学生」を上映し義務教育未修了者の教育権保障の必要性と夜間中学の廃止を訴え続けた。

同年 10 月 26 日、髙野は、大阪教職員組合の助言の下、大阪市内で大阪市教職員組合・同和教育研究会主催の集会で、映画「夜間中学生」を上映した。約 70 人が来場し 2 千円の寄附を得ている[124]。さらに、大阪教職員組合は、大阪市教職員組合と繋ぐばかりではなく、大阪教職員組合出身者の府議会議員に掛け合い大阪府議会で夜間中学問題を取り上げるきっかけを作るなど、夜間中学創設運動を大きく支える役割を果たした。

その一方で髙野は､大阪市教育行政関係者からも､夜間中学開設運動への賛同者を得ようと、1968 年 10 月 13 日に大阪市教育委員会を訪問するも､「大阪では解放教育が進み、同和教育、民族教育に取り組んでいるので、義務教育未修了者は一人もいない」､「大阪府や大阪市の市民相談室に夜間中学を作ってほしいという市民の声は一つもない。夜間中学開設は税金を使ってするものだからそう簡単には作れない」[125]との認識であり、大阪市内での夜間中学開設については全く理解を示さなかった。その後、大阪市教育委員会の認識を変えざるを得ない出来事が起こる。その契機を導いたのは、1968 年 11 月 23 日､「夜間中学の灯を消さないで」(関西テレビ）の番組であった。この番組には、東京都荒川区立第九夜間中学教員塚原雄太、神戸市立丸山中学校西分校（夜間中学）教員末吉富久男、夜間中学 3 年生 2 人（15 歳と 30 歳・女子)、髙野雅夫、文部省初等中等課奥田課長が出演した。その内容は、行政管理庁の廃止勧告、夜間中学廃止反対運動（映画作成の動機と目的、全国行脚)、夜間中学生の未就学実態（15 歳女子：母親の看病、家事手伝い、30 歳女子：満州からの引揚者）を取り上げ、夜間中学廃止反対を訴えるものであり、文部省奥田課長は、番組中に「夜間中学廃止は考えておらず、義務教育未修了者への対応を検討中」と回答した。放送中、視聴者 4 人から電話が入り夜間中学入学希望者が現れた。

122 髙野が展開した大阪での夜間中学増設運動を支持した 1960 年代末の「大阪教職員組合」は、1989 年以降に分裂する前の組織である。

123 髙野雅夫（1975)『ㅈㅏ립』修羅書房、207 頁。

124 大阪市教職員組合中央支部大阪市立天王寺夜間中学中学校夜間学級分会共同報告「夜間中学の現状と教育課題」(1969 年 12 月 1 日）

125 髙野雅夫（1993)『夜間中学生タカノマサオ』解放出版社、87 頁。

番組終了後、髙野はディレクターの川村氏ともに電話をしてきた視聴者宅を訪問している。その記録によると、入学希望者の家族は大阪市内在住であり、隣にある倉庫と他人の家の軒下にトタンぶきの屋根をかけ、ベニヤ板で囲った三畳間の小部屋に 8 人で暮らしていた。家族構成は、父（52 歳・病弱）、母（44 歳・持病）、長女（22 歳、小学校から長欠、夜間中学入学希望）、長男（17 歳）、次男（16 歳、小学校中退、夜間中学入学希望）、三男（14 歳、中学二年生、夜アルバイトで学費を稼ぐ）、四男（13 歳、小 6）、五男（5 歳、就学前）であった。長女、次男が夜間中学への入学を希望していた。家計を支えるために働く長女はすぐに通えないが、次男はすぐに入学することを希望した[126]。長男、四男は学校に通えているようだが、長女、次男は家計を支えるために働き、学齢期に長欠、不就学だった可能性が高い。このテレビ番組をきっかけに、学ぶ場を求めている学齢超過者が大阪市内に存在することが判明しこの問題への対応を大阪市はしなければならなくなった。

同年 11 月 28 日、髙野は、この母親と府内に唯一ある岸和田市立岸城中学校補習学級（夜間中学）を訪れ、教頭に同学級への入学について相談するも断られている。同学級は、昼間の中学校教員がボランティアで開設・運営され、市教委からは義援金 1,500 円があるのみでその運営は容易ではなかった。入学対象者は、原則的に岸和田市内在住者及び、小学校卒業資格所有者に限定され、市外からの生徒は受け入れない方針だった。さらに、同学級の入学対象者は、高校進学、各種職業に必要な国家試験（美容師、調理師等）受験予定者とし、識字教育を求めるものは青年学級等へ通うように勧めており、教頭は同学級への入学を認めなかった[127]。

そこで、髙野は神戸市立丸山中学校西分校（夜間中学）に大阪市内在住の入学希望者を受け入れてほしいと相談を持ち掛けた。それが認められ、大阪市内の生徒を神戸市が受け入れる状況が生まれた。1968 年 12 月 14 日付『毎日新聞』は、以下のように報じている。

「大阪市内に住む 4 人の男女が、夜間中学運動を進めている髙野雅夫氏（26）のはたらきかけでこのほど神戸市内ただ一つの夜間中学、丸山中西分校に相次いで入学手続きをとった。最年少でも 16 歳、1 番年上は 31 歳の女性だが、同中学は大阪の夜間中学で締め出された四人の“越境入学”を暖かく迎え入れた[128]。神戸市長田三番町、丸山西分校に入学手続きを済ませた大阪市西住吉区に住む A 君（16）と同市東淀川区の B 氏（29）、他に大阪市北区の理容師見習い C 君

126 前掲、髙野雅夫（1975）『자립』修羅書房、347 頁。

127 前掲、髙野雅夫（1975）『자립』修羅書房、350～351 頁。

128 1968 年 12 月、大阪からの越境入学、夜間中学生 4 人を受け入れた神戸市立丸山中学校西分校の校長玉本格の回想録には、次の様子が記録されている。「髙野くんが連れてきた大阪の少年は 16 歳になる K 君だった。K くんは『あ、い、う、え、お』から文字を習っている。うれしくて家へ帰ってからも、遅くまで何回も書いては姉に教えているという。西分校の教員も大変である。ぼくの手元にあった麦書房の「文字の本」や岩井勲氏の「一年生でも新聞が読める」などを参考に、プリントをして教えている。」とあり、ひらがなの学習から指導を始めている様子が窺える。玉本格（1969）『部落と学校と変革と』明治図書、209～210 頁。

（24)、仕事の整理がつき次第、もう 1 名の大阪市旭区・無職 D 氏（31）は来年 1 月から同校に通学することになっている」『毎日新聞』「越境かまいませんよ　神戸の夜間中学に大阪の 4 人、尊い熱意拒めぬ、“映画の訴え”実を結ぶ」1968 年 12 月 14 日付）

同年同 13 日、大阪市内から神戸市の夜間中学に通う生徒の存在を知ることになり、大阪市教育委員会が、「神戸市に迷惑をかけてすまない。夜中の設置を前向きに考えたい」[129]と発言したことが同紙で報じられた。当初、1968 年 10 月 13 日に髙野が初めて大阪市教育委員会を訪問した際、大阪には義務教育未修了者は存在せず、夜間中学開設を求める市民はいないと回答をしたが、その 2 か月後、大阪市内から神戸市へ通う夜間中学生の存在が明らかとなる。これにより、大阪市教育委員会が市内に夜間中学を設置することを積極的に考えざるを得ない状況となり、大阪市教育委員会の夜間中学不要論を再考する契機となった。

さらに、同日、髙野は、大阪市教育委員会の大阪同和教育推進分室の森田課長を訪ね、同和教育の方面からも夜間中学の設置の交渉に出向いている。しかし、当時、森田課長も、大阪市内では中学校通信制を設置しているので、夜間中学の開設は不必要との認識であった。しかし、髙野は、「中学校通信制課程設置基準では、1947 年以降の尋常小学校卒業または国民初等科修了者は入学対象とされず、中学校卒業資格の付与は不可であり、付与できる人は限られている」[130]と説明し、夜間中学開設の必要性を訴えた。これを聞いた森田課長は、「早急に実態調査を実施し対策を立てたい。夜間中学開設の件は学務課が担当するので、私から話して早急に対策を立てる」[131]との回答を引き出した。

神戸市へ通う夜間中学生の存在が新聞報道で大きく報道され、他市に負担をかけずに、大阪市に夜間中学を開設することを考えざるを得ない状況になっていた。

２．大阪府議会、大阪市議会における夜間中学問題の議論

（１）大阪府議会に夜間中学問題が取り上げられるまでの経緯

ここでは、大阪府下での夜間中学開設問題が、大阪府議会、大阪市議会に取り上げられるまでの経緯を確認する。1968 年 12 月 20 日、1969 年度大阪教育予算事前打合せ会議が開催された。この会議には、大阪府議員団（文教委員・社会党、大阪教職員組合出身議員を含む)、大阪

129 『毎日新聞』「越境かまいませんよ　神戸の夜間中学に大阪の 4 人、尊い熱意拒めぬ、“映画の訴え”実を結ぶ」（1968 年 12 月 14 日）

130 中学校通信制（本科）には昭和 21 年 3 月までの尋常小学校卒業または国民初等科修了の者を、別科には、本科入学の資格のない者で一部教科のみ履修を志願する者を入学させた。別科は必ずしも卒業証書は付与されるわけではない。大阪府教育委員会（1973)『大阪府教育史百年第 1 巻概説編』大阪府教育委員会、577 頁。

131 前掲、髙野雅夫（1975)『자림』修羅書房、372 頁。

教職員組合執行部が出席していた。この会議に、髙野がよばれ、国が夜間中学早期廃止を勧告し、多くの義務教育未修了者が学ぶ機会が奪われている現状を説明した。大阪府議員団の中には、大阪教職員組合出身者の議員がおり、かねてから、大阪府下に夜間中学を開設する必要性を訴える髙野の運動を支持してきた経緯があるので、大阪府議員団は、大阪府議会で「夜間中学」問題を取り上げることに同意しその準備を始める。

一方、髙野は、同年 12 月 28 日迄に、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、教育記者クラブ、マス・メディア各社、大阪教職員組合、大阪市教職員組合、大阪府立高等学校組合、大阪市立高等学校組合、部落解放同盟、大阪府会各党議員団等各方面にビラをまき、夜間中学開設への賛同者を求め､夜間中学を必要とする義務教育未修了者､生き証人を探す運動を展開した。

翌年、1969 年 1 月 16 日、大阪教職員組合執行委員会は、大阪府及び大阪市に対して、夜間中学の設置を求める方針を掲げ、具体的にその活動を推し進め始める。まず、大阪教職員組合では、夜間中学問題に取組む組織を立ち上げ、その担当者を神谷欣一執行委員（以下、神谷夜中担当委員）に決めた。主な取り組みには、夜間中学関係資料調査、大阪府教育委員会・大阪市教育委員会との交渉、大阪府議会での質疑の準備、府立夜間中学構想と市立夜間中学構想を立案することであった。一つ目の府立夜間中学構想は、照明が設置済みであり、給食が提供可能である定時制高校設置案である。もう一つの市立夜間中学構想は、交通の便のよい環状線付近にある中学校に設置するものであった。これらの夜間中学構想は、後述する同年 2 月 7 日付の大阪教職員組合文書「大阪に夜間中学を－義務教育の完全実施のために」にまとめられた。大阪教職員組合は、この文書を関係各所に配布し、多くの団体に夜間中学開設運動への参加を呼び掛け、賛同者を募った。

このように、髙野は、夜間中学廃止反対運動を進め、大阪教職員組合と大阪府議員団（社会党）と関係を持ちながら、各所で夜間中学を求める人々を探し、また、夜間中学の開設に賛同する人を求め、ビラまき等をするなどの活動を展開した。その過程で、髙野の夜間中学開設運動に賛同した大阪教職員組合が、大阪市議会で夜間中学問題を取り上げるよう大阪市教職員組合や大阪市議会議員（社会党）にアプローチする段階に入る[132]。

1969 年 1 月中旬、大阪教職員組合東谷敏雄委員長の指示を受けて、神谷夜中担当委員は、大阪市議会議員（社会党）に夜間中学問題を市議会で取り上げるよう要請した。市議会議員には、大阪市教職員組合出身議員が含まれ、これらの議員と文教委員が、議会で夜間中学問題を取り上げ、大阪市教育委員会への折衝行動を進めることを決めた。

大阪府議会決算委員会が開催される 4 日前の 1969 年 2 月 1 日に、社会党府議員団室で、

[132] 大阪市教職員組合中央支部大阪市立天王寺中学夜間学級分会共同報告「夜間中学の現状と教育課題」1969 年 12 月 1 日、2～3 頁。

大阪市内での夜間中学の開設場所等について打合せをしている。この会合に参加していたのは、神谷夜中担当委員、大阪府議会決算委員会で夜間中学問題を取り上げる社会党府議会議員井口正俊、髙野であった[133]。この時、大阪教職員組合で構想した夜間中学の設置場所等を神谷夜中担当委員は、市内で「天王寺、なんば、京橋、梅田の 4 ヶ所、専任講師最低 3 人と講師、完全給食、その意味で府立定時制高校附属中学が有力」[134]と説明した。

これを受けて、井口府議は大阪府議会予算決算委員会で夜間中学の問題を取り上げると約束し、その目的を「生存権と教育権の復活として、すべての人達に義務教育の完全実施を要求する。文教委員会を中心に各予算委員会、更に本会議の代表質問でこの問題を追及し、大教組も総評も各労組、民主団体に働きかけ、広範囲な民主運動として盛り上げていく方針」[135]をこの会合の同席者に確認している。大阪府下での夜間中学開設運動は、大阪教職員組合のもと、大阪府議員（社会党）とのつながりを得て、夜間中学問題を大阪府議会で取り上げられる経路を獲得し、大阪府議会決算委員会を迎える。

（２）大阪府議会における夜間中学問題の議論―開設の可否・設置校数をめぐって

1969 年 2 月 5 日、大阪府議会決算委員会が開催され、大阪府議（文教委員・社会党）の井口府正俊議が、夜間中学の開設について質問している。大阪府教育委員会吉沢正七教育長は、「義務教育を終えないまま学齢期を過ぎた青少年のため（昭和）44 年度に夜間中学の設置を計画している」[136]、「中学の設置者は市町村なので、市教委側の協力を望みたい。経費は新年度予算に繰り入れるよう府の財政当局と折衝中だ」[137]（1969 年 2 月 6 日付『毎日新聞』）と答弁しており、大きな議論を経ずに、大阪府教育委員会が夜間中学の開設を決め、計画の段階に入り、大阪市教育委員会に要請するという形で夜間中学の開設は決まったのである。

その翌日、2 月 7 日付で大阪教職員組合は、文書「大阪に夜間中学を－義務教育の完全実施のために」[138]で、関係各団体に夜間中学の開設運動への協力を要請した。この文書には、義務教育未修了者が全国で 143 万人、大阪には約 5 万人が存在しており、卒業資格がないために進学や就職の面で不利であること、中学校卒業認定試験および中学校通信制は、学校教育としては不十分であり、夜間中学の設置が必要であること、義務教育未修了者の教育権は教育行政の責任の下で保障されなければならないこと、1969 年 2 月 5 日の府議会決算委員会で府教委吉沢教育長が夜間中学設置を明言したことが書かれており、その上で「大阪府下に当面 4 校公立

133 前掲、髙野雅夫（1975）『자립』修羅書房、425 頁。

134 前掲、髙野雅夫（1975）、425 頁。

135 前掲、髙野雅夫（1975）、425 頁。

136 『毎日新聞』「『夜間中学設けたい』大阪府の教育長が答弁」（1969 年 2 月 6 日）

137 前掲、『毎日新聞』「『夜間中学設けたい』大阪府の教育長が答弁」（1969 年 2 月 6 日）

138 大阪教職員組合「大阪に夜間中学を－義務教育の完全実施のために」（1969 年 2 月 7 日）

夜間中学を設置することを要求します」と書かれている。ただし、具体的な設置場所等は言及されず、大阪府は設置場所を定めるのは市町村の管轄であるとした。なお、本府議会が開催される前の 1969 年 2 月 1 日に社会党議員団室で検討したのは、大阪市内の設置案 4 か所だが、実際に本府議会で要望したのは、大阪市内ではなく大阪府下の設置校数「当面 4 校」であった。

この文書が発せられた 11 日後の 1969 年 2 月 18 日に、大阪府は 1969 年度予算案を発表している。それは、大阪府政初の巨額予算であり、総額 3,731 億円 8,230 万円だった[139]。このうち、夜間中学予算案は 400 万円だった[140]。大阪府の夜間中学予算案が決定されるが、その設置者の大阪市教育委員会の意向は明確ではなかった。この間、髙野は、夜間中学開設の必要性を裏付けるために、精力的に義務教育未修了者の生き証人を探し、夜間中学入学希望者一覧表を作成し、府議会井口府議へ届ける等の動きをしている[141]。

1969 年 3 月 12 日、1969 年度大阪府議会の最終日、井口府議は「夜間中学設置について」に関して、大阪府教育委員会に質問している。東京都、神戸市には公立の夜間中学があり、教員配置、給食等の十分な教育条件整備の下、開設されていることを説明し、これと同等の教育条件で大阪府内、交通便利な個所に東西南北 4 か所程度設置することを要望した[142]。井口府議の質問にある府内 4 校との具体的な学校数は、同年 2 月 7 日に発せられた文書「大阪に夜間中学を－義務教育の完全実施のために」に基づいた質問であった。これに対して、大阪府教育委員会吉沢正七郎教育長は、今後は、義務教育未修了者を出さないよう就学事務を強化するとした上で、「現在府内に在住する義務教育未修了者でしかも就学を希望する者に対しましては、中学校の教育を受ける機会を与えるよう、積極的に努力してまいりたい所存」、「中学校の設置者は市町村でございますので、目下関係の市町村教育委員会の意向を聞いている次第」「夜間中学への入学希望者見込み数の把握が困難であるため、大阪市内に一校ということで措置したい」[143]と明言している。

翌日 3 月 13 日付の『読売新聞』では「正規の課程で夜間中学つくる　府教委　1〜2 学級」と報じた。大阪府教育委員会側は、公立夜間中学開設を決定したが、学校数は大阪市内 1 校とし、大阪府教職員組合案に基づいて井口府議が要望した大阪府内東西南北合わせて 4 校の設置とはならなかった。その理由は、大阪府教育委員会が、夜間中学の入学希望者の把握が困難であると述べたことから、入学希望者がそれほど多くないことを見積り市内に 1 校という見立て

139 『毎日新聞』「大阪府、初の積極予算案　万国博総仕上げ、三千七百億“民生福祉”倍増」（1969 年 2 月 18 日）

140 前掲、『毎日新聞』「『夜間中学設けたい』大阪府の教育長が答弁」（1969 年 2 月 6 日）

141 同上。

142 大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度』1969 年 3 月 12 日、410〜415 頁。

143 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度』1969 年 3 月 12 日、416〜417 頁。

だったことが分かる。さらに、大阪教職員組合では、定時制高校付設とする夜間中学構想を立てたが、実際には、大阪市内の中学校に付設されることになった。

上記の大阪府議会終了後、大阪市下で夜間中学の開設が決定され、大阪府教育委員会は、大阪市教育委員会に対して 1969 年度中に夜間中学設置校を選定するよう指示した。大阪府は、既に 1969 年度予算案に夜間中学開設予算（教員 2 人分）を組み込み、1～2 学級設置、週 6 日制（1 日 4 時間）授業を認可する計画をしていた[144]。夜間中学開設の準備が本格的に稼働し始めたが、1969 年 3 月の時点では、開設時期、開設場所は未定のままであった。

（３）大阪市議会における夜間中学問題の議論―開設場所と時期について

1969 年 3 月 12 日大阪府議会で大阪市内に 1 校の夜間中学を開設することが明言された後、3 月 22 日に大阪市議会 3 月定例会常任委員会（文教経済・通常予算）が開催された。この市議会で山下博義市議会議員（文教委員・社会党）と丸山教育委員会事務局指導室長（以下、丸山指導室長）との議論で争点になったのは、夜間中学の開校場所と時期であった。この議論について、以下で見ていく。

山下市議会議員は、夜間中学の開設時期と場所について質問している。開設場所については、大阪市立天王寺中学校に付設することを要望している。その理由は、同校には通信制課程が付設されており、夜間中学を併設すれば、通信課程と併用できる[145]。併用することで、就学年限を 1 年短縮できるからと述べている[146]。これに対して、丸山指導室長は、開設時期について、本来 4 月にするべきだが、夜間中学の教員になる学生を人選する時間が必要であるから、夜間中学を 4 月に開校することは考えていないとしている。また、通信制課程が付設されている大阪市立天王寺中学校に夜間中学を付設する要望については、「就学年限の短縮措置に関わり、夜間中学の場合、昼の中学校 2 年までしか行けず、卒業証書を付与されなかった者は、夜間部で 1 年間勉強すれば、中学校卒業証書を付与してもよい。」[147]と述べるに留まり、丸山指導室長は開設場所を明言しなかった。

続けて、山下市議会議員が「大阪市教育委員会の責任において積極的な募集方法を取ってほしい」[148]と要望し、夜間中学が開設した後、生徒が集まるかが懸念事項であった。

1969 年 3 月 31 日、大阪市教育委員会は、大阪市立天王寺中学校に夜間中学を開設すると決定した。同校が夜間中学開設校に設定されたのは、義務教育未修了者を受け入れてきた通信教

144 『読売新聞』「正規の課程で夜間中学つくる　府教委　1～2 学級」（1969 年 3 月 13 日）

145 大阪市議会事務局『大阪市議会議録』第 8 号、1969 年 3 月 22 日、258 頁。

146 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録』第 8 号、1969 年 3 月 22 日、259 頁。

147 同上。

148 同上。

育課程を付設していた経験があるからであった[149]。この決定は、結果的に山下市議会議員の要望が通った形となった。

大阪市教育委員会は、大阪市立天王寺中学校夜間学級設置要綱を定めた上で、大阪市立天王寺中学校へ夜間中学の設置を内示している。その内容は以下のとおりである。

1. 設置目的：中学校の学齢を超えている者で、中学校を卒業していないものの内、希望する者に対し夜間において、中学校普通教育を施すことを目的とする。
2. 入学資格：①中学校の学齢を超えている者、②中学校を卒業していない者、③小学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められる者、④大阪府下に在住する者、または大阪府下に所在する事業所等に勤務する者。
3. 入学許可：校長が意見を聞いて区長が入学許可する。
4. 就学年限：就学年限 3 年とする。ただし、本人の学力等により相当の学年に編入することがある。
5. 教育課程：教育課程は校長が編制し、教育委員会の認証を受ける者とする。
6. 卒業：校長は中学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。
7. 学級編制：1 学級の生徒数は 15 人を原則とする。
8. 職員組織：1 学級当たり専任の教諭 1 人及び非常勤講師若干人を置く[150]。

こうして、上記の設置要綱に従い、大阪市立天王寺中学校に夜間中学が開設される準備が始まった。入学対象者は、学齢超過の義務教育未修了者のみであり、大阪府下に在住・在勤の者とした。学級編制は、原則 1 学級 15 人（1 学級当り専任教員 1 人）とした。この後、大阪府教育委員会並びに大阪市教育委員会は、「中学校夜間学級生徒募集案内」を作成し生徒募集を行い入学式に備える準備段階に入った。

第２節　大阪市立天王寺夜間中学の開設

1969 年 4 月 1 日に大阪市立天王寺夜間中学が開設されることが決定したが、その 8 日後の 4 月 9 日、大阪市教育委員会の汚職事件が明らかになり、夜間中学の入学式が遅れた[151]。汚職問題後も、髙野は、証言映画「夜間中学生」上映会のチラシを配布し、義務教育未修了者を探

149 『毎日新聞』「働きながら学べるぞ　大阪に正式な夜間中学　実った“戦災孤児”髙野君の説得」（1969 年 4 月 1 日）

150 「大阪市立天王寺夜間中学中学校夜間学級設置要綱」、髙野雅夫（1975）『자림』修羅書房、600 頁。

151 『大阪新聞』「大阪でも教員異動汚職　昇格をめぐり贈収賄　相場校長 30 万、教頭 20 万、市教委丸山指導部長取り調べ」（1969 年 4 月 9 日）

し続けた。さらに、夜間中学に関する新聞報道等、マス・メディアの影響もあり、夜間中学の入学希望者が次第に集まり、入学想定人数を超える事態が生じていた[152]。大阪市夜間中学入学希望調査では、入学希望者は既に約 30 人となっていた。同年 5 月下旬、大阪市議会（文教委員会）で、当初、大阪府の夜間中学教員配置計画では、1 学級原則 15 人で 2 学級編制を想定し、教員配置は 2 人であった。しかし、入学受付前の段階で約 30 人であり、入学受付が始まると確実に 30 人を超えることを見越し、山下市議会議員は、大阪府教育委員会と大阪市教育委員会に対し、1 学級 15 人以下で編制し、教員 2 人を増員して最低 4 人確保することを申し入れた[153]。

山下市議会議員が天王寺夜間中学の入学者数が、想定よりも多くなる見込みがあることを市議会で取り上げた後、大阪府教育委員会は、大阪府下に唯一存続していた未認可の岸和田市立岸城中学校「補習学級」（以下、岸城夜間中学）を同年 5 月 12 日付で認可した。その理由を大阪府教育委員会は、「今年春から大阪市立天王寺中学校に夜間中学を新設する準備を進めているが、希望者が多い上、市教委汚職などで開校が遅れているため、とりあえず、岸城中学夜間部を正式に認可したもの」[154]と説明した。岸和田市立岸城夜間中学は未認可で運営されていたが、入学希望者の受入数を増やす意図があり、公立として認可した。このような状況の中、天王寺夜間中学の開設日は 1969 年 6 月 5 日に決定した。大阪府教育委員会と大阪市教育委員会は、以下の『1969 年度中学校夜間学級生徒募集案内』を作成し生徒募集を開始した。

1．目的は、義務教育の相当年齢を超え、中学校を卒業していないもののうち希望者に対し夜間中学教育を行うことを目的とする。
2. 実施校は、大阪市立天王寺中学校夜間学級（大阪市立天王寺夜間中学区北河堀 61 番地の 1）校長阪倉清太郎
3. 入学資格は、大阪府内に住居または勤務するもののうち、満 15 歳を超えて小学校卒業または小学校卒業と同等の学力を有するもので、中学校教育を受けていないものまたは中途退学をしたもの。
4．授業時数は、週 6 日（週 24 時間)、始業時刻は午後 5 時 30 分、終業時刻は午後 9 時とする。
5．受付期間は、5 月 21 日～5 月 30 日まで（ただし日曜日を除く)。
6．提出書類は、1 入学許可申請書、2 住民票の全部の写し、3 勤務先の在職証明書である。

152 同上。

153 大阪市教職員組合中央支部大阪市立天王寺中学校夜間学級分会共同報告「夜間中学の現状と課題」（1969 年 12 月 1 日)。

154 『毎日新聞』「府教委正式に認める岸和田中の夜間学級」（1969 年 5 月 12 日）

同年 5 月 20 日付『日本経済新聞』が、大阪市立天王寺夜間中学の開設と入学受付に関して報じている[155]。この新聞記事によると、天王寺夜間中学は、専用教室 3 室（ただし、理科、音楽、美術室は昼間と共用）、教室や廊下、体育館等に夜間用の照明を設置、学級編制は 1 学級 15 人、専任教員 2 人、非常勤講師数人を配置する予定であった。

夜間中学の教室等整備が進む中、問題は入学希望者数に対する教員数の不足が見込まれることであった。入学受付が開始される前の 5 月 20 日時点での希望者数はすでに 29 人であり[156]、この数はさらに増加し続け受付終了日の 5 月 30 日の時点では、68 人に上った[157]。書類上の不備などがあり、受付できなかった生徒への対応等があり、受付終了日を 1 週間延長し、さらに、入学希望者が増加する見込みとなり、大阪市教育委員会は大阪府教育委員会に教職員増員を要請した[158]。

1969 年 6 月 2 日、入学式の 3 日前、教員配置計画の見直しをする必要性が生じ、大阪市教職員組合が大阪市教育委員会と交渉した模様が高野の記録にある（1969 年 6 月 2 日付）[159]。

「AM11：00 市教委行。市教組の市教委交渉に縄田先生（夜中専任）出席。あと指導部長に呼ばれ、生徒の実情を聞かれた由。仲尾課長と市教組、天王寺夜間中学分会の折衝。最低 6 クラス、専任教員 8 人、時間講師若干人、養護教諭 1 人、校務員 2 人、事務 1 人要求。特殊学級及び定時制高校の要素を持つ。市内だけでなく、府下から生徒もかなりいるので、当然府からも予算を出すべきだ。（略）緊急課長会議を開いて早急に結論を出す由」[160]

以上、高野の記録によると、生徒数増加を見込み、学級数 6 学級、夜間専任教員 2 人から 8 人へ増員、時間講師、養護教員、校務員の配置を要請している。このことから大阪市で開校された夜間中学には、開校する前から、入学希望者が多く、教員配置等の問題を抱えていたことがわかる。

このような経緯を経て、1969 年 6 月 5 日に大阪市立天王寺中学校に夜間中学が開設された。入学者数は、15 才工員から 67 才の老婦人までが含まれ、89 人（男子 52 人、女子 37 人）であった[161]。当初、大阪府・大阪市が予想していた約 30 人よりもはるかに多くの入学者がいた。大

155 『日本経済新聞』「待望の「夜間中学」来月 5 日開校　天王寺中学に併設」（1969 年 5 月 20 日）

156 同上。

157 『朝日新聞』「天王寺夜間中学夜間中へ 68 人　至急対策　予定の倍越す申込み」（1969 年 6 月 1 日）

158 前掲、高野雅夫（1975）『자립』修羅書房、559 頁。

159 同上。

160 前掲、高野雅夫（1975）、560 頁。

161 『読売新聞』「天王寺夜間中学で入学式　学べる喜び 89 人　25 歳のスシ職人が宣誓」（1969 年 6 月 6 日）

阪市教育委員会は、天王寺夜間中学に、夜間専任教員 4 人を配置し、各学年の学級編制は、1 年生 60 人、2 年生 14 人、3 年生 15 人であり、1 年生が一番多い[162]。上述した大阪市教職員組合が大阪市教育委員会に交渉した際には、夜間専任教員 8 人を求めたが、実際に、初年度は、4 人と半分の配置であった。学級編制の原則は 15 人で 1 学級編制であるから、本来ならば、1 年生は 4 学級（教員数 4)、2 年生 1 学級（教員数 1)、3 年 1 学級（教員数 1 ）であり、学級数は 6 学級、教員は 6 人必要であるが、実際に配置されたのは 4 人であった。この 4 人の夜間専任教員は、縄田、米崎、鈴木、岩井であった。この内、岩井は、後に奈良での夜間中学の開設を求める団体「奈良に夜間中学をつくる会」の事務局員となり、奈良に公立の夜間中学を求める運動の中心的な存在となる。

ここで、高野（1975）に所収されている「1969 年度第 1 回大阪市立天王寺夜間中学入学者名簿」（表 3－1）を参照したい[163]。この名簿には、氏名、年齢、学歴、職業、出身地が書かれている。入学者の年齢は、15 才から 67 才までである。学歴は、戦前の教育制度での高等小学校中退者、高等小学校卒業者、戦後の教育制度での小学校中退者、中学校中退者と様々であった。職業は、校務員、工業系職場（工員、鉄工業、旋盤士、紙器業、工務店、日立造船所、木工業等)、商業（鮮魚業、飲食業、旅館業、縫製業、製麺業、製菓商、タイピスト等)、家事手伝い、自営、サービス業、美容師見習い、無職等である。出身地は、大阪市内の者が多いが、大阪市外（茨木市、門真市、堺市、枚方市）の生徒もいる。大阪府外の出身地は、国内では、複数県（岩手県、石川県、福井県、愛知県、栃木県、東京都、神奈川県、兵庫県、滋賀県、三重県、鳥取県、岡山県、和歌山県、奈良県、高知県、香川県、徳島県、愛媛県、鹿児島県、熊本県、長崎県、沖縄県)、海外では韓国が挙げられている。

資料には「出身地」の定義が明記されていないため確実なことは言えない。名簿を見る限り分かることは、「出身地」には、海外を含めて多様な地域が上がっていることである。「出身地」が、大坂府内、大阪市内の場合には通学が可能である。一方、府外でも遠方の「出身地」を記載しているものは、おそらく、仕事など、何らかの理由があり大阪へ転居しているものであろう。ただし、滋賀、神戸、奈良、和歌山などは、通学が不可能なわけではないので、それらの地域に居住して、大坂の夜間中学へ通学している可能性がある。例えば、「出身地」が遠方のケースとしては「韓国」があり、これとは別に、「出身地」に、神戸、奈良をあげているものについては、出身地（府外）から通学している場合もある。また、別のケースとして、名簿には、「入学式当日名古屋より来る」という記述もあり、生徒の中には、夜間中学に入学するために引越しをしてきたと思われるものもいる。このように、多くの義務教育未修了者が学びを求めて大阪市の夜間中学に入学したことがわかる。

[162] 同上。

[163] 前掲、高野雅夫（1975)、599 頁。

表 3－1　大阪市立天王寺中学校　夜間学級　入学者名簿（1969 年度）

番号	氏名	年齢	学歴	職業	出身地
	1年男				
1	Y.A	19	小・卒	なし	大阪市東淀川区
2	S.A	23	中１・中退	なし	岩手県
3	M.A	18	小・卒	工員	兵庫県尼崎市
4	M.I	28	小５・中退	会社員	大阪市東成区
5	T.O	31	小６・中退	工員	大阪市住吉区
6	K.O	16	中１・中退	なし	大阪市城東区
7	S.O	32	小６・中退	鉄工業	大阪市西淀川区
8	Y.O	15	中１・中退	家事手伝	大阪市東成区
9	H.K	25	中１・中退	すしや	大阪市旭区
10	M.K	36	中１・中退	工員	大阪市南区
11	A.O	44	小・中退	なし	徳島県
12	H.S	25	小２・中退	旋盤士	岡山県倉敷市
13	U.S	34	小・中退	自転車販	大阪府河内長野
14	Y.S	32	小・卒	調理士	大阪市住吉区
15	K.T	15	小・卒	なし	愛媛県
16	T.T	27	小・中退	工員	滋賀県
17	M.N	25	小・卒	紙器業	大阪市西成区
18	K.N	20	小４・中退	なし	神戸市
19	S.H	34	小・卒	工員	鹿児島県
20	D.F	26	小・卒	洋服仕立	奈良県
21	S.M	22	小・卒	工務店	大阪市浪速区
22	K.M	31	小・中退	自営	沖縄
23	Y.M	21	小・中退	会社員	大阪府泉南郡
24	M.M	19	小・中退	会社員	鹿児島県
25	K.M	17	小・中退	会社員	鹿児島県
26	M.Y	57	小・卒	失対労務	高知県高岡郡
27	K.Y	32	小５・中退	日立造船	大阪市福島区
28	K.Y	28	小・卒	鮮魚業	大阪市港区
29	Y.Y	21	小４・中退	洗たく業	大阪市東住吉区
30	S.W	37	小・卒	商業	大阪市天王寺区
31	T.H	29	小・卒	洋服加工	大阪市東住吉区
32	H.H	28	小・卒	運転手	石川県輪島市
33	S.T	40	中１・中退	プレス業	大阪府茨木市
34	H.K	36	小・卒	木工業	和歌山県
35	T.K	53	小・中退	飲食店	韓国
36	Y.Y	34	中１・中退	洋服加工	長崎県佐世保市
37	K.S	19	小・卒	工員	大阪市大正区
	1年女				
1	M.I	40	小・卒	なし	大阪市城東区
2	H.O	29	小・卒	工員	鳥取市
3	A.K	21	小３・中退	なし	大阪市東住吉区
4	M.K	45	小・中退	なし	大阪市東住吉区
5	S.K	20	小２・中退	工員	熊本県
6	M.T	36	小・卒	工員	大阪府河内長野
7	N.T	33	中１・中退	家事	大阪市東住吉区
8	S.H	34	小５・中退	なし	韓国
9	A.H	36	小３・中退	事務員	大阪市東住吉区
10	T.H	53	小・中退	なし	鹿児島県
11	C.M	35	中１・中退	病院（勤）	大阪市浪速区
12	Y.M	50	小・卒	工務店	大阪市旭区
13	M.M	22	小３・中退	家事	鹿児島県
14	S.Y	15	小・卒	工員	韓国
15	K.S	54	小・卒	なし	大阪市阿倍野区
16	H.T	34	小３・中退	タイピスト	大阪市浪速区
17	T.T	40	小・中退	なし	倉敷市
18	M.I	56	高小・卒	なし	岡山市
19	T.Y	67	小５・中退	旅館業	大阪市北区
20	I.K	51	小１・中退	なし	韓国
21	K.K	44	小・卒	食堂経営	大阪市浪速区
22	H.K	36	小・中退	縫製業	韓国
23	E.O	34	入学式当日名古屋より来る		
	2年男				
1	I.O	35	中２・中退	工員	大阪市都島区
2	T.K	25	中２・中退	工員	東京都渋谷区
3	H.Y	34	中２・中退	工員	大阪府八尾市
4	H.M	26	中２・中退	会社員	鳥取県倉吉市
5	H.Y	28	中２・中退	工員	大阪市東成区
6	K.Y	29	中２・中退	製めん業	香川県高松市
7	M.M	38	高小・卒	社長	岡山県
8	H.T	16	中１・修了	なし	大阪市城東区
	2年女				
1	S.E	39	高小・卒	交換手	大阪市西淀川区
2	S.S	19	中２・中退	美容見習	神奈川県鎌倉市
3	Y.T	46	高小・卒	主婦	三重県
4	E.M	39	高小・中退	家事	大阪市西区
5	S.Y	21	中１・修了	製菓商	名古屋市
6	M.S	49	高小・中退	なし	大阪市住吉区
7	K.T	18	中２・中退	なし	高知県室戸市
	3年男				
1	H.E	20	中３・中退	なし	大阪市城東区
2	N.S	35	中２・修了	会社員	三重県四日市
3	N.T	25	中２・修了	製菓商	香川県高松市
4	H.M	34	中３・中退	店員	大阪府茨木市
5	S.M	31	中３・中退	公務員	大阪市東住吉区
	3年女				
1	S.A	19	中３・中退	なし	大阪府門真市
2	H.U	24	中２・修了	なし	福井県
3	M.I	26	中３・中退	家事	大阪市東住吉区
4	M.K	22	中３・中退	なし	大阪府堺市
5	H.K	38	小高・卒	看護婦	大阪府枚方市
6	S.H	27	中２・修了	会社員	鹿児島県
7	K.H	36	旧高女2修了	なし	大阪市東住吉区
8	S.M	47	高小・卒	会社員	大阪市南区
9	H.I	44	高小・卒	なし	栃木県
10	K.K	42	高小・卒	なし	大阪市西淀川区

出典：髙野雅夫（1975）『자립』修羅書房、599 頁。なお、髙野（1975）には実名で掲載されているが、本論文では、匿名性を確保するために本名ではなくイニシャルで表示した。

第３節　小括

本章では、1947 年から 1950 年代に開設された大阪府下の夜間中学を概観した後、行政管理庁が夜間中学廃止勧告を発した 1966 年以降から 1969 年までの夜間中学増設運動と天王寺夜間中学の開設過程を明らかにした。

1947 年から 1950 年代末までの大阪府下には家庭の貧困のために、昼間に働かざるを得ない子どもたちの就学保障を目的に、11 校の夜間中学が開設されていた。中学校の校舎の他、被差別部落の公民館で開校されたが、1960 年代末までに次第に廃止された。1960 年代末、大阪府には義務教育未修了者が 5 万人いた。就職資格試験を受験するには、義務教育の卒業資格は必須であった。国による義務教育未修了者の救済措置制度は、中学校通信制課程と中学校卒業認定試験に限定されていた。しかし、これらの制度の利用者は非常に少なく有用とは言えなかった。残された唯一の中学校卒業資格を付与する教育機関は夜間中学だが、当時、閉校寸前の岸和田市立岸城夜間中学しかなかった。大阪府下では、義務教育未修了者が中学卒業資格を得られない状況であった。

1966 年 11 月に夜間中学廃止勧告が出された 2 年後の 1968 年 10 月 11 日から 1969 年 6 月 8 日まで、大阪で、東京都荒川区立第九中学校の卒業生の髙野雅夫が、証言映画「夜間中学生」を上映して、夜間中学廃止反対運動を展開した。そして、義務教育未修了者が多数おり、夜間中学はむしろ新たに開設する必要があることを関係機関に訴え続けた。1968 年 10 月に髙野が大阪市教育委員会を訪れ、大阪市内での夜間中学の開設を訴えるも、「解放教育を実施しているので大阪市内には義務教育未修了者はいない」と回答され、夜間中学の開設には全く理解を得られなかった。髙野は夜間中学の必要性を証明するために、義務教育未修了者を探そうと映画上映会や広報活動を行い、さらには夜間中学増設運動の協力者を得ようと各方面に協力を呼びかけ精力的に活動した。1968 年 11 月に夜間中学廃止反対を訴えるテレビ番組が放映をきっかけに、夜間中学入学希望者 4 人が現れた。当時、大阪市内に彼らを受け入れる夜間中学がなく、1968 年 12 月、神戸市丸山中学校西分校で入学が許可された。大阪市教育委員会は、大阪市から神戸市の夜間中学に通う生徒の存在を知り、このことが、大阪市教育委員会に夜間中学不要論の再考を促す契機を導いた。髙野の働きかけを受けて、大阪教職員組合の運動団体が立ち上がり、それと連携した革新政党が、府議会、市議会で夜間中学について取り上げ、大阪府と大阪市にその開設を要求するようになっていった。1969 年 2 月 5 日、大阪府議会決算委員会で 1969 年度に夜間中学の設置が明言され、大阪府教育委員会から大阪市教育委員会に要請するという形で夜間中学の開設は決まった。大阪教職員組合は、大阪市内に 4 か所（天王寺、なんば、京橋、梅田）の開設を求めていたが、大阪市内 1 校の開設となった。さらに、教員配置の増員（2 人から 8 人へ）を要望するも認められず、その半分の 4 人の配置となった。このように、大阪教職員組合が中心となり、大阪市教職員組合、革新政党と協働しながら、髙野が始めた夜

間中学開設運動を推し進め、その結果、1969 年 6 月 5 日に大阪市立天王寺夜間中学が開設した。入学資格は学齢を超過した義務教育未修了者に限られ、大阪府在住、在勤者であった。

戦後の義務教育制度は、憲法第 26 条「教育を受ける権利」（第 1 項）と「義務教育」（第 2 項）により、すべての人々に教育を受ける機会を保障することを定めている。しかし、現実には、義務教育制度は十全ではなく、家庭の貧困や親の無理解等の理由により、学齢期に義務教育を受けられなかった人々が存在しており、長期間に渡り、学齢超過の義務教育未修了者の数を滞留させてきた。1960 年代以降、それらの人々の教育保障の問題に、新たな光が当てられたのである。大阪の夜間中学増設は、学齢超過の義務教育未修了者の教育保障に取り組む必要性を社会に訴える先駆けと言えるものであった。

第 4 章　大阪の夜間中学の入学希望者急増と教育条件整備の課題

1969 年 6 月 5 日に大阪市立天王寺夜間中学が開設された後、入学希望者が急増し、教員配置、学級編制、施設整備等に様々な課題が生じた。夜間中学運動側と教育行政側が解決策をどのように考え、実行に移そうとしたのかを明らかにすることが本章の目的である。

天王寺夜間中学が開設された当時の入学条件は、「大阪市在住・在勤」であり、他府県に在住でも大阪市内で勤務していれば入学できたが、1976 年度より「在勤」が外れ、他府県からの入学者を受け入れなくなった。大阪府が他府県在住者を夜間中学の入学資格から取り消し、奈良県から大阪府下の夜間中学に通う生徒が排除されたことを契機として、奈良県で、夜間中学増設運動が展開され、奈良市立春日中学校に夜間中学が開設される。本章は、奈良県の夜間中学開設の前提でもある。本章は、1969 年 6 月から 1976 年 10 月までを対象として、大阪府下の夜間中学の教育条件整備の課題に着目し、「夜間中学を育てる会」による増設運動の展開を検討し、そして、大阪府議会、大阪市議会の争点を分析した後、府下の夜間中学から府外在住者を排除するに至るプロセスとその要因を検討する。

第 1 節 大阪府議会における夜間中学問題

第 1 項　入学者希望者数定数超過と学級編制

大阪市立天王寺夜間中学の入学式が挙行された同日 1969 年 6 月 5 日に大阪府議会文教常任委員会が開催されている。この府議会において夜間中学問題の争点となったのは入学希望者が想定以上に多いため、学級編制を再考することであった。ただし、大阪府議会で用いられた生徒数のデータは、6 月 4 日時点、75 人を用いており、実際に入学した 6 月 5 日の入学者数 89 人よりは少ない数値で検討している点には留意が必要である。以下で、夜間中学の学級編制の再考（①学級編制・教員配置、②施設整備費分担）に関する議論を見ていく[164]。天王寺夜間中学の入学予定者は、75 人（1 学年 48 人、2 学年 13 人、3 学年 14 人）であった（同年 6 月 4 日時点）。学級編制は第 1 学年 2 学級、第 2 学年と 3 学年をそれぞれ 1 学級であり、合計 4 学級編制としていた[165]。この 4 学級編制になった経緯を府議会の議論から確認していく。

まず、夜間中学の学級編制と教員配置について質問したのは原田栄（文教常任委員）であった。これに対して、岩田光利（教職員課長）は「1 年生 2 学級、2 年生 1 学級、3 年生 1 学級、合計 4 学級編制とし、それぞれの学級に 1 人の教員を配置する。さらに 1 人の教員を加配予定、時間講師総時間数は 44 時間を予定」[166]と答弁している。

[164] 大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度 5 月定例会大阪府議会常任委員会会議録』第 1 号（1969 年 6 月 5 日）、125～126 頁。

[165] 同上。

[166] 同上。

さらに、原田（文教常任委員）が学級編制基準の根拠を確認している[167]。大倉清（指導二課長）は、「大阪市教育委員会が、天王寺夜間中学校長に命じて学級編制を行った。夜間中学の入学希望者の中には、中学 1 年あるいは中学 2 年までの修了者も含まれるので、学歴、学力の状況を確認し、夜間中学への編入学年を決めている。また、小学校卒業者及び小学校中退者が大部分おり、夜間中学の 1 年生に入学させる」[168]と答弁している。原田（文教常任委員）、岩田教職員課長、大倉指導二課長の質疑応答によれば、夜間中学の学級編制は、学級数 4 とし各学級 1 人の専任教員を配置し、さらに、1 人の専任教員を加配する予定であった。しかし、6 月 5 日の府議会で用いられた資料の生徒数は 6 月 4 日付の数値であり、学年別生徒数は 1 学年 48 人、2 学年 13 人、3 学年 14 人（総数 75 人）であった。この数字は、6 月 5 日の入学者数 89 人より少なく実際の人数とは整合性は取れていなかった。

次に、市議会で効果的な学級規模に関する議論が展開されている。夜間中学の入学者層の学習歴は、小学校中退者から中学校 2 年中退者までおり、学力差があり、年齢層は 10 代から 60 代までと幅広かった。このような学習歴や年齢に差のある生徒にとっての効果的な学級規模について質問したのは原田（文教常任委員）である。原田（文教常任委員）は「学齢を想定した昼間の学級編制と同様では、十分ではない。特殊学級（1 学級 15 人）のような小規模学級編制が必要だ」[169]と提案している。これに対して、大倉（指導第二課長）は「国の学級編制基準は中学校 45 人だが、夜間中学生の実情を考えると、この学級規模では夜間中学生にとって学習面・指導面で効果的ではない。学力差が大きく生じる教科では、20 人〜30 人程度のグループ指導が効果的である」[170]と述べ、15 人編成の特殊学級なみの学級編制でなくとも、20 人〜30 人程度のグループ指導で十分であるとし、1 学級 15 人とする原田の案に同意を示さなかった。さらに、岩田（教職員課長）は、「夜間中学の入学対象は、IQ の低い特殊学級の生徒ではないから、学級編制を特殊学級並みの学級編制にしなくとも 1 学級 48 人で教育効果を得られる」[171]と主張している。これに対し、原田（文教常任委員）は、「IQ を問題にしているのではない。夜間中学生の生活状況を考えると学習以外の面でも、きめ細やかな指導や配慮が必要になる。このため、小規模学級とし、特殊学級並みの教員配置を要望している」[172]と述べた。しかし、

[167] 同上。

[168] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度 5 月定例会大阪府議会常任委員会会議録』第 1 号（1969 年 6 月 5 日）、125〜126 頁。

[169] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度 5 月定例会大阪府議会常任委員会会議録』第 1 号（1969 年 6 月 5 日）、126 頁。

[170] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度 5 月定例会大阪府議会常任委員会会議録』第 1 号（1969 年 6 月 5 日）、127 頁。

[171] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度 5 月定例会大阪府議会常任委員会会議録』第 1 号（1969 年 6 月 5 日）、129 頁。

[172] 同上。

岩田（教職員課長）は「夜間中学の学級担任の持ち時間は、12～13 時間程度であり、これは一般の昼の中学校の教員よりも少ない時間数である。余分な時間に特殊な条件にある生徒の対応をすることは可能と考える」[173]と、原田（文教常任委員）が提案した特別学級並みの教員配置を要望する案には消極的な姿勢を見せ、15 人以下の小規模学級の案は受け入れられなかった。

さらに、夜間中学の施設整備費の分担問題についても原田（文教常任委員）が取り上げ、「大阪市内のみならず、市外の府下から通う生徒もいる。大阪府としても責任があるので施設整備費を大阪府で援助するのか」[174]と質問している。大倉（指導第二課長）は、「大阪市以外から通う生徒が数十人いるのは確かである。しかし、運営費は設置者の大阪市が負担するのが建前である。今のところ、大阪市教育委員会から、大阪府に運営費の援助の申し出がない」[175]と答弁し、大阪市からの申し出がない限り、大阪府は、設備整備費を負担しない姿勢を取っていた。原田（文教常任委員）は「75 人分（天王寺夜間中学中学校入学者数）の内、10 数人分（市外からの通学者）であるのだから、その分は大阪府で負担するべきだと考える」[176]とし、府も財政的負担をするべきと反論し議論は終わっている。

このように、天王寺夜間中学の入学者は、想定していた 30 人を超え 89 人と多くの入学希望者があり学級編制、教員数を再検討する必要性が生じていた。また、夜間中学開設計画で盲点だったのは、義務教育未修了者の学習歴や生活状況の格差を考慮した学級編制の問題であった。この点については、市議会での議論では明確になっていない。夜間中学生の学習歴は、小学校中退者や中学校中退者が含まれ、高齢者も含まれることを考慮すると特殊学級並みの学級編制（15 人 1 学級）が必要であると提案する原田に対して、大阪府教育委員会（岩田教職員課長）は、その案に賛成せず、20 人から 30 人のグループ学習で問題ないとした。実際、1 学年 60 人についても教員配置は 2 人であるから、30 人のクラス編制になっている。また、市外からの入学者が含まれるようになり、設置自治体である大阪市が負担する施設整備費を、府も分担すべきと要望するが、前向きな返答はなく、大阪市のみがそれを負担しなければならない状況になっていた。

第２項　大阪市議会における夜間中学問題―入学者急増と入学保留問題

1969 年 6 月 5 日に天王寺夜間中学が開設された当初から、教室数や教員数が不足しているため、入学保留措置の生徒がいた。さらに、入学保留措置を受けた生徒以外にも、新規で入学希望者が後を立たず、入学希望者は増え続けた。例えば、入学式当日に名古屋から、夜間中学

173 同上。

174 大阪府議会事務局『大阪府議会議録　1969 年度 5 月定例会大阪府議会常任委員会議録」第 1 号（1969 年 6 月 5 日）、130 頁。

175 同上。

176 同上。

の生徒募集の新聞記事を頼りに、駆け付けた生徒が、入学式に参加した記録がある[177]。天王寺夜間中学が開設された当時、名古屋市立東港中学校夜間学級は 1967 年に、同市立天神山中学校夜間学級は 1968 年に廃止されており、名古屋には夜間中学が皆無であった。地元に夜間中学がなく、他府県から大阪府下の夜間中学へ入学する状況が大阪での生徒数を増加させる一因となっていた。各マス・メディアの報道の効果もあり、続々入学者が増え、締切日を延長し、6 月 28 日で募集を締め切るまでには、入学希望者数は 125 人となり、7 月・8 月には学校や教育委員会で受付した者がさらに約 50 人いた。しかし、同年 9 月に入学できたのは、50 人中、わずか 5 人に過ぎず、それ以外は入学保留措置をうけることを余儀なくされた。9 月以降も、入学希望者の問い合わせが続き、入学保留者問題を解決することが喫緊の課題であった。学級編制と教員数の見直し、大阪府・大阪市における設備経費の分担問題への対処策を明確化せずに天王寺夜間中学は、開校され、その後、生徒数が、教員配置、設備施設の限度を超えるまでに増加し続け、入学保留者を発生させる等の混乱を導くことになった[178]。

天王寺夜間中学の生徒数の急増と入学保留問題を 1969 年 11 月 19 日、大阪市議会決算特別委員会（準公営・一般）で取り上げたのは辻昭二郎委員である。辻委員は、「天王寺夜間中学への入学希望者が後を絶たない。理容師、美容師、栄養士、調理師、これに加えて時計士、眼鏡士等、国定の技術者試験を受験する必要がある職種が増えている。これらの試験を受験するには、義務教育を修了する必要がある。しかし、現在の天王寺夜間中学の学級数では収容できない。今後、生徒数はさらに増加する見込みがある。夜間中学の収容数等を増やす考えがあるのか」[179]と質問している。これに対して、中畔教育委員会事務局指導部長は、「現在、天王寺夜間中学は 6 学級を設置している。当初、入学希望者は少ないと予想したが急増傾向にある。現在 1 年生 4 学級、2 年生 1 学級、3 年生 1 学級、6 学級 130 人が在籍し、9 月入学希望者は約 50 人おり収容できないので、来年度まで入学待機させている。現在の天王寺夜間中学の生徒数は 130 人 6 学級であり、これが収容人数の限度である。大阪市内に 1 校増設を検討中である」[180]と答弁している。

[177] 前掲、高野雅夫（1975）『자립』、修羅書房、564 頁。

[178] 天王寺夜間中学は、6 月 5 日の入学式に受付済みの生徒を収容できず待機させなければならない状況だった。翌日 6 月 6 日に、天王寺夜間中学の図書館で、入学待機者問題、教員配置問題等を話し合うための夜間中学対策協議会が開催された。その会場で、天王寺夜間中学生 12 人と高野が、入学待機者の解消を求め、すぐに入学させるよう抗議行動を起こした記録が残っている（高野雅夫（1975）『자립』修羅書房、567～568 頁）。天王寺夜間中学は入学式当日から入学待機を求められた側の生徒に不平等感を与える問題が生じていたが、財政上の都合から学級数増、教員配置増等が遅れすぐには解消されなかった。

[179] 大阪市議会事務局『大阪市議会議会録　昭和 43 年度決算特別委員会（準公営・一般）会議録』第 9 号（1969 年 11 月 19 日）、323 頁。

[180] 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議会録　昭和 43 年度決算特別委員会（準公営・一般）会議録』第 9 号（1969 年 11 月 19 日）、326 頁。

このように、1969 年 6 月 5 日に天王寺夜間中学が開設された後、生徒数は増加し続け、上記の大阪市議会が開催された同年 11 月には 130 人以上となり、収容人数の限度を超えた。そのため、天王寺夜間中学に集中している入学希望者、入学待機者の問題を解決するべく、1970 年 4 月、大阪市立菅南中学校に市内 2 校目の夜間中学が開設（以下、菅南夜間中学）されたものの生徒数の増加は続き、大阪市内 2 校では収容しきれず、夜間中学における教育条件整備の課題は解消されぬままとなった。

第２節　「夜間中学を育てる会」の発足とその活動

1969 年 6 月 5 日に天王寺夜間中学が開設された後、それまでの高野や大阪教職員組合等、外部にあった組織から、夜間中学内部に組織された「夜間中学を育てる会」が運動の中核を担うように変化している。以下では、「夜間中学を育てる会」の発足とその活動について見ていく。

1969 年 6 月 5 日、天王寺夜間中学が発足した。しかし、発足早々、在籍生徒数、入学希望者が増加する一方で、教室不足、教員不足、机、いす、照明等の設備、教科書（小学校用）、教材教具などの教育条件整備が不足していた。さらに、学級数、教員定数、就学援助等、一つ一つ要求しなければならない状況が続いた。1969 年 6 月に天王寺夜間中学が開設されてから凡そ 1 年後の 1970 年 6 月 14 日、「夜間中学を育てる会（以下、育てる会）」が、同校の第 1 回卒業生倉橋健三（34 歳）により天王寺夜間中学（図書館）で発足した[181]。倉橋は、中卒の学歴がなく、職に就いても臨時採用に限られたが、夜間中学卒業と同時に本採用の職に就く。この経験から「ひとりでも多くの義務教育未修了者が、安心して夜間中学に来られるように、又、長欠、除籍といった義務教育未修了者がでないように」と夜間中学の必要性を訴えた。この倉橋の思いに賛同した人々を中心に「育てる会」の発起人会が組織された。この発起人会には、約 40 人が参加し、天王寺夜間中学卒業生、在校生、生徒会一同、大阪府下の夜間中学教諭（岸和田市立岸城夜間中学、大阪市立天王寺夜間中学、同市立菅南夜間中学）教諭が含まれていた。顧問には井口府議、山下市議、事務局員に河野明（夜間中学教員）、岩井好子（夜間中学教員）、倉橋健三がいた。「育てる会」発起人会は、大阪市教育委員会をはじめ、各種民間団体や市民に夜間中学の増設、条件整備の改善を呼びかける活動を展開していく。

ここで、「育てる会」の発起人の一人である天王寺夜間中学第 1 回卒業生豊嶋登を取り上げて、この会の発足と活動に参加する経緯を紹介する。豊嶋は、3 歳の時に腰椎カリエスを発症したが 20 歳で完治している。しかし、小中学校にはほとんど通えず、義務教育未修了者であり、学歴がないことが不安となり、1960 年に定時制高校に進学することを目的に大阪市立天王寺中学校通信制課程に入学する。しかし、レポート課題に取り組む際も教員や同級生がおらず、次第に孤独を感じ中退する。その 10 年後、同通信制課程に再入学するが、1 年後に同校に夜間

[181] 『毎日新聞』「市民をバックに発足 大阪に『夜間中学を育てる会』」（1970 年 9 月 28 日）

中学が併設され入学する。豊嶋は、通信課程に 2 年間在籍したので、1965 年 6 月 5 日に夜間中学の 3 学年に編入した。その入学式で髙野の挨拶を聞いている。髙野の挨拶の言葉一つ一つが、豊嶋の心を揺さぶるものであり、そのことが忘れられず、「育てる会」の活動に加わる事を決意した[182]。「自分の周りにも、様々な理由で学齢期に勉強できなかった人が同級生に多くいた。自分は、天王寺夜間中学を卒業することができたが、全国には義務教育を終えられてない人が多く存在している。髙野が入学式で挨拶したように、自分だけ卒業すればよいというのではなく、多くの義務教育未修了者のために、夜間中学を知ってもらい、学んでもらいたいと思い、同級の倉橋健三と他の賛同者と共に『育てる会』を発足させた」[183]という。このように、多くの義務教育未修了者が学べる夜間中学を育てたいと思う豊嶋のような思いがある人々が賛同して「育てる会」は発足した。

同年 9 月 27 日に「育てる会」の総会が行われた。会員には、役員、会長兼副会長（倉橋健三)、事務局長（河野明・天王寺夜間中学教員)、会計（岩井好子・天王寺夜間中学教員)、幹事（発起人若干人)、顧問（井口正俊府議、山下博義市議)、参与（桑島正二・菅南中学校長、白井重行・天中校長、橋本和雄・岸城中学校長、沢農利勝・今津中校長）が名を連ね会員数 310 人であった[184]。さらに、新たに大阪教職員組合、大阪市教職員組合本部中央支部・天王寺夜間中学分会、婦人民主クラブから多数入会している[185]。このような多様な団体とそのメンバーで「育てる会」は構成され、夜間中学の教育条件整備の充実を求める活動を展開した。

総会では､当面の運動を①数万人もいる府下の義務教育未修了者に夜間中学の存在を知らせ、入学を積極的に勧めること、②夜間中学の充実のため、府・市に働きかけること、③夜間中学の宣伝活動の推進とした[186]。このように、天王寺夜間中学の内部に「育てる会」が発足し、大阪府議、大阪市議と関係を持ち、大阪府下での夜間中学の増設運動を進めた。

1970 年 10 月 12 日「育てる会」は、第 1 回大阪府教育委員会へ陳情を行っている。この陳情書は、井口府議を介して、大阪府教育委員会へ提出された後、大阪府教育委員会会議室で、陳情は行われた｡「育てる会」からは、倉橋会長兼副会長、河野事務局長ら 16 人が出席した[187]。陳情書には以下の 4 点が記されていた。

182 大阪市立天王寺夜間中学第 1 回卒業生豊嶋登氏への筆者インタビューによる（2019 年 2 月 24 日実施)。

183 同上。

184 「夜間中学を育てる会」No2、発行日記載なし。ただし、紙面の見出しに「9 月 27 日会員総会開かる」とあるので、発行日は 1970 年 9 月 27 日の直後だと思われる。

185 「夜間中学を育てる会　経過報告」(1970 年 9 月 27 日)

186 大阪市教職員組合「夜間中学を育てる会発足　義務教育未修了者府下に五万人」『大阪市教組』245 号（1970 年 10 月 15 日）

187 「夜間中学を育てる会」No3、発行日記載なし。ただし、見出しに「大阪府へ陳情 10 月 12 日」とあるので、1970 年 10 月 12 日直後だと思われる。

（1）大阪府長期欠席・児童生徒追跡調査の実施、長欠者、除籍者へ夜間中学への就学支援
（2）次年度の生徒募集への府による広報活動を活発化
（3）府下夜間中学 3 校（天王寺中、菅南中、岸城中）の充実（教員数増、通学費・学習補助費支給)、不就学が多い東大阪市や堺市に夜中を新設
（4）「育てる会」補助金支給[188]。

この陳情書は、1969 年 6 月 5 日に天王寺夜間中学が開校されてから 1 年と数か月での課題である。「育てる会」は、これらの課題をもとに陳情項目を作成している。そして「育てる会」顧問井口府議を介して、大阪府教育委員会に提出し、後の府議会で取り上げられる[189]。

第３節　大阪市議会における夜間中学問題

第１項　大阪市内夜間中学設置計画

1971 年 3 月 2 日、大阪市内における夜間中学の増設配置計画に関わる質疑が「1971 年度大阪市議会定例会常任委員会（文教経済・通常予算)」で取り上げられた。1969 年度に大阪市内南部に天王寺中学、1970 年度に北部の菅南中学それぞれに夜間中学が設置されたものの、その後も、入学希望者数は増加し続け、1971 年 3 月時点で天王寺夜間中学では 6 学級 139 人、菅南夜間中学では 5 学級 76 人（両校合計 11 学級、生徒数 215 人）となり、これ以上の生徒を収容できなくなりつつある状況だった[190]。当初、大阪府、大阪市教育委員会が想定した生徒数 30 人をはるかに上回り、今後の生徒数の増加を見通して、大阪市内での夜間中学設置計画を再検討する必要があった。

「大阪市議会定例会常任委員会（文教経済・通常予算)」で、高垣松雄委員が、この間の生徒数の増加を鑑みて、大阪市内に夜間中学を 2 校設置するだけで十分であるのか、それとも市内に増設すべきかと大阪市側の考えを中畔教育委員会事務局指導部長（以下、中畔指導部長）に

188 「陳情書」「夜間中学を育てる会」代表者　倉橋健三、1970 年 10 月 12 日。

189 1975 年 10 月 17 日「夜間中学を育てる会ニュース No.8」には、「夜間中学を育てる会」と大阪市教育委員会との交渉を伝える以下の記録がある。「育てる会、対府交渉速報：府教委菅谷二課長：9 月 30 日府の取り組みに対して厳しいご指摘をいただいた。設置地教委と協議、内部でも検討した結果、府の財政事情が厳しいので、仰望の抜本的解決には、来年度の当初予算で専任教員の増員（府下、大阪市外の各校)、養護教諭・事務職員の配置について最大の努力をする。当面の入学待機者については、関係諸校に若干の時間講師を増配し、各校の実情に応じたご指導、または教育相談をお願いしたい。」この記録からは、府の財政事情が厳しいため、教員増を速やかに行えないことが見て取れる。

190 大阪市議会事務局『大阪市議会議録 1971 年定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 3 号（1971 年 3 月 2 日)、98 頁。

確認している[191]。中畔指導部長は、大阪市内に 2 校、岸和田市に 1 校あり、大阪府には計 3 校あるので、現在の総生徒数 215 人を生徒の居住地に沿って南、北、中央 3 校に分けると北部に 65 人、南部に 95 人、中央 55 人であると説明した上で、「夜間中学には、昼働き夜に通学するという観点から、交通の便がよいところに設置することを考え、その点において、(大阪市内にある) 天王寺夜間中学と菅南夜間中学に開設したのは適切である[192]。(略) 施設面について、中央部の天王寺中学、菅南中学の (昼間) の生徒数が減少しており、学校施設に空きができるので、教室の確保はできる。将来、大阪市内の 2 校で収容できなくなった場合、東大阪周辺、堺周辺から、大阪市に勤務している生徒が相当数いるので、府教育委員会と相談の上、生徒数の推移をみながら、将来的な設置場所について考える」[193]。と答弁している。

つまり、大阪市側の考えとしては、天王寺夜間中学、菅南夜間中学の 2 校が、市内中心部にあり、交通の便が良く、教室確保もできるので、市内での増設はすぐには予定していないということだろう。東大阪市、堺市から大阪市へ通勤し、仕事が終わった後、天王寺夜間中学や菅南夜間中学で学んでいた生徒が相当数いたが、結局、大阪市内での夜間中学の増設は実現しなかった。この市議会以降も、大阪市内 2 校の生徒数が増加し続け、1972 年 4 月には、堺市立殿馬場中学校、八尾市立八尾中学校、東大阪市立長栄中学校に夜間中学が開設され、翌年 1973 年 4 月に守口市立第三中学校の市外 3 校に夜間中学が開設されたのであった。

第２項　「基礎学級の開講」と「増設・設備費問題」

１．大阪の夜間中学の生徒層の変容と「基礎学級」開講の現状と課題

1973 年頃から大阪府下の夜間中学生が急増していく過程で、生徒数を増加させていた生徒層は、主に、海外からの引揚者・帰国者であった。この生徒層の変容により、日本語、計算などの基礎的学習を目的とする「基礎学級」の設置が、新たな教育条件整備の課題として浮上している。1973 年 3 月 14 日、大阪市議会 (3 月定例常任委員会[文教経済・通常予算]) で夜間中学における生徒層の変容とそれに伴う「基礎学級」の充実に関する議論が展開されている。1972 年 12 月の時点で、大阪市内には、天王寺夜間中学、菅南夜間中学の 2 校あり、天王寺夜間中学は 10 学級 (生徒数は 278 人、専任教諭 14 人)、菅南夜間中学は 8 学級 (生徒数 164 人、専任教諭 12 人) である[194]。この 2 校の生徒数が急増しその中に多くの引揚・帰国者が含まれるようになる。日本語がわからないため、個別指導に近い授業が必要になるが、天王寺夜間中学

[191] 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録 1971 年定例会常任委員会 (文教経済・通常予算) 会議録』第 3 号 (1971 年 3 月 2 日)、99 頁。

[192] 同上。

[193] 同上。

[194] 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1973 年 3 月大阪市議会　定例会常任委員会 (文教経済・通常予算) 会議録』第 3 号 (1973 年 3 月 14 日)、94 頁。

は生徒数 19 人に対して教員配置数 1 人であり、菅南夜間中学が生徒数 13 人に対して教員配置数 1 人である[195]。一斉授業の学級編制と変わらない人数では、個別指導に近い授業を実施するのは不可能であり効果的な授業が出来ない状況であった。大阪市議会では、生徒層に、引揚・帰国者が含まれはじめ、日本語指導等、個別指導などが求められ、一斉授業では難しい状況が生じており、現行の教員配置数が適正か否かについて議論がなされた。大阪府の夜間中学の教員配置は、学級数の約 1.5 倍である。これは、昼の中学校の教員配置数の学級数の 1.36 倍を上回っている基準である[196]。一見すると、昼の中学校よりも夜間中学の方が、教員定数が多く充実した教育環境であるように見えるが、それぞれの生徒のおかれている状況が複雑であることから、特別な配慮ができるよう辻渡委員が以下の質問をしている。辻渡委員は、夜間中学生の場合、15～70 歳と年齢層が幅広いことのみならず、小学校未修了者や、身体障がい者、引揚者・帰国者等、様々なニーズを抱えた生徒がいる。そのために、一斉授業のみの指導は難しい状況にある。そこで、中学校教育に入る前に、基礎学力を身に着ける学級を編制する必要があると考え、その学級を運営する教員を増員する必要があるのではないかと質問している[197]。これに対して、玉置教育委員会事務局指導部指導第 2 課長（以下、玉木指導部課長）が、限られた教員数でも既に学力に合わせたクラス編制を行い実施していると答弁した。

しかし、辻渡委員は、現実には、教員数が少なく、従来あるクラス編制を解体して授業を行わざるを得ない状況にあることを説明し「皆さんが（教員の増員を）しないので、引揚者や小学校未就学の生徒に基礎学力保障をするため、泣き泣き先生が工夫して本来の学級編制の体系をくずしてやっている。中学校の教育内容に入る前に、基礎を学べる学級を編制できないか」[198]と主張した。さらに、辻渡委員は、菅南夜間中学、天王寺夜間中学には、引揚者は 20 人（中国、韓国、ブラジル）がいる。引揚者の基礎教育保障は、国の引揚センターでの対応も考えられるが、夜間中学で特別学級を編制し対応できるのではないか」[199]とも提案している。しかし、玉置指導部課長は、夜間中学に小学校用教科書を導入しており、基礎的な学習は可能であると答弁するに留まり、基礎学級編制をするために教員を増員するとは明言しなかった。結果、この状況を改善するために、後述するように、1973 年に 4 月に大阪市立文の里中学校が開設され、大阪市内の夜間中学は 3 校となった。

ここで、1973 年 3 月 14 日、大阪市議会で議論された「基礎学級」の実態をみていく。1974 年 11 月「育てる会」が実施した「大阪府下の夜間中学『基礎学級』生徒の実態調査」がある

[195] 同上。

[196] 同上。

[197] 同上。

[198] 同上。

[199] 前掲、前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1973 年 3 月大阪市議会　定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 3 号（1973 年 3 月 14 日）、96 頁。

（表４―１）。この表によれば、1974 年 11 月の時点での大阪府下にある夜間中学の学校数は、8 校（天王寺、菅南、文の里、殿馬場、岸城、守口三、長栄、八尾）である。全生徒の平均年齢は 30 代から 40 代である。11 月の時点では、すべての学校に「基礎学級」が開設されている。すべての学校に一定数の外国人生徒が含まれており、最も多いのが天王寺であり全生徒数 346 人中 178 人（51.4%）である。また、全生徒数に対する外国人割合は長栄（全生徒数 167 人中、88 人、52.6%）が最高であり 5 割以上を外国人が占めた。

「基礎学級」の生徒数は 8 人から 80 人までと幅広い。「基礎学級」の人数（全生徒数に対する割合）は、最小で岸城中 8 人（14%）から最大で文の里中 80 人（64%）までと学校間で差がある。「基礎学級」の平均年齢は、40 代から 50 代であり、全生徒の平均年齢よりも高めである。また、男性よりも女性が多い。

「基礎学級」の授業時間数を見ると、10 教科（国語・数学・社会・理科・英語・音楽・美術・技術・体育・特別活動）の内、国語と数学に多くの時数を割いている。例えば、天王寺夜間中学では、「基礎学級」の生徒 70 人を 2 学級で編制（イ・ロ）している。「イ」のクラスが、多くの時間を当てるのは国語（9 時間）、数学（8 時間）であり、社会、理科、英語、音楽、美術、技術の授業は全くなく、体育 1 時間、自習時間 5 時間となっている。「基礎学級」では、生徒数、担当教員数、教員の受け持ち時間数は、各学校によりかなり差がある。例えば、岸城夜間中学では、生徒数は 8 人であり、国語の時数 7 時間を教員 2 人が担当している（1 人当たりの平均受持ち 3.5 時間）。数学は 6 時間を教員 2 人（1 人当たりの平均受持ち 3 時間）で担当している。これに対して、文の里夜間中学は、生徒数は 80 人であり、国語を進度別 2 クラス（A グループ：13 時間、B グループ：9 時間）に分け、A グループは教員 2 人（1 人当たりの平均受持ち 6.5 時間）、B グループは教員 1 人（1 人当たりの平均受持ち 9 時間）で担当している。数学も進度別に 2 クラス（A、B グループ）の両方 6 時間とし、A グループは教員 2 人（1 人当たりの平均受持ち 3 時間）、B グループは 1 人（1 人当たりの平均受持ち 6 時間）である。このように、基礎学級の生徒数が多い学校はグループ学習で対応している。1974 年入学者数をみると、天王寺夜間中学は入学者数 130 人内、外国人は 79 人（60.7%）と 6 割以上と半数以上を占めるようになっている。

このように、引揚者、外国人が生徒層に含まれ、大阪府下の夜間中学 8 校すべてに「基礎学級」が設置されている。1969 年 6 月に天王寺夜間中学が開設された際、学級編制計画では 15 人の生徒に対して 1 人の教員配置としていたが、中には、天王寺夜間中学のように、「基礎学級」の生徒数 70 人を 2 学級で編制している夜間中学もあり、1 学級 35 人編制という異常な事態であった。その他の学校も、生徒数に対して、教員数は不足しており、教育課程や学級編制を、細分化して「基礎学級」を作っている。国語、数学などの科目は特に一斉授業が難しく、個別の授業をする必要が生じており、授業準備、授業実施、生徒の母語を理解するなどの問題を考慮すると教員 1 人当たりの負担が増大したことが考えられる。

表４－1 大阪府下夜間中学「基礎学級」生徒の実態調査

（夜間中学を育てる会調査　調査日：1974 年 11 月）

（ ）外国人

	全生徒数		基礎学級					授業時間数										担当教員（時間数）		1974 年度入学生徒			授業形態	
	数（人）	平均年齢	男	女	計	%	平均年齢	国	数	社	理	英	音	美	技	体	特	自	国	数	生徒数	小学未修了	不就学	
天王寺	346(178)	38才	イ 2 ロ 3	48 17	70	20	52.6	イ 9 ロ 6	8 6	0 3	0 2	0 2	0 1	0 1	0 1	1 1	1 1	5	3人－6 2人－3	3人－6 2人－3	130(79)	80(69)	56(52)	学年各進度別クラス
殿馬場	119(31)	37才	A 1 B 3	11 7	22	19	A 48 B 42	5	5	2	2	2	1	2	2	1	2		1人－5	1人－5	31(10)	4(0)	10(10)	無学年
文ノ里	125(70)	45才	16	64	80	64	56	A 13 B 9	6 6	0 2	0 1	0 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1		2人－4 1人－9	2人－2 1人－4	58(42)	44(40)	40(38)	無学年
岸城	58(10)	37才	0	8	8	14	48	7	6	2	2	2	1	1	1	1	1		2人－7	2人－6	30(15)	9(9)	15(13)	無学年
守口三	40(8)	35才	8	12	20	48	32	8	6	2	2	0	1	1	1	1	2		2人－7 1人－1	4人－6	17(4)	4(2)	2(2)	無学年
菅南	222(54)	39.4才			34	15	52	8 12	8 4	2 2	0 0	0 0	1 1	1 1	1 1	1 1	2 2		2人－8 2人－8 1人－4	2人－8 1人－4	97(34)	52(32)	34(29)	学年各進度別クラス
長栄	167(88)	48才		A 17 B 25	42	25	51	A 12 B 14	6 4	0	0	0	1	1	1	1	1	1	A 1人－12 B 3人－14	A 1人－6 B 1人－4	70(62)	59(57)	36(36)	無学年
八尾	70(28)	42才	4 5	18 16	43	61	48.5 41.2	9	7	2	1	0	1	1	1	1	1		2人－7 1人－3 1人－6 1人－2 1人－4	2人－7 2人－5	32(18)	24(18)	16(15)	無学年

出典：夜間中学を育てる会「大阪に夜間中学増設の要望書」（1974 年）別添資料より掲載した。

２．大阪市内の夜間中学の増設と施設整備不備の問題

1971 年 3 月 2 日の大阪市議会の時点では、大阪市では、2 校（天王寺夜間中学、菅南夜間中学）以上、新設する予定はないとしたが、その後も生徒数が急増し続け、大阪市内 2 校では収容できなかった。この状況を改善するために、大阪市は、1973 年 4 月に大阪市立文の里中学校に大阪市内 3 校目の夜間中学の増設を決めた。しかし、開設の準備に、十分な時間や費用をかけられない様子が 1973 年 3 月 14 日に開催された大阪市議会定例会常任委員会（文教経済・通算予算)」での議論から窺える。

夜間中学を新設予定の大阪市立文の里中学校の設備整備問題を質問したのは辻渡委員であった。辻渡委員は、「大阪市立文の里中学校に 4 学級の夜間中学を設置する予定である。教室は、校舎の一番奥の教室であり、阪和線が直ぐ側を通る 3 階 2 教室、2 階 2 教室である。これらの教室は、昼間の授業では騒音問題のためか今日まで使用されていない。さらに廊下の天井が穴

だらけである。夜間中学を設置する教室が騒音問題を抱えていること、廊下の天井の修繕が間に合っていない等、理由を総合的に聞かせてほしい」[200]と質問している。

これに対して、保地教育委員会事務局総務部整備課長（以下、保地整備課長）が「設置場所、受入数、夜間中学を設置する学校を決めるのに時間を要したが、最終的に大阪市立文の里中学に決定した。校舎は、昼の中学校で使用しているので、夜間で使用する教室について協議をする必要があり、その結果、総合的に判断し、一番端の上階なら昼間に支障はないと判断し、夜間中学の設置場所が決定した。文の里に決定してから日が浅く、廊下の天井を修復する時間がとれなかった」[201]と夜間中学を開設する中学校の決定が遅れ、それに伴い夜間中学の教室の準備も遅れ、修繕が間に合わなかったと答弁している。さらに、文の里中学校の夜間中学の騒音問題は、2 年後の 1975 年 3 月にも議論が続けられている。辻渡委員は「夜間中学で使用する教室の近くに阪和線がある。前回、電車の騒音のために勉強に支障が出ていると伝えた。ところが、今回、学校を訪問すると防音設備を設置していない。この点、保地氏、答えられますか」[202]と質問している。保地整備課長は「騒音調査の結果は、窓を閉鎖した際、中央値が 47 ホンで、学校での学習には支障がないほど低いのですが、阪和線の電車が通過した際、騒音は問題があるので防音対策をする必要があるので検討する」[203]と答弁するが、防音設備を設置するとは明言していない。

このように、大阪市は、応急的に夜間中学を付設する中学校を探すが、中学校側の同意を得るのに時間がかかることや施設整備費に十分な予算が当てられないなどの財政難も重なり窮地に追い込まれていたと思われる。さらに、生徒層に引揚者、外国籍の人々などが含まれるようになり、限られた教員数で変則的な学級編制をせざるを得ない状況が生まれる等、夜間中学が抱える課題は複雑化する傾向にあった。だが、大阪府、大阪市は、既存の夜間中学に対して、教員を加配する等の措置が急を要するとは捉えていない状況であった。

第３項　大阪府下の夜間中学生の居住地

1974 年 11 月に「育てる会」は、大阪府下の夜間中学の現状を把握しようと調査を実施している。大阪府下にある夜間中学にどの地域から通っているのかを調査する「大阪府下夜間中学生居住地調査」と、大阪市内に在住する生徒が、市内・市外どちらの夜間中学に通っているの

[200] 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1973 年 3 月大阪市議会　定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 3 号（1973 年 3 月 14 日）、91 頁。

[201] 同上。

[202] 前掲、大阪市議会事務局 『大阪市議会録　会議録　定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 4 号（1975 年 3 月 6 日）、152 頁。

[203] 同上。

かを調査する「大阪市内在住生徒の在籍校調査」を実施している。この調査により、大阪府内、大阪市内に通う生徒の居住地が明確に把握できるようになった（表 4―2）。

表４－２大阪府下夜間中学生生徒居住地調査

（夜間中学を育てる会調査、調査日 1974 年 11 月）

居住地	夜間中学生徒数								
茨木	2		2						
高槻	4		4						
吹田	10	1	9						
豊中	9	1	7				1		
摂津	3		3						
枚方	2	2							
交野	2		1						1
寝屋川	18	2	9						7
四条畷	9		7						2
大東	4		1				1		2
内真	9		2						7
守口	10								10
大阪	578	308	135	91	0	2	31	9	2
東大阪	160	10	4	2			130	14	
八尾	54	4	1	3			3	43	
相原	6	1		5					
藤井寺	5		5						
羽曳野	3	2		1					
松原	8	3	3						2
富田林	2	1	1						
挟山									
堺	111	3		4		103			1
河内長野	6								6
和泉	2	2			2				
高石	1				1				
泉大津	6				6				
南河内	2			1	1				
忠岡	4				4				
岸和田	26	1			25				
貝塚	8	1		1	6				
阪南									
泉佐野	4				4				
泉南	3				3				
府下	1,071	342	194	108	52	105	166	66	40
府外	43	6	31	0	3	0	0	1	2
市/夜中	合計	天王寺	菅南	文ノ里	岸城	殿馬場	長栄	八尾	守口
設置自治体		大阪市			岸和田市	堺市	東大阪市	八尾市	守口市
在籍数	1,114	348	225	125	55	105	166	66	42

備考：府外とは、神戸、京都、奈良、和歌山、芦屋、川西、尼崎、西宮である。

出典：夜間中学を育てる会「大阪に夜間中学増設の要望書」（1974 年）別添資料より掲載した。

まず、「大阪府下夜間中学生居住地調査」（表４－２）によれば、1974 年大阪府下の夜間中学設置市と校数は、大阪市 3 校（天王寺夜間中・菅南夜間中・文の里夜間中）、岸和田市 1 校（岸城夜間中）、堺市 1 校（殿馬場夜間中）、東大阪市 1 校（長栄夜間中）、八尾市 1 校（八尾夜間中）、守口市 1 校（守口夜間中）であり、大阪府下には 8 校（6 市）である。

在籍総数は 1,114 人（府下 1,071 人[96.1%]、府外 43 人[3.8%]）であった。この内、大阪府外から府下の夜間中学へ通う生徒数は 43 人と一定数いる。府外とは、神戸、京都、奈良、和歌山、芦屋、川西、尼崎、西宮であり、これら府外から、大阪市（天王寺夜間中 6 人・菅南夜間中 31 人）、岸和田市（岸城夜間中 3 人）、八尾市（八尾夜間中 1 人）、守口市（守口夜間中 2 人）へ通学していた。中でも、菅南中は府外から通う生徒を多く受け入れていた（在籍数 225 人中、31 人）、一方で、文の里中、殿馬場中、長栄中には府外から通う生徒は皆無であった。このように、大阪府下にある夜間中学には、府内ではなく、府外からも一定数の生徒が通っていたことが分かる。

次に、「大阪市内在住生徒の在籍校調査」（表４－３）で、大阪市内在住の生徒総数と在籍校生徒数を確認する。表４－３によれば、1974 年の大阪市在住の生徒総数は 578 人である。その内、大阪市内の夜間中学に在籍しているのは、534 人（生徒総数 92.4%）である。市内の夜間中学に通う大阪市内在住生徒は 9 割以上である。

表 4－3 大阪市内在住生徒の在籍校調査（夜間中学を育てる会調査、調査日 1974 年 11 月）

居住地	生徒数								
東淀川	21		21						
旭	10		10						
都島	15		15						
福島	4		4						
此花	10	5	5						
大淀	11		11						
西淀川	12	1	7	4					
大正	31	25	5	1					
港	12	8	2	2					
浪速	18	15	1	1	1				
北	21		21						
南	6	4	2						
西	1		1						
東	5	2	3						
城東（鶴見）	37	16	19					2	
東成	57	53	1	1			2		
生野	156	97	1	24	1	31	2		
天王寺	16	15	1						
あべの	20	3	1	16					
西成	14	12	2						
住吉（住江）	77	30		42			5		
東住吉（平野）	24	22	2						
区 ／ 夜中	合計	天王寺	菅南	文の里	殿馬場	長栄	八尾	守口	岸城
		大阪市			堺市	東大阪市	八尾市	守口市	岸和田市
市内在住生徒	578	308	135	91	2	31	9	2	0

出典：夜間中学を育てる会「大阪での夜間中学増設の要望」、1974 年

一方、市内在住生徒が、市外夜間中学に通学しているのは、44 人（堺市 2 人、東大阪市 31 人、八尾市 9 人、守口市 2 人、岸和田市 0 人）である。特に、大阪市に在住しながら、東大阪市立長栄中学校に通っている生徒は 31 人（長栄中生徒総数の 70.4%）であった。この時期、大阪府下にある夜間中学は、神戸、京都、奈良、和歌山、芦屋、尼崎、西宮の府外から通う夜間中学生により一定割合占められており、大阪市内に在住の生徒が、大阪市外の夜間中学へ通わざるを得ない状況があった。大阪府下の夜間中学の入学条件は「在住・在勤」としており、必ずしも、大阪府内、大阪市内に居住している必要はなかったためである。

第 4 項「夜間中学を育てる会」要望書―「基礎学級の充実」と「夜間中学増設」

1974 年 11 月に「大阪府下夜間中学生居住地調査」及び、「大阪市内在住生徒の在籍校調査」と同時に、「大阪府下の夜間中学『基礎学級』生徒の実態調査」を実施した「育てる会」は、大阪市教育委員会宛に「大阪での夜間中学増設の要望書」を作成している。要望は 2 つあり、まず、「夜間中学生の実態に鑑み小学校課程の学級（仮称―予科課程）を設置し、教育効果を上げるために必要な教職員を配置されたい」が挙げられている。この要望が出された理由には、1.小学校未修了者（特に、低学年）、不就学者が増加傾向にあること、2.各校では、限定された教職員定数の中で、特別学級を編制し（基礎学級）教育活動を行っていること（表４－１）。3.学齢期に不就学のため義務教育未修了者となった生徒が基礎学級には 33%もおり、非識字者、数字を読めない者がほとんどであること。生徒は様々な病歴がある高年齢者（平均 47 歳）であり、手厚い配慮が必要であること、をあげている。これらの問題を改善するために、①学級編制基準 10 人程度、②1 学級複数担任制導入、③教諭は小学校教員免許状所有者を採用、④養護教員の必置 を要望している。次に「育てる会」が要望したのは、「夜間中学をさらに増設されたい。特に大阪市内については、 2 校以上増設されたい」ということである。具体的には「夜間中学生の分布を考え、大阪市内では、生野、東成、住吉、城東に少なくとも 2 校以上、大阪府下では、北部、東部に必要 」だとし、府下、市内の未設置区に夜間中学開設を求めている。これら「育てる会」から出された 2 つの要望は、1975 年 3 月に開催される大阪市議会の夜間中学問題に関する議論の柱になった。

1975 年 3 月 6 日、大阪市議会（定例常任委員会：文教・通常予算）が開催された。この議会で夜間中学問題の争点になったのは、「基礎学級」の条件整備の充実と夜間中学の増設計画であった。1975 年 3 月当時は、大阪市内には 3 校の夜間中学（天王寺、菅南、文の里）が設置されていた。各学校の生徒数、学級数、教員数は、開設当初から比べると学校間に差はあるが増加傾向にある。特に、生徒数の増加をみると、例えば、天王寺夜間中学は 1969 年 6 月 5 日に開設され、当時生徒数は 129 人（学級数 4・教員数 4）であるが、1975 年には生徒数 347 人（学級数 10・教員数 16）と生徒数は 3 倍弱も増加した。また、菅南夜間中学は 1970 年 4 月 8 日に開設され、生徒数 76 人（学級数 5・教員数 7）だが、1975 年の生徒数では 222 人（学級数 8・教

員数 14）と生徒数は約 3 倍に増加した。そして、文の里夜間中学は、1973 年 4 月 8 日に開設され、生徒数 73 人（学級数 4・教員数 6）だが、1975 年には、125 人（学級数 5・教員数 9）へと増加している[204]。大阪市内の夜間中学での長欠生徒が出現しはじめ、原級留置者が約 60 人いた。3 校の夜間中学生の平均年齢は、大体 40.8 歳（15 歳から 70 歳）である。（玉置教育委員会事務局指導部長答弁）。

1975 年 3 月の大阪市内の夜間中学の現況を確認した上で、大阪市内での夜間中学増設計画の見通しを質問したのは辻渡委員である。ある公聴会で生野区、東成区で夜間中学の新設を求めた住民の要望を聞く機会があり、「市内に夜間中学を増設してほしい。特に、東成区から 50 人も通っているので、東成区に夜間中学を設置してほしい。生徒数の増加傾向が続く状況に対応するため、夜間中学設置を前向きに考えているのか、そうであれば、開設時期はいつか」[205]と質問した。これに対して、玉置教育委員会事務局指導部長（以下、玉木指導部等）は、「現在、夜間中学が設置されている天王寺、菅南、文の里は、非常に交通の便が良い場所にあり、市内のみならず、他府県、府下から通っている。菅南中には兵庫県から通学してる夜間中学生がいる程である（略）大阪市以外にも、府下に夜間中学は必要であると思う。府外・市外からの通学者に関しては府教委に話をしている。また、夜間中学生が非常に増加しており、引揚帰国者等も含まれる。基礎学級で受け入れている引揚帰国者への対応は国が管轄する引揚センターへ、外へもお願いしている」[206]、「（市内で）すぐに新設は考えていない」[207]と答弁しており、大阪市内に夜間中学を増設するとは明言しなかった。この時点では、菅南夜間中学に兵庫県から通学している夜間中学生の事例をあげているが、他府県、府下からの入学者を受け入れることについては問題にしていない。ただし、引揚・帰国者の基礎教育の問題は、夜間中学の「基礎学級」を充実させるという方向性ではなく、「外の機関にもお願い」しているとある。これ以上、夜間中学の「基礎学級」での受け入れには限界があり、国が管轄する引揚センターへ依頼するというこれまでにはない方針を示している。

ここで、表 4－4 によって、上記の市議会が開かれた同じ年の 1975 年 10 月の天王寺夜間中学の就学状況を見てみよう。引揚者の数は、生徒総数 440 人中 22 人いる。その内訳は、中国 12 人、ブラジル 7 人、朝鮮 2 人、フィリピン 1 人となっている。天王寺夜間中学では、在日朝鮮韓国人が 259 人と生徒数の半分以上を占める。

[204] 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1975 年定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 4 号（1975 年 3 月 6 日）、150 頁。

[205] 同上。

[206] 同上。

[207] 前掲、大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1975 年定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 4 号（1975 年 3 月 6 日）、151 頁。

このような状況に、辻渡委員は、引揚者への学習指導上での配慮について質問している[208]。

これに対し、玉置指導部長は「現在、夜間中学では主に国語と算数の基礎学級を開講している。特に 1973 年度に菅南夜間中学と天王寺夜間中学には、ブラジル、アルゼンチン、ペルーからの引揚者が多く、基礎学級には、スペイン語が話せる講師を招き授業をしている。海外からの引揚者問題は、大阪市ではなく、国が対応すべき問題であると考え、文部省、厚生省、外務省に引揚げセンター等を開講し対応するよう求めている」[209]と答弁しており、基礎学級の充実のために教員を増員する方針を示していない。そこで、辻渡委員は、「育てる会」の要望の一つである小学校教員（国語）の配置を提案した[210]。玉置指導部長は、「基礎学級には、小学校の学習内容を求めている人が多いので、小学校教員を配置し、基礎学級の一層の充実が必要である。ただし、小学校教員の配置は、府との協議が必要である。夜間中学の要望に応えるよう努力する」[211]と答弁している。このように「育てる会」からの要望 2 点、「夜間中学に小学校課程の学級の設置と教職員の加配」、「大阪市内に 2 校以上増設」に関して、辻渡議員を介して大阪市議会で大阪市教育委員会と質疑が交わされた。結果としては、小学校課程の学習ができる「基礎学級」に関しては、基礎的な読み書き、計算ができない生徒の実情を鑑みて、小学校の教員配置を検討するとの回答を得ている。また、夜間中学の未設置区に増設することについては、市内 3 校（天王寺、菅南、文の里）は交通の便がいいので、これ以上の増設方針はなかったことが窺える。その一方で、大阪市外では、1975 年 4 月豊中市立第四中学校に夜間中学が新たに開設されており、大阪市外の各地で夜間中学の設置が進んだ。

表４－４大阪市立天王寺夜間中学就学状況

（1975 年 10 月 1 日現在）

在籍	男	122
	女	318
	合計	440
年齢構成	15～30	93
	31～40	53
	41～50	93
	50才以上	201
入学時の学習歴	0	217
	1～2	30
	3～4	44
	5～6	71
	7～	78
外国人	在日韓国朝鮮人	259
	中国	13
	合計	272
引揚者	朝鮮人	2
	中国	12
	ブラジル	7
	フィリピン	1
	合計	22

出典：全国夜間中学校研究会（1975）

『全夜中研大会資料』91 頁

[208] 前掲、1 大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1975 年定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 4 号（1975 年 3 月 6 日）、48 頁。

[209] 大阪市議会事務局『大阪市議会議録　1975 年定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 4 号（1975 年 3 月 6 日）、149 頁。

[210] 同上。

[211] 同上。

第 4 節　大阪市教職員組合と「夜間中学を育てる会」による夜間中学増設運動

第 1 項　大阪市教職員組合天王寺夜間中学分会から見える教育条件整備の課題

1974 年 11 月に「育てる会」から大阪市教育委員会宛てに要望書が出され、1975 年 3 月 6 日に大阪市議会で争点になったのは、大阪市内での「夜間中学増設」、「基礎学級の条件整備」である。しかし、それぞれの要望がすぐさま実現されるわけではなかった。その後も、引揚・帰国者、小学校未就学者の生徒数は増加し、「基礎学級」には 1 学級当たりの生徒数が 30 人以上となる学校もあり、限られた人数の教員が通常の教育課程や学級編制を細分化し「基礎学級」として再編して対応している状況が続いた。

このような夜間中学の運営状況の改善を求めて、1975 年 9 月に大阪市教職員組合夜間中学分会、及び天王寺夜間中学教職員は、大阪市教育委員会教育委員長庄野英二に要望書を提出している。この要望書は、天王寺夜間中学の教育条件整備の改善を求めたものであり、天王寺夜間中学中学校長、菅南夜間中学校長、文の里夜間中学校長の要望書に基づき作成された[212]。要望事項は以下の 7 項目であった。

一、　早急に、大阪市内にさらに数校の中学校夜間学級を開設されたい。
二、　中学校夜間学級一校あたりの生徒数を百人程度になるように措置されたい。
三、　基礎的な教育を必要とする生徒たちを指導する特別な措置を講ぜられたい。
四、　学級規模を二十人程度にするか、複数の指導の体制を確立されたい。
五、　生徒指導主事、事務職員を増員されたい。
六、　当面の対策として、受付保留生徒の識字学級的指導のため、早急に時間講師を配当されたい。
七、　給食を充実されたい。

この要望書には、別紙がついており、「一、天王寺夜間中学の現状、二、本校の課題」について、次のように記載されている。まず、「一、天王寺夜間中学の現状」では、「(1) 大阪市立天王寺夜間中学の 1975 年 9 月時点での在籍生徒数は 438 人で、この生徒の収容には普通教室を間仕切りする等、施設の限度いっぱいに使用して 12 学級を編制している。(2) 1 学級の平均在籍数は 36.5 人になるが、基礎学級（本年度より府教委から認められた）においては、学級平均 42 人になり、収容度、指導的見地から見ても、異常な状態を呈している。(3) 従って入学希望者を受けいれることができない状況で、今年 4 月 14 日以降の入学希望者は、受付を保留しているが、現在その数は、46 人にも達している。(4) 受付保留生徒については、応急措置として、

[212] 大阪市教職員組合天王寺中学校夜間学級分会、教職員一同「大阪市教育委員会　委員長　庄野英二宛　要望書」(1975 年 9 月)

週一回ずつ三時間、二班にわけて、識字学級的な指導をしている（中学校の応接室を借用)。しかし、部屋の規模から 10 人前後が限度で、止むを得ず識字学級的な指導を全然放置した生徒が 20 数人に達している。この識字学級の指導には、主事および同和教育主担当をかねた副主事が担当しているため､学校の正常な運営にも支障をきたすおそれがある」と記載されている。さらに、「二、本校の課題」では、以下の 2 つの課題が示されている。

（1）生きる権利としての最低の学習条件を満たそうとする入学希望者の受付を、保留せざるを得ないということは、学習権の保障を主旨とする本校夜間学級にとつて重大な問題である。潜在入学希望者が多数あることをあわせ考えるとき、夜間学級の増設が、本校のかかえる緊急、なお且つ根本的な課題であり要求である。
（2）新入生の実態は、71.5%が在日朝鮮人であり平均年齢四十才強の婦人である。このため、学習指導の場においても言葉の障害、欠席者の指導、進度のばらつき等、諸々の困難点が生じ、複数指導制をとつているものの、生徒の要望に十分こたえられることができない。そのため、欠席者から、さらに退学へと繋がっていく原因にもなっている。生徒の多様な要望にこたえ、個人指導を重点にして脱落者を防いでいくためには、教員を十二分に増やすこと以外には方法はなく、教員を増員して教育指導の強化を推進していく必要がある。

上記の天王寺夜間中学の現状をみると、入学保留者がいるという異常な状態は改善されていない[213]。さらに、新入生は約 7 割が在日朝鮮人で、平均年齢 40 歳強の女性である[214]。日本人の入学者が大幅に減り、在日朝鮮人が急増し生徒層が変容していた。

このように、生徒数自体が急増しているが、その内実は、在日朝鮮人の増加があり、従来の日本語による一斉授業が困難である状況が続いており、市内に夜間中学の増設と教員の増員を求めたがこの要望は実現されることはなかった。その後も生徒数が爆発的に増加し続け、夜間中学の収容数が限界にきているにも関わらず、改善策を講じない教育行政に対して憤りを隠せない心情をもちつつ、夜間中学の教員、大阪教職員組合、大阪市教職員組合、「育てる会」は夜間中学の運動を続けた。

第２項「夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての公開質問書」

1975 年 9 月に大阪市教職員組合夜間学級分会と天王寺夜間中学教職員が大阪市教育委員会宛てに要望書を出した後も、大阪府下の夜間中学の入学希望者が爆発的に増加し続けた。既存

213 同上。
214 同上。

の夜間中学の条件整備（教員不足、施設整備問題）が追い付かず、大阪府・大阪市は入学希望者を収容できず待機させる「入学保留措置」を取り続けた。夜間中学の教育条件（増設・教員増員）の改善を求めて、「育てる会」は、大阪府教育委員会に要望書を提出し交渉している。その様子を 1976 年 2 月 29 日付の『朝日新聞』が「夜間中学の新増設を　府へ『育てる会』が要望」という見出しで次のように報じられている。

「夜間中学の教員、卒業生らで組織する「育てる会」の河野明事務局長らが 18 日、府庁を訪れ、黒田知事と府教委幹部に、夜間中学の増設、学級増などを要望した。これに対し、府側は『新年度は財政難から新増設は無理。入学希望者が増えれば、関係市教委と話し合い、既設校の学級増で対応したい』と答えた。この回答に、河野事務局長らは『新年度、希望者が全員入学できない事態が起こるかもしれない』と強い不満を見せている。『育てる会』によると、44 年に天王寺中学に初めて開校された夜間中学は現在、大阪市内 3 校、衛星都市 6 校の計 9 校（51 学級）に増え約 1,400 人が学んでいる。しかし、入学希望者に比べて学校の増え方は鈍く、このために学級定員も当初の 15 人から最近は 35 人にふくれ、中には 1 学級 60 人収容している学校がある。しかも、今春は入学希望者が 400～500 人増えると予想されると言っている」[215]

この当時、大阪市内の夜間中学の中には 1 学級 60 人を収容せざるを得ない異常な状況になっており、さらには、新年度の入学者も増加傾向にあり、既存の学校数では、入学者を入学保留にする事態が起こることが予想された。それにも関わらず、大阪府は、財政難から新設は無理であると判断した。この大阪府側の発言を発端として 1976 年 3 月 10 日、「育てる会」（代表井口正俊）は、大阪府知事黒田了一及び大阪府教育委員会中畔肇に対して、「夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての公開質問書」（以下、公開質問書）を提出した[216]。

公開質問書の前書きには、質問の趣旨を明確にするための前提として、夜間中学は、学齢期に貧困のため就学機会を失った者、身体障害のために就学猶予・免除を受けた者、戦前の日本の朝鮮侵略の結果、文字や言葉を奪われ、未就学である在日朝鮮人の学習の場として設置された公的に保障されるべき義務教育の学校であることを確認しつつ、公開質問書を出すに至る経緯とその理由が以下のように示されている。

「これまで『夜間中学を育てる会』はこのような義務教育未修了者が夜間中学の教育の場を通して、奪われた学習権、生活権をとりもどしていくための運動として、大阪府ならびに市町

[215] 『朝日新聞』「夜間中学の新増設を　府へ『育てる会』が要望」（1976 年 2 月 29 日）

[216] 夜間中学を育てる会（代表井口正俊）「夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての公開質問書」（1976 年 3 月 10 日）

村の行政当局に対し、その教育条件の保障を求めて、交渉してきたが、最近、大阪府・大阪市教育委員会は、夜間中学に学ぶ生徒や、「育てる会」に結集する市民のねがいや要求に応えず、夜間中学に対する姿勢を後退させ、さらに、1975 年度には、教育委員会は、義務教育である夜間中学において、入学希望者に対して、一部の入学保留という行政措置を取りました」[217]さらに、「この措置に対し、わたしたちは、義務教育において入学保留はあり得ないとの立場で、教育委員会の姿勢に憤りをこめて抗議し、この措置の撤回と、受け入れのための教育条件の拡充・整備を要請してきました。1976 年度の予算編制にあたって、現在の夜間中学の教育設備・施設では、激増する入学希望者の学習が不可能であり、当面の緊急の措置として、大阪市内に増設一校、また、現在の府下各学校への増学級ならびにそれにともなう諸条件の整備について十分配慮されるように強く要請してきました。しかし、現段階に至っても大阪府、大阪府教育委員会は、私たちの要請を、一切無視した態度で、わたしたちに対応しています」[218]とあり、1975 年から夜間中学での入学保留行政措置をとった大阪府に対して抗議し、公開質問書を提出し話し合いの上、回答するよう要請した。

「夜間中学を育てる会」から提出された公開質問は、以下の 4 項目である。(1) 教育委員会は、夜間中学を「福祉的教育行政」だと認識していることを私たちは受け入れられない。(2) 入学保留者の問題は一部しか解決していない。新規の入学希望者が増えることが予想され、入学を認めるか答えてほしい。(3) 1976 年度の生徒募集状況を見ても、大阪市内の 3 校では受け入れが不可能である。「育てる会」は、大阪府・大阪市教育委員会に対し、大阪市内（通学居住区の実態を考慮にいれて）に 1 校増、生徒増の予想される地域の夜間中学への増学級を要請したが、夜間中学の新設は予算編制されていない。増設しないのか。(4) 夜間中学の応募資格について、1976 年度、八尾中夜間中学の入学を希望した生徒が市内に職をもっているにも関わらず、「大阪府に居住していない」との理由で、申請書を受理されなかった。従来の応募資格と照らすと不当な対応である。その理由を教えてほしい[219]。

このように、「育てる会」が大阪府知事黒田了一及び大阪府教育委員会中畔肇に宛てた公開質問には、既に、入学保留者を抱えている状況の中、1976 年度の入学希望者の増加が予想されているにもかかわらず、既存の夜間中学の学級増や、新設のための予算編成が行われていないこと、そして 1969 年度入学資格は「大阪府内在住・在勤」であったのが、1976 年度の入学受付から「在勤」は認められなくなっていることが分かる。以下では、上記で検討した「公開質問書」の質問項目に関して、大阪府・大阪市の教育行政側はどのように認識していたのかを大阪府議会議事録をもとに検討していく。

[217] 前掲、夜間中学を育てる会（代表井口正俊）「夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての公開質問書」（1976 年 3 月 10 日）

[218] 同上。

[219] 同上。

第３項　大阪府議会における夜間中学問題の争点―「公開質問書」への応答

1976 年 3 月 15 日、大阪府議会（昭和 51 年 2 月定例会文教常任委員会）での夜間中学をめぐる議論の柱は、同年３月１０日に、「育てる会」が大阪府黒田知事と府教委宛に充てた「公開質問書」の質問項目に関わることであった。この府議会では、1975 年度 10 月 1 日時点で大阪市内に３校（天王寺中、菅南、文の里）、岸和田市に岸城中、東大阪市に長栄中、八尾市に八尾中、堺市に殿馬場中、守口市に守口第三中、豊中市に第四中、計９校の夜間中学が開設されており、在籍生徒数は 1,495 人[220]と確認している。その上で、「育てる会」からの「公開質問書」４項目（１.夜間中学は福祉行政か、２.入学保留者対策と入学許可、３．市内での増設、４．応募資格「在住・在勤」から「在勤」が外れた理由）の内、3、4 以外に関わる議論が展開された。

「公開質問書」の質問項目に関して質問したのは宮田芳英委員である。「『育てる会』が『公開質問書』を府知事宛に出しており、夜間中学は、義務教育か福祉行政の一環として考えるべきかと質問している。義務教育は就学年齢があり、15 歳までは義務教育、それ以上は、義務教育ではないと解釈できる法律がある。しかし、学齢期に様々な理由があり不就学となり、中学校を卒業できなかった人々がいる。(略) 夜間中学を担当する所管はどこか」[221]と質問した。この質問に対して、菅谷省吾（指導第二課長）は、夜間中学の所轄は教育委員会にあることを説明し、福祉行政ではなく、教育行政の管轄であると回答している[222]。

宮田委員は、入学保留者対策ついて、「夜間中学は、福祉行政の一環であるとの考え方が強い。夜間中学は教育行政の管轄であり、義務教育に準ずるのであれば、教育委員会で、それなりの措置を講じられるものと判断しますが、その点はいかがですか」[223]と質問している。これに対して、菅谷省吾（指導第二課長）は、「中学校の設置者である市町村教育委員会と大阪府教育委員会は生徒の受け入れ問題について協議を重ねて進めている」[224]と答弁したのに対し、教員の増員について宮田芳英は、「教員の配当は、府教委の所管ですね。夜間中学の教員配置はどうなっているのか」[225]と確認している。永井貞三郎（教職員課長）は「教員の配当は、夜間中学の

[220] 大阪府議会事務局『大阪府議会会議録　1976 年 2 月定例会文教常任委員会会議録』第 3 号（1976 年 3 月 15 日)、201 頁。

[221] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会会議録　1976 年 2 月定例会文教常任委員会会議録』第 3 号（1976 年 3 月 15 日)、201～202 頁。

[222] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会会議録　1976 年 2 月定例会文教常任委員会会議録』第 3 号（1976 年 3 月 15 日)、202 頁。

[223] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会会議録　1976 年 2 月定例会文教常任委員会会議録』第 3 号（1976 年 3 月 15 日)、202～203 頁。

[224] 前掲、大阪府議会事務局『大阪府議会会議録　1976 年 2 月定例会文教常任委員会会議録』第 3 号（1976 年 3 月 15 日)、203 頁。

[225] 同上。

分は、中学校の定数の中で夜間学級分として計上している」[226]と、昼の中学校教員の定数に夜間中学の分を計上していると回答している。宮田芳英は、「夜間中学の教員配置は大阪府の管轄なので、夜間中学における教員配置数を増やすことを求める要望書が出ているので対応してほしい」[227]と述べ、教員定数増の要望を訴えるも、教員増員をするとの回答は得られなかった。この後も、大阪市内の夜間中学の入学希望者数は増え続けたが、大阪府が積極的に教員定数増をすることはなかった。

この府議会が開催された 1976 年 3 月 15 日以降、大阪府教育委員会と大阪市教育委員会は大阪市内の夜間中学の生徒数の爆発的増加を緩和する 2 つの改善策を実行している。まずは、1976 年度の大阪府下の夜間中学の入学資格を「大阪府内在住、在勤」から「大阪府在住」へと変更した。そして、大阪市内に夜間中学を 1 校増設した。前者は、上述した「育てる会」が大阪府知事・府教委に提出した「公開質問書」の質問項目の一つにも上げられていた 1976 年度八尾夜間中学入学資格の変更の件である[228]。念のため、八尾市以外の大阪市の夜間中学の入学資格を確認すると、「1975 年度大阪市立菅南中学校夜間学級学校要覧」にある入学資格には「大阪在住・在勤」の文言があるが、「1976 年度大阪市立菅南中学校夜間学級学校要覧」には、「大阪府内在勤」の文字が消え「大阪府内在住」のみとなっている。1976 年度より大阪府・大阪市は、府内の居住者のみを夜間中学の入学資格とすることに決め、府外からの受け入れは制限する方針を貫くことになる。

次に、後者の大阪市内における夜間中学の増設については、1976 年 10 月に大阪市立昭和中学校に夜間中学を新設することで、大阪市は、生徒数の急増に対応した。1969 年 6 月から 1976 年までの府議会、市議会において断続的にではあるが、夜間中学の問題が取り上げられた。夜間中学の増設及び教職員増員を求め「育てる会」や大阪市教職員組合が、1974 年から 1976 年にかけて集中的に教育条件の改善を求めた要望書（市内における夜間中学増設、教員増員等）や質問書を出している。1976 年 10 月に大阪市内に開校された昭和中学校夜間学級（以下、昭和夜間中学）は、「育てる会」等の要望が一つ実現した形であり、また、天王寺中学校と文の里中学校の膨張する生徒数の緩和を図るための一方策であった。

しかし、大阪府と大阪市は、生徒の増加傾向が収まることのない中、財政難によりこれ以上の教員増、増設は困難であると考え、府内の夜間中学の教育条件整備の適正化を図るためには、

[226] 同上。

[227] 同上。

[228] 例えば、「大阪市立菅南中学校夜間学級学校要覧　1975 年（昭和 50 年）度」には、入学資格に「①義務教育年齢を超えている者、②中学校を卒業していないもの、③大阪府・市内に居住する者、または大阪府下に所在する事業所等に勤務する者」となってたのが、「大阪市立菅南中学校夜間学級学校要覧　1976 年（昭和 51 年）度)」には、入学資格の③に変更が加えられ、「③大阪府下に在住する者」となっている。1976 年度以降、他府県から大阪の夜間中学には通えなくなったことがわかる。

市内において夜間中学を 1 校増設しつつ、さらに、府外からの入学者を制限する政策をとり、入学者数の抑制を図ったと判断できる。このようなプロセスを経て 1976 年度から大阪府は、他府県からの夜間中学への入学希望者を排除する結果を導いたのだと考えられる。

第５節　小括

本章は、1969 年 6 月から 1976 年 10 月までを対象に、大阪府下における夜間中学の増設と、教育条件整備に関わる課題について大阪府議会、大阪市議会の争点を分析し、府下の夜間中学から府外在住者を排除するに至るプロセスとその要因を検討した。

大阪府下の夜間中学に通う生徒が急激に増加するにつれ、複数の条件整備の課題（教員数・学級数不足等）が生じた。天王寺夜間中学の入学者数が想定を超え 89 人もおり、さらに、生徒数は増え続け、収容限度 130 人を超過し「入学保留者問題」が、1969 年 11 月の大阪市議会で取り上げられた。この改善策として大阪市内 2 校目の菅南夜間中学が開設された。ここでも収容数が限界になりつつあり、市外に 1972 年に 3 校（堺市殿馬場、八尾市八尾、東大阪市長栄）、1973 年に 1 校（守口市守口三）が新設された。夜間中学が増設されたが、市内での生徒数は増加の一途を辿り、1973 年 3 月には市内 442 人（天王寺 27 人 8、菅南 164 人）に達した。このころから生徒に引揚帰国者、在日朝鮮人が多数含まれるようになり、夜間中学の教育方法に様々な影響を与えた。戦後、日本において十分に教育を受けられなかった在日韓国朝鮮人や引揚者の問題が一気に表面化したのである。

天王寺夜間中学の入学保留者問題を改善するため、市は、1973 年 4 月に市内 3 校目の文の里夜間中学を開設した。その後も生徒数は増加し続け、1974 年には大阪府下の 8 校（6 市）で在籍総数は 1,114 人まで膨れ上がった。その中には、神戸、京都、和歌山、芦屋、尼崎、西宮からの通学者が一定数存在した（府下 1,071 人[96.2%]、府外 43 人[3.8%]）。また、大阪市内に夜間中学があるが、勤務先が市外にあるなどの理由で市外の夜間中学に通うものが一定数いた。通学のため自治体間を移動する状況が生じており、未設置区に増設する上でも、生徒の居住地と在籍校を正確に把握する必要性が生じていた。

1974 年 11 月に「育てる会」は独自調査（「居住地調査」、「基礎学級実態調査」、「市内在籍校長査」）を実施した。この調査結果に基づき、大阪市教育委員会宛てに「大阪市内での夜間中学の増設」、「基礎学級の充実」を要望し、1975 年 3 月 6 日の大阪市議会の争点となる。しかし、市は、大阪市内での増設には同意を示さず、市外に、1975 年 4 月豊中市立第四夜間中学が開設された。また、「基礎学級の充実」のために、市は、小学校教員の採用を検討すると回答したが、引揚・帰国者への対応は、引揚センターに受け入れを要請するなど「外へ」依頼する方針が示され、夜間中学での受け入れを縮小する方向性を示し始めたのである。

大阪市内の入学希望者が爆発的に増加し続け、1975 年 9 月の天王寺夜間中学の生徒数は、1 学級平均 36.5 人であり基礎学級においては 42 人にもなった。原則 15 人の学級編制とは全く

異なる異常な状態が続き、入学保留者は 46 人もいた。さらに、1976 年度の新入生は、在日朝鮮人が 7 割であり、言葉など、諸々の困難点が生じ、個人指導を重点化できる複数指導制を導入する必要があった。そのため、教員の増員を市に求めたが実現されず、生徒の急増には十分に応えられなかった。そこで、急増し続ける生徒数を抑制する手段として、市内に 1 校増設した上で、1976 年度より大阪府が夜間中学の入学資格を「在住・在勤」から「在住」とし、他府県からの入学者を受け付けない方針へと転換した。これによって、他府県から大阪府下の夜間中学に通っていた生徒は排除される結果を導いたのである。

第５章　1970 年代の奈良県における夜間中学の開設

本章は、1970 年代の奈良県における夜間中学の開設の経緯を明らかにすることを目的とする。第 4 章で検討したように、大阪府教育委員会は、1976 年度より大阪府下の夜間中学の入学資格を「在住・在勤」から「在住」へと変更する方針を 1975 年 11 月に明らかにした。この年の大阪府下の生徒数は 1,354 人であり、この内、奈良県から大阪府下の 3 校の夜間中学（大阪市立天王寺夜間中学、東大阪市立長栄中学、八尾市立八尾夜間中学）に計 12 人が通っており[229]、さらに、1976 年度 4 月の入学希望者が 2 人いたが、大阪府が他府県からの入学者を排除する方針に転換し、奈良から通える夜間中学を失った。

以下では、「奈良に夜間中学をつくる会」（以下、「つくる会」）の創設について整理したのち（第 1 節）、奈良県議会、奈良市議会、奈良市教育厚生委員会の会議録を用いて、奈良県知事、奈良市長、奈良県教育長、奈良市教育長、日本社会党議員の発言をもとに夜間中学の開設を巡る議論の争点を検討し（第 2 節）、「つくる会」の活動に着目しながら、学齢超過者を受け入れる奈良の夜間中学の開設過程を検討する（第 3 節）。本章で参照する資料は、主に 1976 年、1977 年奈良県議会会議録と、1976 年奈良市議会会議録、1977 年奈良市教育厚生委員会会議録である。その他、新聞記事等、学校記念誌等も参照し、夜間中学関係者へのインタビューで得た証言も参照している。

なお、本章は、岩井好子編著（1977）『うどん学校』（盛書房）に多くを依拠している。岩井好子編著（1977）には、奈良市立春日中学校の開設を求め、運動をした記録、及び自主夜間中学・私設奈良夜間中学校に関する記録を綴った「奈良に夜間中学をつくる会」の事務局日誌（1976 年 6 月 13 日～1977 年 4 月 23 日）が所収されている。この事務局日誌には、奈良から大坂に通う生徒に関する記録、奈良市教育委員会との交渉の記録、文部省初等中等教育課とのやり取りの記録等が所収されている。その他、筆者の独自の調査で発見した関連新聞記事、関連資料も用いている。

第１節　「奈良に夜間中学をつくる会」の創設

1976 年度から通える夜間中学を失った奈良の生徒達を、いち早く案じたのは他ならぬ大阪の夜間中学の教員であった。1975 年 12 月 1 日の『毎日新聞』に「奈良にも夜間中学を」（毎日新聞・奈良支局　和気清一）が掲載された[230]。奈良県から通う夜間中学生を受け入れている大阪市立菅南中学青木奈良一校長が奈良県や奈良市に夜間中学の開設を求め陳情したと伝える記事

[229] 『毎日新聞』「県内に夜間中学作れ」（1976 年 3 月 6 日）

[230] 大阪府教育委員会が夜間中学の入学対象者から他府県在住者を除く方針を明らかにした 1975 年 11 月の奈良県の生徒の居住地は、奈良県北葛城、香芝、生駒、吉野、天理、桜井、御所等であり、県内の広域から大阪の夜間中学に通っていたことが分かる。

だった[231]。後述する「つくる会」の事務局長大阪市立天王寺夜間中学の教員岩井好子もその一人だった。岩井は、1925 年に生まれ、天王寺高等女学校から大阪女子師範学校へ進学し 1944 年に大阪市の公立学校の教員となった。いくつかの小学校で教員を務めた後、天王寺中学校の教員となり、天王寺夜間中学が開校された 1969 年 6 月から赴任している[232]。大阪市教職員組合婦人部長を務め、1970 年に発足する「夜間中学を育てる会」の活動にも参加していた。奈良在住であり、奈良から大阪へ通う生徒のことを良く知っていた。奈良から天王寺夜間中学へ通う生徒の病死をきっかけに、1973 年頃から地元で通える夜間中学が必要だと考え「つくる会」の創設に関与し、奈良の夜間中学増設運動を牽引した人物である。

岩井は、大阪での活動歴は長く、「夜間中学を育てる会」にも所属し夜間中学運動には携わってきたものの、奈良市での活動は初めてであり、賛同者を得る活動を一からはじめなければならなかった[233]。1973 年 10 月に県会議員西阪善治議員を介して奈良県同和教育研究会の白須義和に相談し、奈良県教育委員会に夜間中学の開設を要望する方法をとることとし、初めて試みるも断られている[234]。岩井の活動を知った奈良県議会議員田辺和夫（日本社会党）は、1976 年 2 月下旬に岩井に連絡をいれ、「3 月の県議会で夜間中学について質問したい」[235]と依頼している。田辺は、定時制高校と大学二部で学んだ経験があり、夜間中学に関心があった。岩井の家を訪問した際、初めて夜間中学の問題を知り、学齢超過者の教育機会の保障を考えるようになったのである[236]。

折しも、奈良市議会議員である市原みちえ（日本社会党）は、大阪教職員組合へ訪問した際、岩井から大阪府が他府県からの入学を制限することを聞き、夜間中学を奈良市で開設することに尽力したいと考えていた[237]。1976 年 3 月 5 日、奈良県文化会館で「第 1 回夜間中学学習会」が開催され、同年 3 月 27 日、「つくる会」準備会が開催された。代表は老田誠一（日中友好協会正統本部事務局長・国鉄職員奈良駅勤務)、事務局長は岩井とした[238]。「つくる会」設立発起人は 90 人であり、多くの人が賛同した[239]。

231 「奈良にも夜間中学を」『毎日新聞』（1975 年 12 月 1 日）

232 岩井好子（1989）『オモニの歌―48 歳の夜間中学生』ちくま書房。

233 奈良の夜間中学開設運動を取材した元奈良新聞の記者川瀬俊治氏への筆者のインタビューによる（2014 年 6 月実施)。

234 岩井好子編（1977）『うどん学校』、盛書房、11 頁。

235 前掲、岩井好子編（1977)、16 頁。

236 元奈良県議会議員（社会党）田辺和夫氏への筆者インタビューによる（2014 年 6 月実施)。

237 前掲、元奈良市議会議員（社会党）市原みちえ氏への筆者インタビューによる（2017 年 2 月実施)。

238 読売新聞「県内にも夜間中学を天中教諭　学習会開き訴え」(1976 年 3 月 9 日)。

239 「『奈良に夜間中学をつくる会』発起人名」1976 年 4 月 28 日現在、元奈良市儀（社会党）市原みちえ氏寄贈資料。「『奈良に夜間中学をつくる会』発起人名の所属や職種は多様であり、夜間中学関係者（「夜間中学

「つくる会」の代表老田誠一氏は、日中友好協会正統本部で事務局長を務めており、かねてから、中国帰国者の子弟の教育相談を受け、その対応に困っていた[240]。1972 年の日中国交回復以降に、多くの人が中国から帰国した[241]。「中国帰国者」とは、日本に戻り永住（帰国）・定住するようになった中国残留日本人とその家族のことである。これらの人々の日本での自立を促進するため、支援策が講じられるようになるのは、1980 年代に入ってからであった[242]。そのため、日本での生活、教育については、日中友好協会正統本部等の民間団体がその支援を担っていた[243]。

1976 年 6 月 13 日、奈良市法蓮町の春日野荘で「つくる会」の設立総会が開催された。結成総会には、「つくる会」の設立趣意書に賛同した奈良総評、部落解放同盟県連、県高教組、障害者解放研究会、正強高校などの各代表や、小、中学校の教員、夜間中学の卒業生、田辺和夫県議（社会党）、市原みちえ市議（社会党）ら約 50 人が参加した。その中には、大阪の「夜間中学を育てる会」会長井口正俊氏や、天王寺夜間中学の在校生や卒業生もおり、「つくる会」の設立に賛同した。総会で「つくる会」は、3 つの運動方針（①奈良県内の義務教育未修了者を探す、②1977 年度をめどに公立の夜間中学を開設するよう奈良県、奈良市の両教育委員会に要望書を出す、③公立化が実現するまで自主夜間中学を開設する[244] ）を定め、夜間中学開設運動を展開していく。

を育てる会」の教員、夜間中学生）、労働組合関係者（総評、大阪教職員組合、奈良県教職員組合、奈良県高等学校教職員労働組合、正強高校労組、議員（前衆議院議員、奈良県議、奈良市議、村議）、部落解放同盟、日中友好協会（正統）本部、奈良県障害者（児）研究会等であった。

240 前掲、岩井好子編（1977）、17 頁。

241 厚生労働省は、1987 年から「中国残留邦人調査」を実施している。本調査は永住帰国した中国残留邦人等の生活実態の把握を目的とし年齢構成や居住地割合、日本語習得状況、支援施策の実施状況、生活状況などの結果を公表している。筆者は 1978 年に開設される奈良市立春日中学校夜間学級と奈良県・奈良市の引揚帰国者数との関連を調べることを試みたが、1987 年以前、調査は実施されておらず入手が不可能だった。

242 南誠（2016）『中国帰国者をめぐる「包摂」と「排除」の歴史』赤石書店 15～16 頁。
なお、「中国残留日本人」は戦前あるいは戦中の時期に中国大陸へ渡り、戦後長い間、「残留」し、日中間に国交が締結されたのを契機に日本へ永住されるようになった人、「中国残留日本人孤児」は中国の残留日本人の中で、敗戦時 13 歳未満の人など、中国帰国者には、帰国するまでの経緯によって呼称が異なる。詳しくは、浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究：ポスト・コロニアルの東アジアを生きる』お茶の水書房。

243 「つくる会」で運営する自主夜間中学「私設奈良夜間中学」には、中国帰国者の子弟が、生活支援や識字（日本語）支援をしていた記録がある（前掲、岩井（1977）19 頁）。

244 奈良新聞「夜間中学つくる会結成総会を開く」（1976 年 6 月 14 日）

第２節　奈良県と奈良市における夜間中学開設をめぐる議論

第１項「学齢超過者の教育権保障」に関する議論

1976 年 3 月 8 日、第 150 回定例奈良県議会で田辺和夫（社会党）は初めて夜間中学について質問をしている。田辺府議は、義務教育を受ける機会を得られず学齢を超過している人々の現状をとりあげ、通える夜間中学を失う奈良県民の教育保障のために、奈良に夜間中学を開設することを県知事、県教育委員会教育長に訴えている[245]。これに対して、奈良県知事奥田良三は、大阪府の夜間中学に県内から通っている生徒の存在は認識しているが、大阪に勤務している場合、奈良よりも大阪の夜間中学の方が都合がよいと言う者もいる。大阪の夜間中学は公立であり、設置自治体の経費負担の問題があるので他府県から入学を制限するようになっていると発言した上で、田辺県議からの県内に夜間中学開設してほしいとの要望に対して、「夜間中学の利用者はごくわずかであると思われる。しかも、利用者は、奈良、高田、橿原と点在している場合もあるし、ごくわずかの人のために、１つ学校を作らなければならないという問題もある」[246]、「こちらの１人のために夜間中学を作るならば、こちらの心身障害者の施設を作ってはどうか（略）一番金を効率的に使える方からだんだん行かなきやなるまい。県内で相当人数おられて、市町村でもおつくりになるなら、もとよりこれに協力すればいいと思いますけれども」[247]と回答した。つまり、奈良に夜間中学を開設しても生徒が集まらないのではないかと危惧しているのである。同様の立場で、奈良県教育長池田武夫も夜間中学の開設には、「一定の数の生徒の確保ということがやはり問題になってくるんだろうとおもうんです」[248]と述べた。

池田教育長の発言からは、奈良県下に学齢超過の義務教育未修了者数は多く存在しないとの前提があったことがわかる。さらに、大阪には多くの生徒が通っており、そこに通う方が奈良に夜間中学を開設するよりも、教育財政上、効率がよく、さらに、大阪の夜間中学に通う奈良県民にとっても、職場が大阪にあるため利便性がよいという奥田知事の憶測もあり、奈良県は夜間中学の開設に前向きではなかった。

再び、奥田知事は、「みんながその義務教育を受ける権利があるんだと、こう言われました。そうかもしれません。むしろ義務教育を受ける義務があるんだ、（略）その人が義務をはたしていない、（略）家庭の事情もいろいろありましようからそれはわからんではありませんが、（「い

[245] 奈良県議会事務局、『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号）』（1976 年 3 月）340～351 頁、奈良県議会図書室所蔵。

[246] 奈良県議会事務局、『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号）』（1976 年 3 月）362～363 頁、奈良県議会図書室所蔵。

[247] 奈良県議会事務局、『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号）』（1976 年 3 月）362～363 頁、奈良県議会図書室所蔵。

[248] 奈良県議会事務局、『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号）』（1976 年 3 月）356～366 頁、奈良県議会図書室所蔵。

やいやわからんはずや」と叫ぶ者あり）私どもは子どもの時からね、義務教育を受ける義務があるとぼくらは聞いていたんですめいめいがやっぱり、(「そんなもん親の義務やないか」と叫ぶ者あり）受けるべき時にうけておくべきではないか」[249]

奥田知事の発言は、義務教育を学齢期に受けられないのは、本人または保護者にその責任があるという主旨であるように理解できる。この発言からは、学齢超過者に対する義務教育保障について前向きに考える姿勢は見受けられない。また、池田教育長も、「まあ、これから研究調査をするという考えでおりまして、いまのところそのような担当者をすぐ設置するという考えは持っていません」[250]という答弁であり、学齢超過者のために夜間中学を設置することに後ろ向きだったのである。

一方、奈良市では 1976 年 3 月 16 日『奈良市議会 3 月定例会会議録（第 3 号)』に、義務教育未修了者の存在の認識について日本社会党の市原みちえが市長に質問した記録がある。市原は夜間中学生の成育歴や生活の様子を説明した上で、市長に対して「未就学者の人たちがその後、どんな生活をしているか、考えてみたことがおありでしょうか。まさに、生活にかかわる問題だと思うわけでございますけれど」[251]。これに対して、奈良市長である鍵田忠三郎は、市原の説明を聞いて、義務教育未修了者の悲惨な生活を知りうる機会を得たのは有益であるが、「それをすぐに夜間中学をつくることによって解決するというご意見のようでありましたけれども、それはそうじゃないと思います。(略) 夜間中学を含めてですね、未就学の人の対策を講じていかにゃいかんという問題なのだと思うのです。わたしも行政上それを考えたことはなかったもんだから、大変参考になりました」[252]と答弁した。市原が夜間中学生の成育歴、義務教育未修了者の生活難を説明し、学齢超過後もすべての人が義務教育を受ける機会を保障されるようにと夜間中学の開設を訴えるも、鍵田市長は、直ちに夜間中学を開設することが問題の解決にはならないと言っており、これまで教育行政課題として学齢超過者の教育権保障の問題は考えたことはないと明言している。

さらに、奈良市教育長藤井慶太郎からも以下の答弁があった。「未就学者の対策は、何を申しましても義務教育適齢年代の子どもの就学を完全にすると、これが第一の問題であろうと思います。(略) 次に、中学校に就学しないで義務教育年齢を過ぎてしまう。これに対する対策をど

[249] 前掲、奈良県議会事務局、『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号)』(1976 年 3 月)、377～378 頁、奈良県議会図書室所蔵。

[250] 前掲、奈良県議会事務局、『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号)』(1976 年 3 月)、378 頁、奈良県議会図書室所蔵。

[251] 奈良市議会事務局、『奈良市議会 3 月定例会　会議録（第 3 号)』(1976 年 3 月 16 日）223 頁、奈良市議会局所蔵。

[252] 前掲、奈良市議会事務局、『奈良市議会 3 月定例会　会議録（第 3 号)』、1976 年 3 月 16 日、227 頁、奈良市議会局所蔵。

うするか、これは強制して中学をつくるということはなかなかいろいろ難しい問題があろうと思います(略)。何分、強制して収容するという性質のものではこれはいけないと思いますので、本人の自発によります。それにこたえるという形でいかなければならぬと考えております。社会教育としては、大切な問題であろうと思います」[253]

奈良市教育長が理解する学齢超過者の未就学者問題は、学齢児童生徒の就学義務の問題とは別と捉えていることがわかる。つまり、地方自治体や保護者の就学義務は、子どもが学齢を満了すると同時に消滅するという行政側の理解から、学齢超過者の教育権保障の問題は国・市町村の責務にあるのではなく、「本人の自発」による学習を尊重するべきであり、行政が「強制して収容」せず、社会教育の領域であるというのである。

このように 1976 年 3 月の奈良県議会、同年同月の奈良市議会の議会録を見る限りでは、県も市も学齢超過者の義務教育未修了者の教育を受ける権利保障について行政課題として明確に認識していたとは言いにくい。県では、奈良県に夜間中学を開設しても恒常的に生徒数が集まらなければ、教育財政上、効率が悪いと考えている。一方、奈良市は、1948 年から 1975 年までの奈良市の義務教育未修了者数を調査しており、その数は 538 人であった[254]。しかし、奈良市は「学齢」の児童・生徒を完全就学させる方が優先であるという考えであり、学齢超過者の教育をうける権利を市の責任の下で積極的に保障しようとの姿勢ではなかったのである。

第２項　学齢超過者の教育権保障と学校教育・社会教育との関係性

次に検討するのは約 3 ヶ月後の 1976 年 6 月 22 日『奈良市議会 6 月定例会会議録(第 8 号)』、同年 6 月 28 日『第 151 回定例奈良県議会会議録（第 2 号)』である。争点は、学齢超過者の教育権保障を巡る学校教育と社会教育との区分であった。

6 月 22 日奈良市議会 6 月定例会で再び夜間中学の質問をしたのは市原である。市原は、森井教育長に「夜間中学を学校教育に位置づけることに問題があるのはなぜか」[255]と質問している。森井教育長は、夜間中学は、義務教育を修了した人と同等の学力、知識を身に着ける機会を義務教育未修了者に提供する学校であり、非常に大切な役割りを果たしている。しかし、「この人方（義務教育未修了者）の要望いたしますものについては、なお　それ（学力習得）以上に中学校を卒業したという資格が必要だというニードがあるんじゃないかと（略）この点については、まず、義務教育 9 年を経まして後 3 年の間に義務教育を経なかったという時には、これは

253 前掲、奈良市議会事務局、『奈良市議会 3 月定例会　会議録（第 3 号)』、1976 年 3 月 16 日、229 頁、奈良市議会局所蔵。

254 前掲、奈良市議会事務局、『奈良市議会 3 月定例会　会議録（第 3 号)』、1976 年 3 月 16 日、221 頁、奈良市議会局所蔵。

255 奈良市議会事務局、『奈良市議会 6 月定例会　会議録（第 8 号)』、1976 年 6 月 22 日
174～175 頁、奈良市議会局所蔵。

義務的にわれわれの気持ちのほうでやらなければならぬという気持ちになっておるわけでございますけれども、余り義務教育を済ませましてから年限がたちました者につきましてはこの点かなり研究をしなきゃならぬ問題があるんじゃないかと思うのであります。特に先ほど申しますように学力を補充するということだけでございませんので、いわゆる中学校を卒業したという資格を与えるということになりますと、この点について学校教育法との間でなお研究しなきゃならぬ問題があろうと思うのであります」[256]と答弁した。

森井教育長は、学齢超過者の教育権保障を学校教育（夜間中学）で担うのは、学齢超過者の就学問題と中学校卒業資格付与の点で学校教育法上問題だと指摘し､慎重な姿勢を見せている。また、奈良県では、同年 6 月 28 日に、第 151 回定例奈良県議会が開催される予定であった。その直前の 6 月 24 日に「つくる会」は奈良県教育委員会の池田教育長との懇談を申し入れ実現させていた。その席で、池田教育長は、奈良県では夜間中学を作る考えはないので、中学校卒業資格がほしい場合は、中学校卒業認定試験を受験すればよいと述べている。4 日後、奈良県議会で栗山司（社会党）がこの池田教育長の発言を批判し、やはり、学齢超過者も学べる学校（夜間中学）を設置し教育保障をすべきだと主張し、夜間中学をつくる気があるのかと詰め寄った[257]。これに対し、池田教育長は次のように答弁している。「本県で中学校(ママ)に入りたいと希望しておるのが 32 歳、36 歳 (2 人)、42 歳 (2 人)、これだけの 5 人でございます。(略) しかし、こういう義務教育の年限を超した人たち、私は原則的に考えて、年齢的に言うたらやはり自己研修か、あるいは社会教育面でこれは取り扱っていくべき問題だろうと、かように思つております。(略) 卒業証書を持つてないひとについては文部省の方で検定試験を行つているから、それを受けたら、毎年本県においては二、三人受けてほとんど全員合格しているからそういう制度を利用してはどうですか」[258]

池田教育長は、県下の義務教育未修了者で中学校教育を受けることを希望しているものはごくわずかであると強調している。原則として学齢超過者は社会教育で学力補充をして、社会教育で付与できない中学校卒業資格は、卒業認定試験で得られると説明している。池田教育長の認識には、学齢児童生徒は学校教育で、学齢超過者は社会教育で教育機会を保障するものとい

256 奈良市議会事務局、『奈良市議会 6 月定例会　会議録（第 8 号)』、1976 年 6 月 22 日 180～181 頁、奈良市議会局所蔵。

257 奈良県議会事務局、『第 151 回定例会奈良県議会会議録（第 2 号)』、1976 年 6 月、6 頁、奈良県議会図書室所蔵。

258 奈良県議会事務局、『第 151 回定例会奈良県議会会議録（第 2 号)』、1976 年 6 月、99 頁～100 頁、奈良県議会図書室所蔵。

う確固たる認識があった。しかし、その後、奈良県、奈良市における学齢超過者への教育機会の保障に関する認識は、社会教育ではなく、学校教育で受け入れる方向へと転ずる[259]。

1976 年 7 月 12 日、「つくる会」は、奈良教育大学で奈良市教育委員会（森井教育長）と初めての交渉をもち、1977 年度に公立の夜間中学を開設することを求めた。しかし、森井教育長は、1977 年度内に設置するのは難しいと述べた。「教員配置を行う奈良県よりも先走って、奈良市が設置を認めることはできない」[260]からであった。県で教員配置を決め、それを受けて市が開設を具体的に検討するという手順であり、その動きが鈍い状況にあった。1976 年 9 月 7 日、「つくる会」は、自主夜間中学「私設奈良夜間中学校」を私立正強高校の食堂の二階で開校し[261]、夜間中学入学希望者を募った。

第３節　奈良市立春日夜間中学の開設

第１項　夜間中学設置構想

1976 年 12 月 24 日に「つくる会」は奈良県教育委員会と交渉をもつ。「つくる会」代表老田誠一は「奈良県教育委員会への要望書」で、①1977 年 4 月より奈良に公立の夜間中学を開設すること、②大阪の夜間中学と、奈良の正強高校内に通学する夜間中学生に対する通学費並びに奨学金の予算化を要望した。また、私設奈良夜間中学校に通う生徒（25 人）が、1977 年度から公立の夜間中学校へ移行できるように奈良県教育委員会に申し入れた[262]。しかし、奈良県側は学齢超過者の教育権保障は社会教育で行うべきであるとの方針を崩さなかった。

しかし、1977 年 1 月 10 日、「つくる会」は奈良市教育委員会と交渉を行い、その際に初めて夜間中学新設の具体案の提示を受けた[263]。奈良市教育委員会は、夜間中学を開設する計画を立

[259]奈良県、奈良市が学齢超過者の教育保障を社会教育から学校教育へと転じた理由について、検討した県議会録、市議会録には明記されておらず、検証できない。

[260] 前掲、岩井好子編著（1977）『うどん学校』盛書房、44 頁。

[261] 私立正強高校（以下、正強高校）が、自主夜間中学「私設奈良夜間中学」への校舎貸与を申し出た経緯について触れておくと、1976 年 5 月 25 日に正強高校労働組合（笠井康弘委員長）と正強高校理事長（辻村泰圓理事長）から「奈良に夜間中学をつくる会」へ協力の申し出があり、正強高校労働組合と正強高校教職員組合執行委員と話し合いの上、校舎を貸し出すことに決めたという。笠井によれば、当時、正強高校労働組合は正強高校に対して労働条件の改善などを求めて交渉していたという。その交渉の駆け引きの中で、自主夜間中学「私設・奈良夜間中学校」に校舎を貸すことに決まったという（元正強高校労働組合委員長笠井康弘への筆者のインタビューによる。2014 年 6 月実施）。

1976 年 12 月調査では、私設奈良夜間中学に通う生徒は、5 人（7 月 12 日）、12 人（9 月 7 日）、19 人（9 月 20 日）と増加している。居住地は奈良市内のみならず、生駒市、天理市、大和高田市、京都府などの近隣の自治体も含まれている。生徒の年齢は 20 代から 50 代まで、男性よりも女性が多い（資料 3「現在の生徒数と居住市町村」、岩井好子編著（1977）『うどん学校』盛書房、91 頁。

[262] 奈良新聞、「夜間中学 3 学級で 5 教員　奈良市教委初の具体案」（1977 年 1 月 11 日）

[263] 奈良新聞、「夜間中学 3 学級で 5 教員　奈良市教委初の具体案」（1977 年 1 月 11 日）

て始めた。奈良市教育委員会は、クラス編制を読み書きのできない人達に対するクラス、小学校課程用、中学校課程用の計 3 学級を考えており、最低 5 人の教員が必要だとした[264]。

一方、1 月 21 日、奈良県教育委員会は奈良市教育委員会との話し合いで「1 学級、教員 1 人」の案を示した[265]。これは奈良市の案よりも少ない数だった。さらに、同年 2 月 8 日に奈良県教育委員会は、「つくる会」が公立化を訴えている夜間中学について「設置者となる奈良市から設置申請の届け出があれば、県として必要な教員を配置する」[266]と述べ、方針転換が明確に示された。

しかし、奈良市と奈良県の間に教員配置案で食い違いがあった。奈良県教育委員会によれば教員配置数は学級増形式を取り「1 学級の場合は 1 人、2 学級の場合は 2 から 3 人、3 学級の場合、4 人にしたい」[267]とした。だが、奈良市教育委員会は「3 学級、教員数 5 人、分校形式」[268]で仮申請書を県に提出したのである。「仮申請書」とは、夜間中学の規模など暫定案を提出するものであり、本申請が却下されれば、夜間中学の開校が難しくなるので、仮申請にもとづき事前に協議する必要があった。「仮申請書」の内容は、①奈良市立中学校の分校形式（3 学級設置）、②修業年限 3 年、出席日数 3 分の 2 以上、③クラス編制は、小学校低学年 1 クラス、高学年 1 クラス、中学校 1 クラスとした 。教職員定数法によれば、分校形式であれば、3 学級で最低 5 人（管理職を含まず）事務職員も配置できる。そのため、奈良市教育委員会は、学級増ではなく分校形式で仮申請したのである。さらに、夜間中学専用の独立校舎のため、学校管理がしやすく夜間中学としての教育環境を整備できる。しかし、奈良県教育委員会は分校形式が盛り込まれた仮申請は認められないとした。「分校設置」の規定は、学校教育法施行令第 25 条 2 項にあり、へき地、離島の学校などを示すのであり、夜間中学には当てはまらないからであった。これは、文部省の方針であり、奈良県教育委員会は、奈良市教育委員会の仮申請書を受理しなかった（同年 2 月 13 日[269]）。　同年 2 月 13 日に奈良県教育委員会は、「文部省の方針で夜間中学の分校形式は認められない」とし[270]、その後、奈良市教育委員会は、認可を受けるため、「奈良市立伏見中学校の学級増として、正強高校の校舎を借用したい」と奈良県教育委員会に打診したが、これも認められることはなかった[271]。

264 同上。

265 奈良新聞、「夜間中学設置きまれば教員を配置、県教委が明らかに」（1977 年 2 月 9 日）

266 同上。

267 奈良新聞、「夜間中学設置きまれば教員を配置、県教委が明らかに」（1977 年 2 月 9 日）

268 奈良新聞、「夜間中学設置きまれば教員を配置、県教委が明らかに」（1977 年 2 月 9 日）

269 奈良市立春日中学校夜間学級（2008）『公立化 30 周年記念誌』、220 頁～211 頁。

270 川瀬俊治「奈良からの報告夜間中学設立運動」たいまつ社、132～133 頁。

271 前掲、川瀬俊治「奈良からの報告夜間中学設立運動」たいまつ社、133～134 頁。

第２項　夜間中学設置申請手続きをめぐる議論-国・県・市

1977 年 2 月 28 日、奈良市教育厚生委員会で、奈良市教育委員会が夜間中学開設を発表（同年 1 月 11 日）した旨の報道を受け松本委員が、森井教育長に以下の質問をした。「教育長におききするが、奈良市で夜間中学をやるとかやらぬとかと新聞で報道されている。本日、委員長所管事項について報告を求めたのに、誰も報告しなかったが、新聞報道された以上は、皆関心をもっているのだから、その辺のいきさつを進んで報告する義務があると思う。（略）夜間中学をやるのかやらないんか。やるとすれば、どういうふうにやるのか」[272]。

これに対して、奈良市教育委員会の森井教育長は、以下のように答弁した。「新聞で先走った報道をされて、私どもも戸惑っている。各種の事情で義務教育を終えなかった人が大阪の夜間中学に通っていたが、去年、大阪府・市とも府下及び市内在住者でなければ断るといってきたので、一年間の猶予期間をお願いしたが、この問題を取りさげざるを得なくなった。現在、奈良市内在住者が約 20 人いるので、全国の状況を勘案して社会教育としてとらえたが、中学校卒業証書がほしいということであるので、学校教育としての夜間中学設置の準備をしている。県は学級増でいきたいとしているが、中学校を夜間に使用することは、管理上問題があるし、教員の定数、事務職員に手が及ばないので、市としては、国の援助で人的問題は解決できるし、施設も従来の教育施設を使えば何とかできていくだろう。4 月 1 日の開校を要望されているが、現状は難しい。というのは、該当者を詳細に調査する必要がある。しかし、学校の性格上必ずしも 4 月 1 日開校ではなくても、出発点を明確にして進めればよいという考え方で準備している」[273]。森井教育長は、ここで夜間中学開校時期について計画が未完成であり、学齢超過者を対象とした学校の性格上、開校日は 4 月 1 日に限らないとの考えを示した。続いて松本委員は、予算について質問したが[274]、森井教育長は「まだ予算要求できる段階にきていない」[275]と回答した。同年 2 月に森井教育長が辞任し、3 月より奈良市教育委員会学校指導課長であった藤井宗治が教育長に就任し、新体制となった。同年 3 月 14 日に「つくる会」は、奈良市教育委員会に行き、4 月開校のために本申請を奈良県教育委員会に提出してほしいと要請している。奈良市教育委員会は、分校形式を断念し、学級増（伏見中学校）に切り替えることにしている。

同年 3 月 19 日、奈良県教育委員会の辰巳学校教育課補佐と松浦指導主事が奈良市教育委員会を訪れ、事務折衝を行っている。奈良市教育委員会から県に確認した事項は、以下の①～⑥であった。①3 学級設置、②正強高校と奈良県教育委員会・奈良市教育委員会との間で、協定書をむずび、障害児学級と同様に準用して、正強高校内で夜間学級を設置できないか。③正強高校の施設を借り、教員を派遣する。④設備・備品は奈良県、奈良市と 2 分の 1 ずつ負担する。

272 奈良市議会事務局、『教育厚生委員会会議録』、1977 年 2 月、奈良市議会事務局所蔵。

273 同上。

274 同上。

275 同上。

⑤管理責任はその校区の該当中学校（奈良市立伏見中学校）の校長とする。⑥奨学金：準保護家庭の扱いについて。国が３分の１を負担すればよいが、県が２分の１を負担してくれるかどうかであった[276]。

同年３月 28 日、「つくる会」は、正強高校西田校長と、奈良市教育委員会藤井教育長との面談の機会を設けた。その席で、藤井教育長は、正強高校の校舎の一部を公立夜間中学（伏見中学校）として借用することを願い出ている[277]。正強高校西田校長は、夜間中学と正強高校の学校行事が競合する場合、正強高校に合わせてもらうが、借用は問題ないとした[278]。当時、地方財政難や生徒数の急増の影響を受け、奈良市は、中学校の校舎整備が間に合わず、プレハブ校舎が建設されている時期だった。そのため、公立の夜間中学の校舎も間に合わない可能性があり、私設奈良夜間中学校が借りている正強高校の一部を借用できないかと「つくる会」と奈良市教育委員会は考えたのである。

奈良市教育委員会は、奈良県教育委員会との話し合いを経て、奈良県より夜間中学の認可を受けるために分校形式ではなく、別案を示した。「奈良市立伏見中学校の学級増として、正強高校の校舎を借りて開設したい」と奈良県教育委員会に打診するも、公立中学校以外の私学の校舎を借りることが問題となり認められなかった[279]。奈良県教育委員会は公立夜間中学である以上、公的施設を使うべきとの立場であった。

同年３月 31 日に、奈良県教育委員会と奈良市教育委員会との間で交わす夜間中学設置申請の件で、市議会議員市原みちえ氏と事務局長の岩井好子は、文部省初等中等教育課白石課長補佐と面会している[280]。人口が増え、中学校はプレハブ校舎で応急的に準備している状況であり、現状では、夜間中学の校舎を私学から借りなければならない[281]。しかし、奈良県教育委員会は、公立夜間中学は公的施設で行うべきであり、私学の校舎を借用する案は認められないとして仮申請書を受け付けてもらえないことを伝えた[282]。

1977 年３月 31 日の「奈良に夜間中学をつくる会」の事務局日誌には、白石課長補佐との面談の内容について、以下のように記録されている。

・夜間学級（夜間中学）は義務教育（昼間２部授業）である。地域住民から開設要望がある場合、県が認めるか否か判断できる立場ではない。

276 前掲、岩井好子編著（1977）『うどん学校』盛書房、169～170 頁。

277 前掲、岩井好子編著（1977）、172 頁。

278 前掲、岩井好子編著（1977）、172 頁。

279 春日中学校夜間学級（2008）『公立化 30 周年記念誌』220～211 頁。

280 前掲、岩井好子編著、174 頁。

281 前掲、岩井好子編著（1977）、174 頁。

282 同上。岩井好子編著（1977）『うどん学校』盛書房、174 頁。

・学校教育法施行令等 25 条によれば、奈良県教育委員会は、設置者（市町村）の届出を受理し、すみやかに文部省に報告しなければならない。
・県には、設置者（市町村）届出に対して条件を付け、受理を拒否する権限はない。
・奈良市教育委員会が市立伏見中学校の学級増として、私立正強高校を仮校舎として利用する場合、これは市の事情であるので県は介入しない[283]。

つまり、設置市町村は、県に対して夜間中学設置申請「届出」が必要であり、これを府県は受理しなければならない。しかし、実際には、奈良市教育委員会は、夜間中学設置申請を奈良県教育委員会に提出したが、私立高校（正強高校）の校舎を借用すること、分校形式は認められないとして却下された。一方、文部省の認識では、義務教育学校の設置自治体が夜間中学を設置することを決めたのであれば、その「届出」を県にする必要があるだけであり、県はそれに条件を付けて、「届出」を拒否する権限がない。しかし、仮申請書の段階で受理されない状況が続いており、届出を出すには至っていなかった。このように奈良市と奈良県との間で夜間中学の設置の手続きに時間がかかり、1977 年度 4 月に公立の夜間中学の開校は実現しなかった。

その後、奈良市教育委員会が夜間中学の開設時期を明言したのは、同年 4 月 22 日のことであった。この日、「つくる会」は、奈良市教育委員会と、夜間中学の開設に関する交渉を行った。この席には、「つくる会」からは奈良県議会議員田辺和夫氏ら 6 人が参加しており、奈良市教育委員会からは、藤井教育長と堀川善弘事務局長の二人が出席していた[284]。「つくる会」は、①四月の開校が大幅に遅れておりこれ以上待てない状態であり、仮スタートでもよいから、5 月 1 日から私設正強高校を間借りして開校してほしい。②現在「つくる会」のカンパで私設奈良夜間中学が運営されているが、財政的に赤字で、市は補助金をだすべきだ、と要望した 。これに対して、藤井教育長は、「今、学校の就学年限、学則などの草案作りをしており、6 月中にまとまる予定だ。それに校舎の備品、教材などの経費約 300 万についても 6 月の市議会で補正予算を取るつもりだ。これらの手続きから見て、開校は 9 月 1 日になるだろう」[285]と回答した。また、夜間中学の規模については、「3 学級で、形式は伏見中学校の学級増とする」という方針を固め、この方針に基づき、奈良県教育委員会に本申請を提出することを明らかにした[286]。

さらに、奈良県教育委員会は、夜間中学に 4 人の教員配置をするために予算措置を講じていた[287]。奈良市教育委員会との交渉で 9 月 1 日には開校の方針が打ち出された。これに対して、

283 『奈良新聞』「開校は 9 月 1 日藤井奈良市教育長　夜間中学で発言」（1977 年 4 月 23 日）

284 同上。

285 同上。

286 同上。

287 同上。

5 月 26 日の奈良市議会で奈良市教育委員会の独断で夜間中学の開校を決めている事への批判や夜間中学の開設についての反対意見が出された。

1977 年 5 月 26 日の奈良市教育厚生委員会で、藤井教育長に対して松本委員は、「どういう形の夜間中学をつくろうと思っておられるのか知らないが、原点に返って考えてもらいたい。（略）あいまいな形で発足したら、後で問題が起こったときに誰が責任をとるのか（略）。私は、この問題について教育委員会の独走だと決めつけたい。奈良市の意思を決定する議会にどれだけのものをしめされたのか。1 月の委員会で前教育長は、1977 年度予算も要求していないといわれたので、取りやめになったものと思っていた。奈良市の場合、すべて計画が後回しになっている。図書館建設にも最低 3 年の準備期間が必要であるのに、思いつきで 2 月や 3 月で、補正予算を組んで発足させたために混乱が起こっている、夜間中学も補正予算でやるつもりか」[288]と詰め寄ったのである。

これに対して、藤井教育長は、「構想については担当課長から説明をさせたいとおもっているが、期限を永久に持つとは考えていない。（略）これについての予算的な問題があるので、教育委員会として正式決定し、議会の皆様方のご賛同を得た後、9 月の補正にでもお願いしたい」[289]と答えた。松本委員は「教育委員会で決定して提出するということは、形の上では正しいかもしれないが、現実には事後承認ではないのか。（略）教育問題については、専門家である教育委員会に任せておけ、あとは金の問題だけだ、あとは、市長はこれをのむのか、議会はのむのかという姿勢で物事が行くと思うのか」[290]と藤井教育長を痛烈に批判した。

続いて、森本副委員長は以下のように述べ、計画性と主体性を発揮するよう追求した。「『学校を開く会』から運動あるいは陳情、または社会的な声がでてくると、関係方面から資料をもらったり、意見を聞いていて遅くなったと。これでは、主体性が一つもない。教育委員会というのは主体性がなくて、執行部は鍵田市長の命令に従い、片方は議会の委員の決議に従ってやるというのか。それならば、委員会みたいなものはやめてしまえばよい」[291]と述べた。松本委員は、夜間中学を開設するからには奈良市議会と奈良市教育委員会の役割を明確にし、必要な手続きをしっかり踏んでほしいという立場から教育長を厳しく問いただしている。松本委員の発言にあるように、公立の夜間中学開設設置計画をする手続きには、奈良市教育委員会が、専門家などの意見を聞いて議員に順序だてて説明して議論する必要性があるが、そうはならず議会を軽視しているかのような手続きに憤りを感じている様子が窺える。教育委員会と市議会の

[288] 前掲、奈良市議会事務局、『教育厚生委員会会議録』、1977 年 5 月 26 日、7～9 頁、奈良市議会事務局所蔵。

[289] 奈良市議会事務局『教育厚生委員会会議録』、1977 年 5 月 26 日、10～11 頁、奈良市議会事務局所蔵。

[290] 奈良市議会事務局『教育厚生委員会会議録』、1977 年 5 月 26 日、10～11 頁、奈良市議会事務局所蔵。

[291] 『学校を開く会』は、「奈良に夜間中学をつくる会」の呼称の誤りである。

間での手続きに問題があった。同年 7 月 20 日に「つくる会」は、奈良市教育委員会との交渉を行うが、夜間中学開設の準備が整わず、9 月の開校は実現しないことを知る[292]。

1977 年 7 月 29 日に、奈良市議会「教育厚生委員会会議」が開催された。この会議録からは、学齢超過者の教育権保障を学校教育（夜間中学）で担うと決まった後も夜間中学のビジョンが定まらぬ状況が窺えた。市原委員は同年 2 月に 3 学級、4 人教員配置が県議会で議決され予算が確定されながら、9 月開校が出来ない理由を藤井教育長に問うている。それに対し、藤井教育長は「開設が遅れている一番の原因は、私を含め教育委員会の審議がいまだ不十分であるということに尽きる」[293]と答弁した。

市原（社会党）は、「勉強が不十分だ、審議が不十分だという話が多すぎる。すでに一年以上たっている。（略）昼間生徒が 46 人も放置されたらどういう問題になるのか。自分の責任ではなく、社会的、経済的な様々な理由によって学校へ行けなかった人たちが、今自ら名乗り出て、その恥ずかしさを乗り越えて通学しているひとたちがどういう思いで公立化されるのをまっているのか、もう一度考えてほしい。教育委員会として、その責任をはたそうとされているのかどうか疑問に思う。（略）委員会全体の皆さんにぜひお願いしたいが、私あるいは議会関係者、他の市民の声よりも生徒自身がどういう苦しみの中でいままで生活をしてこられたのか（略）生徒自身の声をぜひ、聞いてあげてほしい」と述べた[294]。

1977 年 12 月 6 日、奈良市議会で一般会計の補正予算が計上され、ようやく開校が決定した[295]。その後も、1978 年 1 月 17 日に、「つくる会」と自主夜間中学の生徒会は、自主夜間中学の講師を公立夜間中学にも置き、自主夜間中学のスタイルを維持することを要望している。同年 3 月 6 日には、自主夜間中学で得られた経験をもとに、①個別指導が可能な教員配置、②他市町村居住者の受け入れ、③障碍者と健常者を同じ教室で学べるよう配慮することの 3 点を奈良市教育委員会に要望した。1978 年 3 月「1978 年度奈良市立春日中学校夜間学級生徒募集要項」が発表され、入学資格の年齢は「満 18 歳以上」、居住地は「奈良県内居住者」とし「入学希望者で、当該市町村教育委員会教育長の副申があるもの」との条件で生徒募集開始された。「つく

[292] 奈良市立春日中学校夜間学級（2008）『公立化 30 周年記念誌』220～211 頁。

[293] 奈良市議会事務局『教育厚生委員会会議録』、1977 年 7 月 29 日、奈良市議会事務局所蔵。

[294] 1977 年 8 月 15 日、同年 4 月開校が実現しないことに反対して、自主夜間中学・私設奈良夜間中学校の生徒たちは市役所で座り込みをして抗議行動を起こしている。同年 8 月 28 日「奈良に夜間中学の総会」にて、生徒会が発足した。同年 9 月 8 日、奈良市藤井教育棟が「4 月開校を明言できない」との発言に対して、生徒会は抗議文を奈良市教育委員会に提出し、さらに同年 11 月 12 日には、「憲法と教育基本法に基づき奈良に公立の夜間中学の開設を求める陳情書」を作成し、署名活動を行い 12 月 6 日までに約 1 万人の署名を集め、奈良市教育委員会に提出している。このように自主夜間中学・私設奈良夜間中学校の生徒会も夜間中学増設運動に関与している（奈良市立春日中学校夜間学級（2008）『公立化 30 周年記念誌』、220 頁～211 頁）。

[295] 1977 年 12 月 6 日に夜間中学開設の予算が確定した後も、「奈良に夜間中学を作る会」は奈良市教育委員会との交渉を続けている。（奈良市立春日中学校夜間学級（2008）『公立化 30 周年記念誌』220～211 頁）。

る会」と自主夜間中学からの要望②他市町村居住者の受入れについても盛り込まれている。こうして、1978 年 4 月 14 日奈良市春日中学校に夜間中学が開設されたのであった[296]。

第 4 節　小括

第 2 章でみたように、奈良県には 1947 年から 1960 年代まで、学齢児の長欠対策を目的とした夜間中学が、主に、被差別部落に存在していた。しかし、長欠児童生徒数が次第に減少し、奈良県下の夜間中学は全廃された。その後、1978 年に奈良市立春日中学に夜間中学が再び開設される。本章では、一度は全廃された奈良県奈良市に、夜間中学が再び開設されたのはなぜか、いかなる過程を経て夜間中学が開設されたかを検討した。前章でみたように、大阪府では教育行政の想定を超えるような生徒数の激増があり、その結果、従来の入学資格を「大阪府在住・在勤」から「大阪府在住」へと 1976 年度から変更し、他府県からの入学者を制限するようになった。奈良に在住し、学齢期に義務教育を受けられなかった人々の一部は大阪の夜間中学に通っていたが、学ぶ場を失ってしまった。学齢超過の義務教育未修了者への教育権保障をいかにすべきかその対応が奈良県、奈良市に求められるようになった。通える夜間中学を失った生徒達を案じたのは大阪の夜間中学の教員であった。その中心人物に天王寺夜間中学の教員岩井好子がいた。岩井は 1976 年 6 月に発足した「奈良に夜間中学をつくる会」の事務局員となり、奈良での夜間中学開設運動を展開した。

そして、夜間中学の開設をめぐる奈良県議会、奈良市議会、奈良市教育厚生委員会での議論の分析から 2 つの争点（①「学齢超過者の教育権保障」、②学齢超過者の教育権保障と学校教育・社会教育の区分）が見えてきた。争点①「学齢超過者の教育権保障」で窺えたように、「学齢」の児童・生徒のみに学校教育を付与する「学齢超過者の義務教育機会の保障」の問題に対して、県、市には、夜間中学を積極的に開設し学齢超過者の教育保障をしようという姿勢はなかった。争点②学齢超過者の教育権保障と学校教育・社会教育の区分では、学齢超過者は社会教育で学力補充する側に置かれ、学校教育で教育を受ける正統的立場にはない。社会教育では中学校卒業資格を付与できないが、中学校卒業認定試験に合格すれば取得できるとし、あくまでも、学齢超過者は学校教育の領域外だという行政側の秩序が見えた。先述したとおり、学齢を超過した者（満 15 歳の学年末を超過したもの）については、教育機会を保障する責任の所在が不明確であった。「つくる会」の事務局員岩井と共に夜間中学増設運動をしてきた奈良市議会議員（社会党）市原は、国の義務教育制度の中で、すべての人が得られるべき権利を保障する責任を奈良市議会で問うた。このような経緯を経て、1977 年 12 月 6 日に奈良市議会で一般会計補正予算に夜間中学開設費が計上され、開校が決まった。

[296] 1978 年 3 月 17 日に自主夜間中学私設奈良夜間中学は閉校し、同年 4 月 14 日に私設奈良夜間中学の生徒は奈良市春日中学校へ入学している。

1970 年代、大阪府では在日韓国朝鮮人の生徒数が爆発的に多くなり、それらの人々を収容するための条件整備が間に合わない状況があり、1976 年度から他府県からの入学を制限する状況が生まれ、奈良から通う生徒は学ぶ場所を失った。奈良の場合、大阪の夜間中学の教員が中心となり、「奈良に夜間中学をつくる会」を発足させ、奈良県下で夜間中学を作る運動を展開した。公立の夜間中学が発足する前には、自主夜間中学・私設奈良夜間中学校を開設し、学齢超過の日本人、引揚者を受け入れており、これらの人々の教育ニーズを反映して、公立の夜間中学である奈良市立春日夜間中学が開設されたことを明らかにした。

終章

第１節　本研究のまとめと考察

本研究は、1950 年から 1970 年代までの奈良県と大阪府を中心に公立の夜間中学の成立過程とその運用について分析してきた。以下では各章で明らかにしたことを総括する。

第 1 章では、1947 年から 2017 年までを対象として夜間中学の時期区分に取り組んだ。従来の研究では、全国の学校数、生徒数の特徴から夜間中学の時期区分を行ったが、本研究では生徒層（年齢別・国籍別等）を導入し最も多い生徒数に時代の画期を見出し、新たな時期区分を提示した。その結果、第 1 期 1947 年から 1960 年代末まで（学齢期・10 代・日本人）、第 2 期 1970 年代から 1996 年まで（中高齢・在日韓国朝鮮人）、第 3 期 1997 年から 2007 年まで（引揚）、第 4 期 2008 年以降（若年層・その他外国人）であった。

第 2 章では、奈良県において、被差別部落の長欠不就学政策の一環として夜間中学が開設されたことを明らかにした。従来の研究では、江口（2015a）が和歌山県の被差別部落の子ども会が主催する夜の学習会に中学校の教師が派遣されるという特有の形態をとっていた夜間中学について明らかにしたが、本研究で対象とした奈良県では、奈良県民生部内に同和問題研究所が開設され、同和地区の小中学校の校長で組織された同和問題研究会が組織されており、同和問題に対して先進的な取り組みをしていた。特に、奈良市は、県からの就学奨励費を用いて、長欠対策の一環として夜間中学を開設した。その一方で、差別的な構造が強固にあり、長欠問題対策への取り組みも、夜間中学の開設されておらず、地域住民で組織された部落解放運動による村政民主化運動が起こり、夜間中学が開設された北葛城郡河合村の事例があった。この時期に奈良県の夜間中学に通っていた生徒たちは、日本人であり、学齢と 10 代の若年層であった。

尾形・長田（1967）による夜間中学の開設目的の分類では、奈良県は「貧困救済型」とされていたが、夜間中学の開設経緯を詳細に分析すると、被差別部落の子どもたちの就学保障を目的として開設されていた。奈良市の場合、夜間中学は長欠不就学対策として学校独自の取り組みで開設されたものであり、被差別部落の地域の保育所、集会所、銭湯等に開設されており、夜間専任の教員配置はなかった。河合村の場合、寺、銭湯等に夜間中学が開設され、差別闘争の中で、夜間専任の教員の配置を勝ち取っていった。戦後、六三制が導入され、すべての人が義務教育を受けられるようになったが、部落の子どもたちは、学校に通えない状況であった。部落の子どもたちも学校に行けるようにとの地域住民の願いが奈良市、河合村では共通してあったが、それぞれの夜間中学の開設経緯は大きく異なっていた。また、夜間中学の形態としては、学校外での学校独自の取り組みであり、学齢の子どもたちの長欠問題が解消されるとともにその役割を終え、1960 年代末頃までには全廃された。

ところで、奈良県では、夜間中学が全廃された後、1978 年に夜間中学が再び開設される。これは、実は、大阪府の夜間中学の開設・運営状況（生徒数等も含め）が大きく作用していた。

従来の研究では、一つの自治体に限って夜間中学の開設過程を検討したが、この時期の奈良県の夜間中学の開設過程を検討するには大阪府を含め、県府を越えて広域的な視点から検討する必要があるため、本研究では、両府県の連関を意識して夜間中学の展開過程を明らかにした。

第 3 章では、大阪府を取り上げた。1947 年から 1950 年代末までの大阪府下には家庭の貧困のために、昼間に働かざるを得ない学齢の子どもたちの就学保障を目的に夜間中学が開設されたが 1960 年代末までに次第に廃止された（赤塚 1976）。岸和田市立岸城夜間中学のみ存続したが、1960 年代末頃には廃止寸前であった。1966 年 11 月に夜間中学廃止勧告が出された 2 年後の 1968 年 10 月 11 日から 1969 年 6 月 8 日まで、大阪で、東京都荒川第九中学校の卒業生の髙野雅夫が、夜間中学廃止反対運動を展開した。義務教育未修了者が多数おり、夜間中学はむしろ新たに開設する必要があることを関係機関に訴えて回った。1968 年 10 月に髙野が大阪市教育委員会を訪れ、大阪市内での夜間中学の開設を訴えるも、「解放教育を実施しているので大阪市内には義務教育未修了者はいない」と、夜間中学の開設には全く理解を示されなかった。1968 年 11 月に夜間中学廃止反対を訴えるテレビ番組が放映されたことをきっかけに、大阪在住の夜間中学入学希望者が出現し、1968 年 12 月、神戸市丸山中学校西分校で入学が許可された。大阪市教育委員会は、大阪市から神戸市の夜間中学に通う生徒の存在を知り、このことが、大阪市教育委員会に夜間中学不要論の再考を促す契機を導いた。髙野の働きかけを受けて、大阪教職員組合の運動団体が立ち上がり、それと連携した革新政党が、府議会、市議会で夜間中学について取り上げ、大阪府と大阪市にその開設を要求するようになっていった。1969 年 2 月 5 日、大阪府議会決算委員会で 1969 年度に夜間中学を設置することを明言し、大きな議論を経ずに、大阪府教育委員会から大阪市教育委員会に要請するという形で夜間中学の開設は決まった。大阪教職員組合が中心となり、大阪市教職員組合、革新政党と協働しながら、髙野が始めた夜間中学開設運動を推し進め、1969 年 6 月 5 日に天王寺夜間中学が開設した。入学資格は、学齢を超過した義務教育未修了者に限られ、大阪府在住、在勤者であった。

第 4 章では、大阪府下に夜間中学が増設される経緯と他府県から通う生徒を排除するまでの経緯を明らかにした。1970 年代に入ると大阪府では、入学希望者に引揚者、在日韓国朝鮮人が多数含まれるようになった。戦後、日本において十分に教育を受けられなかった在日韓国朝鮮人や引揚者の問題が一機に表面化したのである。特に、在日韓国朝鮮人の生徒数が爆発的に多くなった。1976 年度の新入生は、在日韓国朝鮮人が 7 割であり、言葉など、諸々の困難が生じ、個人指導を重点化できる複数指導制を導入する必要があったが、生徒増加率に相応しい教員の増員など、教育条件の改善対策は行われなかった。そこで、急増し続ける生徒数を抑制する手段として、1976 年度より大阪府が夜間中学の入学資格を「在住・在勤」から「在住」とし、他府県からの入学者を受け付けない方針へと転換した。これによって、他府県から大阪府下の夜間中学に通っていた生徒は排除される結果を導いたことを明らかにした。

第 5 章では奈良県を取り上げた。大阪府が他府県からの入学を制約する政策に方向転換した後、奈良から通う生徒は学ぶ場所を失った。大阪の夜間中学の教員が中心となり、「奈良に夜間中学をつくる会」を発足させ、奈良県下で夜間中学を作る運動を展開した。

奈良県議会、奈良市議会における夜間中学の開設を巡る議論では、当初、奈良県では、県下に夜間中学を必要としている人は少なく、夜間中学を作るのは財政上、非効率的であるので、一定数の生徒数がいる大阪の夜間中学に通うのがよいとし、県下での夜間中学の開設に前向きではなかった。夜間中学創設の議論で見えてきたのは、学齢超過者の就学保障に対する教育行政における責任の所在は不明確なままだということであった。当人の自主性に基づいて、「社会教育」で学習機会を保障するべきであるという認識が、奈良県、奈良市にあり、学齢超過者のための夜間中学を「学校教育」として開設することには理解が得られなかった。学齢超過の義務教育未修了者への教育権保障として、社会教育では中学校卒業資格を付与できないが、中学校卒業認定試験に合格すればそれを取得できるとし、あくまでも、学齢超過者は学校教育の領域外であると行政側は考えた。「つくる会」の事務局員岩井と共に夜間中学増設運動をしてきた革新政党市議会議員である市原は、国の義務教育制度の中で、すべての人が得られるべき権利を保障する責任を奈良市議会で問うた。この後、学齢超過者であっても学校教育で教育権保障を行うことを決め、1978 年 4 月に奈良市立春日中学校が開設されたのであった。

夜間中学研究においては、戦後から 1960 年代までの夜間中学の開設経緯に関しては未解明な部分が多く、実証的研究が求められており、その一端を奈良県に着目して本研究で明らかにした。戦後から 1950 年代末ごろまでは貧困家庭の子どもの長欠対策の一環として開設された夜間中学であったが、1960 年代末頃から、学齢超過者の義務教育未修了者の教育権保障が社会的課題となった。学齢超過の義務教育未修了者は、日本人のみならず、在日韓国朝鮮人、引揚帰国者等へと広がり、これらの人々の教育権保障を担ったのが夜間中学であり、特に、1960 年代末から夜間中学の学校数・生徒数において大きな位置を占めたのは大阪府であった。

夜間中学の入学対象者が学齢から学齢超過者へと限定される経緯については、大多和 (2017) により明らかにされたが、複数の自治体を連関させ広域的な視点から、夜間中学開設のプロセスは検証されていない。これに対して、本研究では、1960 年代末から 1970 年代の大阪府と奈良県の両県を含め広域的な視点で捉え、夜間中学の開設経緯を明らかにした。大阪市内に夜間中学が未設置の時代には、神戸市の夜間中学に通う生徒が発生したが、その後、大阪市内に夜間中学が開設されると爆発的に生徒数が増加し続け、大阪府内に夜間中学が増設されたものの、生徒数の適正規模を維持できないため、他府県からの入学者を排除するよう政策転換した。そのため、奈良市から大阪市に通う夜間中学生は学ぶ場を失い、これを契機とし奈良市内で夜間中学開設運動が展開され、夜間中学が新設されたのである。このように、夜間中学が未設置である地域から設置地域へと自治体間で夜間中学生が移動しており、この問題の解消を試みる夜

間中学の開設経緯を大阪府と奈良県の連関に着目して明らかにした。以上が、本研究の知見である。

第２節　残された研究課題

以下では、本研究で着手できなかった研究課題について触れておきたい。

ひとつは、公教育制度が多様化する中で、夜間中学をどのように位置づけるのかを検証することである。近代国家では、国民形成の装置として公教育は形成され、人々に教育機会を均等に保障するとされた。だが、実際には、社会階層などの諸要因による教育格差が存在し、様々な教育課題が生じたが、公教育（義務教育制度等）を充実させることによりその課題を解消しようとしてきた。戦後の義務教育制度における長欠不就学の問題は主に学校で解消しようとしており、その一環で夜間中学が開設されていた。近年では、公教育制度は市場的規制緩和論と接合し、能力開発・社会投資論とも親和性を持ち、制度内部でも制度外部においても拡散しつつある[297]。このような公教育制度の再編動向の中で、義務教育制度の内部にある夜間中学は、法的根拠に曖昧性を残していたが[298]、2016 年の「教育機会確保法」制定により、義務教育未修了者への補償的教育機関としてその位置づけがやや明確になったと言える。今日、市場原理の影響を受け、競争的になっている日本の公教育制度では、様々な要因により昼の中学校から排除される人々の救済策として夜間中学が位置づけられ、義務教育制度の二重構造が生み出されることが懸念されている[299]。このことは、戦前の義務教育制度の複線化と類似する機能をもたらし、社会的階層の固定化につながり、不平等の再生産を生み出す可能性がある。このような公教育制度の再編の中に、国は夜間中学をいかに位置づけようとしているのかを検証したい。

第二点目として、地方自治体による義務教育未修了者の教育機会の保障政策研究である。本研究では、主に、夜間中学増設運動の活動とそれに対応する行政側の動きに着目して夜間中学の開設過程の検証に取り組んだ。本論では、1950 年代の奈良県では都市部（奈良市）では、県費による就学奨励策の一環として夜間中学が開設され、また、郡部（北葛城郡河合村）では、村政に対する差別糾弾闘争と「平和こども会」からの要望をもとに夜間中学が開設された。同じ奈良県内でも都市部と郡部とでは夜間中学の開設経緯には大きな違いがあることを明らかにした（第 2 章）。また、1960 年代末から 1970 年代中頃までの大阪府では、夜間中学増設運動を始めた髙野を支える多様なエージェントで構成される運動によって大阪府内に複数の夜間中学が開設された。大阪府の場合、夜間中学増設運動側からの強い働きかけがあり、その要望を

297 横井敏郎（2018c）「現代教育における多様化と包摂の交錯―公教育制度の変容と教育行政（1）」『日本教育行政学会年報』44 巻、181 頁。

298 前掲、大多和雅絵（2017）『戦後の夜間中学の歴史』、325 頁。

299 庄司匠（2018）「義務教育の完全保障か義務教育構造化か：義務教育機会確保法を中心とする現行法制度の内容と今後の夜間中学運動の課題」、『部落解放』、解放出版（751）、62～69 頁。

受け入れる政治的土壌が当時の大阪にはあり夜間中学が開設された（第 3 章・第 4 章）。その後、他府県からの入学を大阪が認めないようになり、奈良で大阪の教員を中心とした夜間中学増設運動が展開され、夜間中学が開設された点について明らかにした（第 5 章）。しかし、1947 年から 1960 年までの夜間中学の開設過程には、国レベル、学校レベルでの開設経緯の調査研究は蓄積されているものの自治体の政策研究には研究の余地が残されている。同様に、2016 年の教育機会確保法成立以降に夜間中学を開設した自治体にも着目して研究を進める必要がある。特に、地方自治体が独自に実施する政策や運用、財政支出等、政策実施を可能にする、もしくは、阻む要因に着目しながら、地方自治体における夜間中学の開設について、研究を進めたい。

第三点目として、多様な生徒を受け入れる夜間中学の運営に関する実証研究である。戦後の夜間中学は時代ごとに、多様な義務教育未修了者を受け入れてきた（第 1 章）。日弁連（2006）の定義では、義務教育未修了者とは、中高年齢者（戦中・戦後の混乱や貧困という理由で、義務教育を受ける機会を失った人）、障がいのある人で就学免除を受けた者、中国帰国者、在日韓国朝鮮人、新渡日外国人だが[300]、最近の文部科学省（2016）の定義では、新たに形式卒業者（不登校、児童虐待、就学猶予・免除、無戸籍、定住外国人の子ども）が含まれるようになった[301]。このような義務教育未修了者に対して夜間中学は、公教育制度において、学齢期に教育機会を失った人々への補償的教育を提供する学校である。海外に目を転ずると、1980 年代中頃には、学齢超過の外国人の子どもへの教育保障の場を提供し始めており、通常の学校の外側に代替的あるいは、補償的な教育機会を用意し拡充している。これらは次第に正当な位置を占めるようになっている[302]。日本においては、2016 年の教育機会確保法制定によって、公教育制度にある補償的な教育を提供する学校として夜間中学が認識されるようになり、このような動向にある夜間中学はどのような教育を提供しているのか。夜間中学の教育課程（学校行事や課外活動など教育課程以外の学びの形態も含めて）、教育実践に関する調査研究をする必要がある。

[300] 日本弁護士連合会（2006）「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」5〜21 頁。

[301] 文部科学省（2015）「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方（通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm（2020 年 1 月 30 日アクセス）

[302] 横井敏郎（2019）「第 11 章コペンハーゲン市青年学校―デンマークのセカンドチャンススクール」研究代表者横井敏郎『グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究』（2014〜2017 年度日本学術振興会科学費補助金科研（B）（一般）研究成果報告書（課題番号 26285169）、144 頁。

主要参考文献・資料一覧

赤塚康雄（1976）『新制中学校成立史研究』明治図書

浅野慎一（2012）「ミネルヴァの梟たち－夜間中学生の生活と人間発達」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科紀要』第 6 巻第 2 号

浅野慎一（2014）「戦後日本における夜間中学の卵生と確立―1947～1955 年」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第 7 巻第 2 号

浅野慎一（2019）「夜間中学の変遷と未来への「生命線」：夜間中学生アンケートをふまえて」『日本の科学者』第 54 巻第 2 号

浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究：ポスト・コロニアルの東アジアを生きる』お茶の水書房

『生きる闘う学ぶ』編集委員会編（2019）『生きる　学ぶ　闘う　関西夜間中学運動 50 年』解放出版社

岩井光太（2014）『浮浪児 1945 - 戦争が生んだ子どもたち』新潮社

岩井好子編（1977）『うどん学校』盛書房

岩井好子（1989）『オモニの歌―48 歳の夜間中学生』ちくま書房

市川昭午（2006）『教育の私事化と公教育の解体―義務教育と私学教育』教育開発研究所

上杉孝實・大庭宣尊編（1996）『社会教育の近代』松籟社

上杉孝實（2007）「イギリスの教育改革における生涯学習の動向」大桃敏行・上杉孝實他編『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房

上杉孝實（2016）「成人基礎教育の制度化の現状と課題」岩槻友也編著『社会的困難を生きる若者と学習支援』赤石書店

江口怜（2013）「学校社会事業としての夜間中学：1950―1960 年代の京都市の事例に着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 53 号

江口怜（2015a）「1950 年代の和歌山県における部落子ども会と夜間学級」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 41 号

江口怜（2015b）「夜間中学から見る戦後日本社会」木村元編、日本学術振興会科学研究費補助金基礎研究（C）研究成果報告書『日本における学校化社会の成立過程―その基礎的研究』

江口怜（2015c）「被差別部落の人間形成と義務教育―神戸市内の夜間中学に学んだ夫婦の語りに焦点を当てて」『日本オーラル・ヒストリー研究』第 11 号

江口怜（2016）「夜間中学政策の転換点において問われていることは何か :その歴史から未来を展望する」『<教育と社会>研究』（26）

江澤和雄（2010）「就学義務制度の課題」『レファレンス』第 60 号（5）

大門正克（2011）「『生存』を問い直す歴史学の構想」『歴史学研究』（886）青木書店
大阪府教育委員会（1978）『大阪府教育史百年第 1 巻　概説編』大阪府教育委員会
大田堯編（1978）『戦後日本教育史』岩波書店
太田美幸（2011）『生涯学習社会のポリティクス　スウェーデン成人教育の歴史と構造』新評論
大多和雅絵（2011）「戦後夜間中学の研究－東京都夜間中学日本語学級の開設に着目して」『日本の教育史学：教育史学会紀要』第 54 号
大多和雅絵（2017）『戦後　夜間中学の歴史―学齢超過者の教育を受ける権利をめぐって』六花書房
尾形利雄・長田三男（1967）『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房
加藤美帆（2012）『不登校のポリティクス―社会統制と国家・学校・家族』勁草書房
苅谷剛彦（2009）『教育と平等―大衆教育社会はいかに生成したか』中央公論新社
川瀬俊治（1978）『奈良からの報告夜間中学設立運動』たいまつ社
川瀬俊治編（2014）『岩井好子先生を偲ぶ』私製版
喜多明人（2017）「普通教育機会確保法の成立と多様な学びのこれから」『子どもの権利研究』28 号
草京子（2013）「すべて人に義務教育を保障するために―戦後の夜間中学の変遷から―」『歴史学研究』905 号
草京子・浅野慎一（2018）「1947～1955 年における夜間中学と生徒の基本的特徴（前篇 ）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11（2）
草京子・浅野慎一（2018）「1947～1955 年における夜間中学と生徒の基本的特徴（後編 ）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』12（1）
桑原敏明（1978）『世界教育史 28 義務教育史』講談社
栗田克実（2001）「公立夜間中学の諸問題―歴史、現状、課題」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 83 号
見城慶和・小林チヒロ（2002）『夜間中学の青春』大月書店
桜井厚（2005）『境界文化のライフストーリー』せりか書房
雀部猛利（1957）「尼崎市における夜間中学生の生活実態」『論集』4 （2）47-86
雀部猛利（1958）「尼崎市における夜間中学生の生活実態（続）」『論集』4 （3）
白石裕（2009）「第 6 章教育機会の平等と財政保障」平原春義編『教育行政学』東京大学出版会
白井善吾（2010）「夜間中学からの『かくめい』―学びを創造する」解放出版
庄司匠（2018）「義務教育の完全保障か義務教育構造化か：義務教育機会確保法を中心とする現行法制度の内容と今後の夜間中学運動の課題」、『部落解放』、解放出版（751）

杉田敦（2005）『境界線の政治学』岩波書店
鈴木英一（1956）「公立の小学校および中学校における長期欠席児童生徒の実態」『文部時報』第 943 号
須田登美雄（2017）「夜間中学はいま(12)夜間中学の未来：議員立法成立に向けた活動」『月刊社会教育』61
ジャック・ランシエール（2015）『不和あるいは了解なき了解　政治哲学は可能か』インスクリプト
関本保孝（2017）「義務教育機会確保法」の成立と国・自治体・民間団体の課題」『月刊社会教育』61 号
関本保孝（2017）「夜間中学の増設を：『義務教育確保法』と地方議会・自治体の課題」『議会と自治体』230 号
全国解放教育研究会（1980）『部落解放教育資料集成』第 8 巻　明治図書
全国識字学級実態調査委員会（2011）『「2010 年度・全国識字学級実態調査」報告書』
添田祥史（2006）「夜間中学の官民協働運営の可能性―北九州市における「官民タッグ」方式の検討」『九州教育学会研究紀要』 34 号
添田祥史（2008a）「『義務教育未修了者の学習権保障』概念の再考」『九州教育学会研究紀要』第 36 巻
添田祥史（2008b）「沖縄における義務教育未修了者の学習権保障の現状と展望」『東アジア社会教育研究』第 13 号
添田祥史（2012）「釧路市における格差・貧困問題と成人基礎教育:釧路自主夜間中学「くるかい」の現場から」『教育学の研究と実践』 7、15-24 頁
添田祥史（2013）「若者への学び直しの実際―釧路自主夜間」中学『くるかい』の現場から」部落解放・人権研究所編『部落解放研究』第 199 号
添田祥史（2018c）「夜間中学をめぐる動向と論点整理」『教育学研究』第 85 号（2）高木太郎（1970）『義務教育制度の研究』風間書房
徐　阿貴（2012）『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成―大阪の夜間中学を核とした運動』お茶の水書房
増山　均（1976）「昭和初期ピオニール運動の組織と教育」『人文学報』第 11 号、東京都立大学人文学部
髙野雅夫（1975）『자립』修羅書房
髙野雅夫（1993）『夜間中学生タカノマサオ　武器になる文字とコトバを』解放出版社
田中勝文（1978）「夜間中学問題を通して学校を考える」『教育学研究』第 45 号第 2 号
田中勝文（1963）「『夜間中学』の問題―その性格と成立の要因をめぐって」教育科学研究会編『教育』13（2）国土社

田中勝文（1975）「夜間中学」浦辺史編『児童問題講座　第六巻　児童養護問題』ミネルヴァ書房
田中勝文（1978）「『夜間中学』にみる教育と福祉の問題―27 年のその歩みを通じて」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の論理』一粒社
田中勝文（1978）「夜間中学問題を通して学校を考える」『教育学研究』第 45 巻第 2 号
田中友佳子（2017）「1950―1960 年代における学校社会事業（School Social Work）の模索：寺本喜一によるアメリカ学校社会事業導入に焦点を当てて」『教育基礎学研究』（15）
棚田洋平（2007）「成人マイノリティ教育における教育実践に関する一考察－夜間中学の授業実践を事例として」『大阪大学教育学年報』（12）
棚田洋平（2013）「地域におけるリテラシー支援の場としての識字学級―困難を抱える若年者にとっての識字」部落解放・人権研究編『部落解放研究』第 199 号
玉本格（1969）『部落と学校と変革と』明治図書
塚原雄太（1958）『夜間中学生』知性社
塚原雄太（1969）『夜間中学―疎外された「義務教育」』社会新報
塚原雄太（1969）『私は口を利かない－六人の夜間中学生の話』（田畑書店）
寺本喜一（1954）「夜間中学生の缺席率を手がかりとする不就学長缺問題の一分析:学校社会事業的方法の必要」『西京大學學術報告. 人文』5
寺本喜一（1954a）「十六　学校社会事業としての夜間中学」『第 5 回　日本教育社会学会大会研究発表要項』
寺本喜一（1954b）「夜間中学生の缺席率を手がかりとする不就学長缺問題の分析」『西京大学学術報告　人文』第 5 号、西京大学
寺本喜一（1963）「夜間中学の実態と問題点」『都市問題』東京市政調査会 編 54(12)
奈良県教育委員会（1974）『奈良県教育百年史』奈良県教育委員会
奈良の同和地区史的調査委員会編（1983）『奈良の部落史』1983 年
西田芳正ほか（2012）『排除する社会・排除に抗する学校』大阪大学出版
日本弁護士連合会（2006）「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」
西村史子（2009）「義務教育と中学校卒業程度認定試験」『和光大学現代人間学部紀要』第 2 号
野山広（2017）「基礎教育保障の基盤となる人材確保等の課題と展望:夜間中学における日本語の教育を支える人材に必要な資質・能力という観点から」『基礎教育保障学研究』1 号
広田照幸・岩下誠・橋本伸也（2013）『福祉国家と教育-比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂　第 3 号
林部一二（1961）「児童生徒の就学援助」文部時報 1011 号

橋本伸也（2013）『福祉国家と教育―比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂
パウロ・フレイレ（2018）『被抑圧者の教育学 50 周年記念版』亜秋書房
土方苑子（2002）『東京の近代小学校―「国民」教育制度の成立過程』東京大学出版
堀尾輝久（1966）「義務教育」宗像誠也編『教育基本法』新評社
増山均「昭和初期ピオニール運動の組織と教育」『人文学報』第 11 号、東京都立大学人文学部、1976 年
松崎運之助（1976）『夜間中学の歴史』東京都夜間中学研究会資料室
松崎運之助（1979）『夜間中学―その歴史と現在』白石書店
松浦勇太郎（1976）『この道を歩みつづけて』明治図書出版
宮崎里司（2006）「夜間中学日本語学級の日本語教育と指導（小特集・夜間中学）」『教育』教育 56(4)
宮島喬・梶田孝道（2004）「マイノリティをめぐる包摂と排除の現在」『国際社会学四　マイノリティと社会構造』東京大学出版
南　誠（2016）『中国帰国者をめぐる包摂と排除の歴史社会学』明石書店
守口夜間中学『不思議な力　夜間中学』編集委員会（2005）『不思議な力　夜間中学』宇田出版
三浦耕吉郎（2006）『構造的差別のソシオグラフィー』世界思想社
文部省（1952）「解説　長期欠席児童生徒の環境とその実態」『教育統計』第 18 号
文部省（1981）『学制百年史』帝国地方行政学会
夜間中学増設運動全国交流集会編(1997)『文字はいのちやたからや―国際識字年に問う」開窓社
柳川覚治（1956）「不就学・長欠児童生徒・生徒対策について―三省共同通達の解説」『文部時報』第 942 号
山根実紀（2008）「夜間中学に学ぶ在日朝鮮人女性 : 作文とライフヒストリーにみるポスト植民地問題」『龍谷大学大学院経済研究』（8）
山根実紀（2009）「在日朝鮮人にとっての夜間中学―ライフヒストリーからのアプローチ」『経済学論集（民族学特集)』第 49 巻第 1 号
山根実紀（2017）『オモニがうたう竹田の子守唄―在日朝鮮人女性の学びとポスト植民地問題』インパクト出版会
山本実（1969）『夜間中学―義務制公教育の空洞化現象』明治図書
梁　陽日（2015）「夜間中学教育運動における在日韓国・朝鮮人の遺産 :東大阪市立太平寺夜間中学の事例から」『生存学』第 8 号、立命館大学生存学研究所
結城　忠（2008）「就学義務制と教育義務制（1)」『教職研修』36 巻 10 号
横井敏郎（2009）「格差社会における教育行政の課題」『日本行政学会年報』第 35 号

横井敏郎（2014）「社会的排除と教育行政」『日本教育行政学会年報』第 40 号
横井敏郎（2018a）「教育機会確保法制定論議の構図：学校を越える困難」『教育学研究』第 85 巻 第 2 号
横井敏郎（2018b）「現代日本の義務教育の拡散・拡張：制度外教育機会・規制緩和の観点から 」『教育制度学研究』第 25 号
横井敏郎（2018c）「現代教育における多様化と包摂の交錯：公教育制度の変容と教育行政（1）」『日本教育行政学会年報』44 号
横井敏郎（2019）「第 11 章コペンハーゲン市青年学校―デンマークのセカンドチャンススクール」研究代表者横井敏郎『グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究』（2014～2017 年度日本学術振興会科学費補助金科研（B）（一般）研究成果報告書（課題番号 26285169）、144 頁
横関理恵（2012）「戦後における中学校夜間学級史の時期区分に関する一考察：『全国夜間中学校研究大会記録誌』を手がかりに」『日本教育学会大会研究発表要項』第 71 巻、日本教育学会
横関理恵（2017）「戦後における中学校夜間学級の成立過程：1947 年から 1960 年代の奈良県に着目して」『教育学の研究と実践』第 12 号、北海道教育学会
横関理恵（2018a）「夜間中学開設をめぐるポリティーク―奈良県、奈良市の議会録の分析を通じて―」『基礎教育保障学研究』創刊号、基礎教育保障学会
横関理恵（2018b）「義務教育における年齢主義の緩和―中学校夜間学級の形式卒業者の受け入れを事例に（課題別セッション 拡張・拡散する義務教育：その把握と再構築の課題」『教育制度学研究』第 25 号、日本教育制度学会
横関理恵（2018ｃ）「いつでも、誰でも、どこからでも、夜間中学に通える制度づくり―義務教育保障における国・地方自治体の取り組み（特集 夜間中学が切り開く学習の自由－学習権のグローバルスタンダードを日本に）」日本科学者会議編『日本の科学者』第 54 号
横関理恵（2019）「第 15 章夜間中学校と不登校政策―東京都の形式卒業と政策転換」 研究代表者横井敏郎『グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究』（2014～2017 年度日本学術振興会科学科研費補助金基盤研究（B）（一般）研究成果報告書（課題番号 26285169）

〇大阪府議会・大阪市議会会議録関係

大阪府議会事務局 『大阪府議会会議録 1969 年度』（1969 年 3 月 12 日）
大阪府議会事務局 『大阪府議会会議録 1969 年度 5 月定例会大阪府会常任委員会」第 1 号（1969 年 6 月 5 日）
大阪府議会事務局 『大阪府議会会議録 1970 年 2 月定例大阪府議会会議録」

（1970 年 2 月 25 日）
大阪府議会事務局 『大阪府議会会議録　1976 年 2 月定例会文教常任委員会会議録』
第 3 号（1976 年 3 月 15 日）
大阪市議会事務局 『大阪市議会会議録　1968 年 3 月定例会常任委員会（文教経済・
通常予算）会議録』第 8 号（1969 年 3 月 22 日）
大阪市議会事務局 『大阪市議会議録　1968 年度決算特別委員会（準公営・一般）
会議録』　第 9 号（1969 年 11 月 19 日）
大阪市議会事務局 『大阪市議会会議録 1969 年度決算特別委員会（準公営・一般）会議録』
第 7 号（1970 年 11 月 14 日）
大阪市議会事務局 『大阪市議会会議録 1971 年定例会常任委員会
（文教経済・通常予算）会議録』第 3 号（1971 年 3 月 2 日）
大阪市議会事務局『大阪市議会会議録　1975 年定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会
議録』第 4 号（1975 年 3 月 6 日）
大阪市議会事務局『大阪市議会会議録　1973 年 3 月大阪市議会　定例会常任委員会
（文教経済・通常予算）会議録』第 3 号（1973 年 3 月 14 日）
大阪市議会事務局『大阪市議会会議録　1972 年 3 月定例会常任委員会（文教経済・通常予算
）会議録』第 5 号（1972 年 3 月 18 日）
大阪市議会事務局 『大阪市議会録 定例会常任委員会（文教経済・通常予算）会議録』第 4
号（1975 年 3 月 6 日）

〇奈良県議会・奈良市議会会議録関係

奈良県議会事務局『第 150 回定例会奈良県議会会議録（第 5 号)』(1976 年 3 月)
奈良市議会事務局『奈良市議会 3 月定例会　会議録（第 3 号)』(1976 年 3 月 16 日)
奈良市議会事務局『奈良市議会 6 月定例会　会議録（第 8 号)』(1976 年 6 月 22 日)
奈良県議会事務局『第 151 回定例会奈良県議会会議録（第 2 号)』(1976 年 6 月)
奈良市議会事務局『教育厚生委員会会議録』(1977 年 2 月 26 日)
奈良市議会事務局『教育厚生委員会会議録』(1977 年 7 月 29 日)

〇全国の夜間中学に関する資料

全国夜間中学校研究会・夜間中学史料収集・保存ワーキンググループ
『DVD60 年の歩み全国夜間中学校研究会大会史料集成 1954 年度～2014 年度』全国夜間中
学校研究会（2015 年 11 月）
全国夜間中学校研究会・夜間中学資料収集・保存ワーキンググループ
『夜間中学関係資料目録』(2016 年 12 月)

全国夜間中学校研究会『2015 年度第 61 回全国夜間中学校研究大会大会資料』
全国夜間中学校研究会『2015 年度第 61 回全国夜間中学校研究大会大会記録誌』
全国夜間中学校研究会『2016 年度第 62 回全国夜間中学校研究大会大会資料』
全国夜間中学校研究会『2016 年度第 62 回全国夜間中学校研究大会大会記録誌』
全国夜間中学校研究会『2017 年度第 63 回全国夜間中学校研究大会大会資料』
全国夜間中学校研究会『2017 年度第 63 回全国夜間中学校研究大会大会記録誌』
京都市立中学校二部学級開設 50 周年記念事業実行委員会『京都市立中学校二部学級開設 50 周年記念誌』(2000 年)

〇東京の夜間中学に関する資料

東京都夜間中学校研究協議会編『東京都夜間中学校十四年の歩み』(1970 年)
東京都夜間中学研究会『東京都夜間中学研究会 50 周年記念誌』(2011 年)
葛飾区立双葉中学校夜間学級『葛飾区立双葉中学校夜間学級開設六十周年記念誌「ふたば」』
葛飾区立双葉中学校夜間学級発行(2013 年 11 月)
東京都教育委員会『東京都の教育(平成 28 年版)』(2016 年 12 月)
東京都葛飾区教育委員会学務課の提供資料を参照した(2017 年 8 月 29 日)
夜間中学と教育を語る会『元不登校・形式卒業者の方の学び直しの場　夜間中学』(2016 年)

〇奈良の夜間中学に関する資料

奈良県同和問題研究所「明けゆく社会」(1952 年 3 月 1 日)
奈良県民生労働部同和問題研究所『明けゆく社会』(1955 年 3 月 1 日)
奈良県同和問題研究所「明けゆく社会」第 36 号(1957 年 3 月 1 日)
奈良県同和問題研究所『未解放部落の実証研究』(1953 年)
奈良県同和問題研究所『同和問題資料』第 3 号(1954 年)
奈良県同和教育研究会『長欠児童生徒の生態調査』(1957 年)
奈良県教育委員会『教育年報 No8』(1956 年)
奈良県教育委員会『教育年報』第 9 号(1958 年)
私設私設奈良夜間中学校『生徒作品集うどん 1976 年 9 月 7 日～1978 年 3 月 17 日』私製版
(1978 年)
奈良県立同和問題関係史料センター『戦後奈良県の同和教育関係史料・年表』(1998 年)
奈良県夜間中学連絡協議会『奈良の夜間中学とは？』(2001 年)
奈良市立春日中学校夜間学級３０周年記念事業実行委員会(2008)『公立化 30 周年記念誌」

〇大阪の夜間中学に関する資料

大阪教職員組合「大阪に夜間中学を－義務教育の完全実施のために」(1969 年 2 月 7 日)
大阪市教職員組合中央支部・大阪市立天王寺夜間中学中学校夜間学級分会共同報告
「夜間中学の現状と教育課題」(1969 年 12 月 1 日)
大阪市教職員組合・天王寺夜間中学中学校夜間学級分会、教職員一同
「大阪市委員会　委員長　庄野英二宛　要望書」(1975 年 9 月)
大阪市教職員組合「夜間中学を育てる会発足　義務教育未修了者府下に五万人」『大阪市教組』245 号（1970 年 10 月 15 日）
大阪市立菅南中学校夜間学級「学校要覧　1975 年度」(1975 年)
大阪市立菅南中学校夜間学級「学校要覧　1976 年度」(1976 年)
夜間中学を育てる会「夜間中学を育てる会　経過報告」(1970 年 9 月 27 日)
夜間中学を育てる会「大阪での夜間中学増設の要望」(1974 年 11 月)
夜間中学を育てる会「夜間中学を育てる会」No.2（発行日記載なし）
夜間中学を育てる会「夜間中学を育てる会」No.3（発行日記載なし）
夜間中学を育てる会「夜間中学を育てる会ニュース」No.8（1975 年 10 月 17 日）
夜間中学を育てる会「夜間中学を育てる会ニュース」No. 9 （1975 年 11 月 7 日）
夜間中学を育てる会「陳情書」(1970 年 10 月 12 日)
夜間中学を育てる会『キケ人や　夜間中学を育てる会の記録』(1971 年)
夜間中学を育てる会「大阪での夜間中学増設の要望」(1974 年)
夜間中学を育てる会「大阪府知事黒田了一及び大阪府教育委員会中畔肇宛　夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての公開質問書」(1976 年 3 月 10 日)
夜間中学を育てる会「夜間中学を育てる会ニュース」第 4 号（1976 年 6 月 9 日）
夜間中学を育てる会「夜間中学の教育施設・条件に関する当面の緊急課題についての
公開質問書」

〇新聞

『朝日新聞』「友情の勧奨で成功　長期欠席生徒防止策」(1949 年 10 月 2 日)
『毎日新聞』「長期欠席生徒減る督励委員会の力で」(1949 年 11 月 19 日)
『朝日新聞（奈良版)』「幸薄き子も学ぶ　箸尾中に夜学」(1950 年 1 月 17 日)
『解放新聞』号外、「26 日に同盟休校をとく　教育の民主化不就学対策を条件に」
(1955 年 3 月 3 日)
『解放新聞』(1955 年 3 月 10 日)
『解放新聞』第 40 号（1952 年 3 月 15 日）
『解放新聞』第 77 号「新しい村づくりを選挙で/この要求を全村に」
(1955 年 3 月 30 日)

『解放新聞』第 78 号（1955 年 4 月）
『奈良県教育』第 46 集 7 月号（1957 年）
『毎日新聞』「奈良にも夜間中学を」（1975 年 12 月 1 日）
『毎日新聞』「県内に夜間中学作れ　12 人が大阪へ通う来年度締出し
中学教諭ら運動展開」（1976 年 3 月 6 日）
『読売新聞』「県内にも夜間中学を天中教諭　学習会開き訴え」（1976 年 3 月 9 日）
『奈良新聞』「夜間中学つくる会結成総会を開く」（1976 年 6 月 14 日）
『奈良新聞』「夜間中学 3 学級で 5 教員　奈良市教委初の具体案」（1977 年 1 月 11 日）
『奈良新聞』「夜間中学設置きまれば　教員を配置　県教委明らかに　奈良市内で 4 月開校実
現へ大きく前進」（1977 年 2 月 9 日）
『奈良新聞』「夜間中学設立運動入学　希望の人はいませんか、きょうビラで訴え」
（1976 年 5 月 18 日）
『朝日新聞』「奈良にも夜間中学を・・・来月『つくる会』結成準備会　入学希望者を募集」
（1976 年 5 月 21 日）
『朝日新聞』「九月には“私塾”で授業　「奈良に夜間中学をつくる会」発足　公立ができるま
での対策」（1976 年 6 月 14 日）
『産経新聞』「正強学園内に開校　9 月から教員陣は無料奉仕　寺子屋形式で『夜間中学』」
（1976 年 6 月 14 日）
『奈良新聞』「夜間中学開設からひと月　たとえ私塾でも　生徒急増　マンツーマンで」
（1976 年 10 月 14 日）
『毎日新聞』「懸命に励む生徒　勉強ぶりを現地ルポ」（1976 年 10 月 22 日）
『奈良新聞』「夜間中学開設からひと月」（1976 年 10 月 14 日）
『毎日新聞』「16 年「夜間中学」の灯消える　在校生いなくなってとうとう来月かぎり　岸和
田市岸城中」（1969 年 2 月 2 日）
『毎日新聞』「『夜間中学設けたい』大阪府の教育長が答弁」（1969 年 2 月 6 日）
『毎日新聞』「大阪府、初の積極予算案　万国博総仕上げ、三千七百億“民生福祉”倍層」
（1969 年 2 月 18 日）
『毎日新聞』「働きながら学べるぞ　大阪に正式な夜間中学　実った　“戦災孤児”高野君の説
得」（1969 年 4 月 1 日）
『毎日新聞』「夜間中学いつあける大阪　汚職のとばっちり　行政マヒ　先生ら　ヤキモキ」
（1969 年 4 月 26 日）
『毎日新聞』「府教委正式に認める岸和田中の夜間学級」（1969 年 5 月 12 日）
『毎日新聞』「市民をバックに発足　大阪に『夜間中学を育てる会』」（1970 年 9 月 28 日）
『朝日新聞』「夜間中学の設置を運動　日教組の方針」（1971 年 10 月 26 日）

『朝日新聞』「夜間中学の新増設を　府へ「育てる会」が要望」（1976 年 2 月 29 日）
『読売新聞』「荒川九中の生徒たちが映画　作り、働き、学ぶこの姿　熱っぽく“全国上映”」（1967 年 11 月 19 日）
『読売新聞』「正規の課程で夜間中学つくる　府教委　1～2 学級」（1969 年 3 月 13 日）
『読売新聞』「天王寺夜間中学中学で入学式　学べる喜び 89 人　25 歳のスシ職人が宣誓」（1969 年 6 月 6 日）
『日本経済新聞』「待望の「夜間中学」来月 5 日開校　天王寺夜間中学中学に併設」（2019 年 5 月 20 日）

〇文部省・文科省に関する資料

文部省（1952）「解説　長期欠席児童生徒の環境とその実態」『教育統計』第 18 号
文部省初等中等教育局・中央青少年問題協議会（1954）
『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書』
文部省（1961）『日本人の読み書き能力』
文部科学省（2013）「学校基本調査」
文部省（1992）『学制百二十年史』ぎょうせい

〇ホームページ

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議（衆議院ホームページ）
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaD721DAEC53E8393B4925807A002DEFC1.htm
（筆者最終閲覧日：2017 年 9 月 5 日）

文部科学省「中学校夜間学級等に関する実態調査の概要」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1375982_02.pdf
（筆者最終閲覧日：2017 年 10 月 5 日）

文部科学省（2016）「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1378463.htm
（筆者最終閲覧日：2017 年 10 月 5 日）
大阪府「夜間中学について」
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/9460/00000000/200801siryo.pdf

（筆者最終閲覧日：2019 年 11 月 1 日）

文部科学省「12. 学齢経過者の中学校等への入学許可について」『就学事務 Q &A』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422253.htm
（筆者最終閲覧日：2019 年 11 月 2 日）

文部科学省（2015）「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方（通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm
（筆者最終閲覧日：2020 年 1 月 10 日）

日本弁護士連合会（2006）
「学齢期に修学することができなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2006/060810.html
（筆者最終閲覧日：2019 年 1 月 20 日）

初出一覧

論文の一貫性を担保する観点から、大幅な加筆・修正を行っている。

序章

・「夜間中学校」横井敏郎編著『教育行政学　子ども・若者の未来を拓く』八千代出版、2014 年 9 月

第 1 章

・「戦後における中学校夜間学級史の時期区分に関する一考察：『全国夜間中学校研究大会記録誌』を手がかりに」日本教育学会第 71 回大会で発表し、その要約を『日本教育学会大会発表要旨集録』第 71 号に掲載、2012 年 8 月

第 2 章

・「戦後における中学校夜間学級の成立過程：1947 年から 1960 年代の奈良県に着目して」北海道教育学会『教育学の研究と実践』第 12 号、2016 年 9 月

・「子どもの貧困と教育機会の保障―戦後の夜間学級の成立過程に着目して」日本教育学会第 75 回大会で発表し、その要約を『日本教育学会大会発表要旨集録』第 75 号に掲載、2017 年 8 月

第 3 章

・書き下ろし

第 4 章

・書き下ろし

第 5 章

・「夜間中学開設をめぐるポリティークー奈良県、奈良市の議会録の分析を通じて―」基礎教育保障学会『基礎教育保障学研究』創刊号、2018 年 8 月

終章

・書き下ろし

研究助成

本論文の一部は以下 JSPS 科研費の助成を受けたものである。

・基盤研究（B）「グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究」（研究代表者：横井敏郎、課題番号 26285169、2014～2018 年度）

・研究活動スタート支援「若者・成人基礎教育保障に関する教育行政学的分析を通じた公教育論の再構築」（研究代表者：横関理恵、課題番号 19K23333、2019～2021 年度）